

国土強靱化アクションプラン2016 (案)

平成28年5月24日

国土強靱化推進本部

目 次

(頁)

はじめに	1
第1章 アクションプラン2016の策定について	2
第2章 プログラムごとの進捗状況	11
第3章 各プログラムの推進計画等	14
第4章 プログラム推進のための主要施策	41
(別紙1) プログラム及びプログラム共通的事項ごとの進捗状況.....	59
(別紙2) 変更した重要業績指標 (KPI) について	79
(別紙3) 統合進捗指数 (IPI) について	85
(参考1) 重点化プログラムに係る工程表	87
(参考2) 国土強靱化に資する民間の取組促進につながる施策	127
(参考3) 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する 関係府省庁の支援について	135
(参考4) 国土強靱化基本計画を反映した国の他の計画等	146

はじめに

平成25年12月11日に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月3日には、基本法に基づき、強靱な国づくりのためのいわば処方箋である国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。さらに、取り組むべき具体的な個別施策等を示した国土強靱化アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）を国土強靱化推進本部においてこれまで2回決定するとともに、地方公共団体において、半数を超える都道府県で国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）が策定され、残りの全ての府県で策定着手の状況にあるなど、国土強靱化の取組は本格的な実行段階にある。

東日本大震災から5年が経過したが、なお数多くの災害が発生しており、この1年でも関東・東北豪雨をはじめとする豪雨、火山噴火等の災害、そして平成28年4月には熊本地震が発生している。今後も、地球温暖化に伴う気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、首都直下地震や南海トラフ地震の発生が懸念されており、大規模自然災害等の様々な危険を直視して平時からの備えを行うことが必要である。

他方、国土強靱化の推進は希望を生み出す強い経済実現においても重要であり、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策にも、推進すべき旨が位置づけられているところである。また、「GDP600兆円」の強い経済の実現にも貢献する観点も含め、国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国、地方、民間、国民が一体となった取組が不可欠であり、今後は、特に市区町村での地域計画の策定や民間の主体的な取組を促すことが重要となる。

中長期的な視野の下で推進していく国土強靱化は、いわば国のリスクマネジメントであり、主たるリスクの特定・分析、脆弱性の分析・評価、対応方策の検討、計画的な実施、そして、取組結果の評価と改善というPDCAサイクルを実践・徹底していくことが求められる。これは、毎年度の個別施策の進捗状況等を十分踏まえ、次年度の推進計画を策定することの積み重ねにより可能となるものである。

このため、PDCAサイクルを機能させるべく国土強靱化アクションプラン2016（以下「アクションプラン2016」という。）では、国土強靱化アクションプラン2015（以下「アクションプラン2015」という。）等に掲げたプログラムの進捗状況を把握・評価するとともに、平成27年度に発生した災害等を踏まえ、プログラムの充実・改善を図り、国土強靱化の取組を計画的かつ着実に進化させることとする。

第1章 アクションプラン2016の策定について

1 アクションプラン2016の策定方針及び構成

国土強靱化は本格的な実行段階にあり、事前防災及び減災の考え方にに基づき、計画的に社会資本整備を進めるとともに、毎年度しっかり進捗管理を行い、効果的・効率的に施策を推進していくことは、地方創生を本格化し、様々な資源を活用して地域の活性化を進めるためにも重要である。特に、今年度は3回目のアクションプランとなることから、次期基本計画を見据えることが必要である。

基本計画は、概ね5年間の施策分野別推進方針を示したものである。基本計画を着実に推進し、「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、府省庁横断的な目標を達成するための施策群であるプログラムごとに毎年度取り組むべき具体的な個別施策等をアクションプランとしてとりまとめ、各施策を総合的に推進することとしている。その上で、個別施策の進捗を極力定量的に把握するとともに、これを基に各プログラムの進捗状況を府省庁横断的に把握・評価し、これらを踏まえて、プログラムごとの推進計画を策定・修正する進捗管理を行うこととしている。

すなわち、毎年度、それまでの進捗状況を踏まえ、概ね向こう1年間に取り組むべき具体的施策をアクションプランとして策定（Plan）、優先順位を付けて計画的に実施（Do）、重要業績指標等を活用して結果を評価（Check）、その上で、進捗状況に応じた修正及び必要な新規施策の追加等の改善（Action）を行い、次年度のアクションプランにつなげるというPDCAサイクルを実践・徹底することが必要であり、新たに発生した大規模災害も踏まえた積み重ねにより、国土強靱化の取組のスパイラルアップが可能となり、概ね5年間を計画期間とする基本計画の達成が実現され、さらにはプログラムの進捗状況等を踏まえた基本計画の改定につながるようになる。

この毎年度のPDCAサイクルを引き続き実践・徹底し、アクションプラン2015策定後のプログラムの進捗状況等を踏まえ、アクションプラン2016を以下の方針に基づき策定する。

（1）進捗状況の把握等

アクションプラン2015の施策について、プログラム共通の事項も含めて進捗状況を把握・評価する。

重要業績指標については、指標の変更及び精度向上のための検討を行い（具体については、第1章1（3）、第2章参照）、引き続きその充実に努めることとする。

また、基本計画で重点化したプログラムの取組を特に推進するため、重点化プログラムに係る工程表（参考1、87頁参照）により、施策の内容や実現に向けた過程等の可視化を図ることとする。

なお、アクションプラン2016の策定後においても、現行の基本計画に照らし更に充実すべき施策の検討に係る課題、地方公共団体の強靱化施策に係る指標等の進捗状況の把握に係る課題が残ることから、次期以降のアクションプランで適切に対応できるよう引き続き検討を深めるものとする。

（2）プログラムの充実・改善

上記(1)の進捗状況の把握等を踏まえてプログラムの不断の見直しを行う。具体的には、ハード対策とソフト対策の適切な組合せ、国・地方公共団体・民間・国民との連携等の観点から、各プログラムの推進計画、プログラム推進のための主要施策を見直す。

その際、民間の主体的な取組の促進、地域計画の策定推進及び地域計画に基づく地方創生につながる取組に対する支援等に着目しながら、平成27年度に発生した災害や平成28年度予算に盛り込まれている新しい施策等を踏まえ、プログラムの充実・改善を図る。

なお、基本計画で示された、

- 災害等の発生に対する4つの基本目標
- 大規模自然災害を想定した事前に備えるべき8つの目標
- その妨げとなるものとしての45の「起きてはならない最悪の事態」
- 「起きてはならない最悪の事態」のうち対処に当たっての国の役割の大きさ・緊急度及び、影響の大きさの観点から重点的に対応すべきものとして選定した15の事態は次表のとおりである。

起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全
		3-4 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹の陸海上交通ネットワークの機能停止
		5-6 複数空港の同時被災
		5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-8 食料等の安定供給の停滞	
	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5 異常湧水等により用水の供給の途絶
	制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出
		7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響
大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

※網掛けは、重点化プログラムに係る起きてはならない最悪の事態

(3) 構成

アクションプラン2016の主な内容は、プログラムごとの進捗状況(第2章)、各プログラムの推進計画等(第3章)、プログラム推進のための主要施策(第4章)で構成しており、それぞれ以下の方針でまとめている。

- プログラムの進捗状況については、プログラムごとに取組の達成度及び進捗について、把握・評価した。また、プログラム共通の事項についても把握・評価した。
重要業績指標について、諸情勢の変化に応じた追加・見直しを検討するとともに、精度向上のための現状値(原則、平成27年度末値、速報値を含む。)の迅速な把握、平成30年度目標値(参考値含む。)の明示の検討を引き続き行った。
また、アクションプラン2015ではじめて試行した統合進捗指数(IPI: Integrated Progress Index)により、プログラムごとの進捗状況の把握・評価を行った。
- 各プログラムの推進計画については、アクションプラン2015に示されたプログラムの進捗状況を踏まえ、各プログラムの新たな推進計画をとりまとめた。なお、プログラム共通の事項については、推進方針をまとめることとした。
- プログラム推進のための主要施策については、施策分野ごとに整理し、プログラムの進捗状況等に応じて見直した。

2 特記すべき事項

(1) 民間の主体的な取組の促進

(取組を促進するための基本的考え方)

国土強靱化の推進に向けては、国、地方公共団体のみならず、民間の自主的かつ主体的な取組が極めて重要である。大規模な自然災害等への対処に際しても事前防災のあらゆる側面においても、取組のすそ野を広げ、社会全体で取り組むのでなければいざという時に十分な効果は期待できない。

一方で、企業、学校、病院その他の民間事業者による国土強靱化に資する取組は、各分野に多様なニーズを生み出し、イノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらすことにより、民間事業者の災害対応力の向上や、平時の生産性の向上等を通じて産業競争力の強化につながるなど、我が国の持続的な経済成長や地方創生、一億総活躍社会の実現にも貢献する。国土強靱化に関する民間市場の規模は、2013年現在約11.9兆円に達しており(「国土強靱化に資する民間の取組の促進について」平成28年2月1日ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会、以下同じ。)、これは、公共事業を含めた公的主体(国、地方公共団体等)の行う強靱化関連の公的支出と同程度の規模となっている。そのうち、国土強靱化に直接資すると考えられる財・サービスの市場の合計(コア市場)は、2013年現在約8.0兆円規模であるが、2020年には実質で約11.8~13.5兆円に達し得ると試算されている(実質で約3.9~5.6兆円、実質年率5.8~7.8%の伸び)。国土強靱化を進める上で民間投資の果たす役割が大きいことを再認識し、デフレ脱却のための政策を推進する中で、国土強靱化の努力を持続的な経済成長に結びつけていくことが望ましい。

(民間の取組を評価する制度)

国土強靱化の実現のためには、民間の企業・団体等を含めた社会全体のレジリエンス強化が必要であり、国や地方公共団体のみならず、民間主体のそれぞれが行っている事業や活動が非常時にも可能な限り継続される体制を事前に整える必要がある。そのためには、個々の民間主体において事業継続計画の策定やそれに基づく事前対策を進めることが求められるが、こうした努力は一般に市場からは見えないものであり、十分に評価され難いため、そのままでは十分に行われたい恐れがある。

そこで、事業継続に積極的な取組を行っている企業・団体等を「国土強靱化貢献団体」と呼び、それを第三者により認証する仕組みを創設し、社会的な認知を広げることにより、顧客や取引先から見えにくい自助努力に光をあて、国民運動としての国土強靱化のすそ野を広げていくことが重要である。この仕組みの運用に当たっては、実績や仕組みの有効性に関して検証を行い、必要に応じて新しい対応を検討することとする。

（取組事例の紹介・施策の広報）

現在、民間における取組として、住宅・建築物の耐震化、情報通信施設の耐震化や通信回線の複線化等、様々なものが行われている。これらの取組の一部に対し、国は、住宅・建築物の耐震化や公益的事業者等の施設・設備の耐災害性の強化等の促進施策を講じているところであり（参考2、127頁参照）、さらに、これらの施策を利用者にとって探し易く、わかりやすい形にとりまとめ、公表することでその活用促進を図っているところである。また、国土強靱化について、民間により既に取り組みされた事例を広く収集・整理するとともに、特色や工夫がみられるものや先進事例を「民間の取組事例集」として広く情報展開することで、民間の自主的取組に向けた意識の醸成に努めている。

（2）地方創生につながる強靱な地域づくりの推進

（地域計画策定の必要性）

国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず、地方公共団体、民間事業者や国民を含め関係者が総力を挙げて積極的に取り組むことが不可欠である。

また、地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、住民の生命と財産を守るのみならず、被災後の人口減少の抑制も期待できる人口基盤の強靱化につながるとともに、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりにもつながり、地域の経済成長にも資するものであり、極めて重要なことである。

地域計画は、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであるとともに、民間が策定する事業継続計画や地域住民の自助の取組等と相互に作用して、地域における強靱化の実効性を高めていくものである。

これらを踏まえると、早期にできる限り多くの、特に事業継続に対する民間の取組が積極的に行われている都道府県や市区町村、さらには、地域の状況等によっては複数の地方公共団体が共同して、地域計画が策定されることが望ましい。

（国における支援）

地域計画は基本計画との調和が必要であり、地域計画の中で国の施策等を位置づける場合もあることから、その策定に当たっては、地方公共団体等と国が十分連携・協力する必要がある。

こうした観点等から、国は地方公共団体による地域計画の策定が円滑に図られるよう取組を行っている。具体的には、平成27年度は、6月にガイドライン(第2版)を公表し全ての都道府県及び市区町村に配布したほか、ガイドライン、アクションプラン等の周知を図るため、地方公共団体職員向けの説明会を同年7月に開催した。また、全国14の県及び市町を対象に、当該地方公共団体における地域計画の策定に向けた支援を行う地域計画策定モデル調査を実施するとともに、地方公共団体を対象としたセミナーを開催して策定ノウハウ、課題について意見交換を行った。さらに、平成28年1月には、関係府省庁の連携の下で、地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について（以下「関係府省庁の支援」という。）を改訂し、地域計画に基づく施策については、32の交付金等の交付に当たり、一定程

度の配慮を行うことを公表した（参考3、135頁参照）。

平成28年度は、平成27年度に実施した地域計画策定モデル調査、既に策定された地域計画等の成果を踏まえ、ガイドラインの更なる拡充(第3版)を行う。また、「関係府省庁の支援」等に基づき積極的な支援を行うとともに、支援の内容や周知方法等に関するフォローアップ・見える化を行い、地域計画の策定及びその取組が一層進むよう、地方公共団体へ周知し、関係府省庁一体となった支援を重点的に行う。このため、引き続き、地方公共団体職員向けの説明会や専門家の派遣を含む出前講座の開催等を行う。

地域計画の平成28年4月22日現在の策定状況は、地域計画を策定した地方公共団体は31都道府県・16市区町、また、地域計画を策定中の地方公共団体は16府県・27市町村となっており、策定済みの都道府県は半数を超えている。今後は、特に市区町村において地域計画の策定が円滑に促進されるよう積極的な支援を行う。

さらに、地域計画策定モデル調査の結果や既に策定された地域計画から、地域間で連携すべき事項や国で実施すべき事項が明確になった場合には、基本計画やガイドライン、アクションプラン等へフィードバックさせていく。

（地域資源を活用した地方創生につながる国土強靱化の取組）

国土強靱化の取組と地方創生の取組は、施策の効果が災害時・平時いずれを主な対象としているかの点で相違はあるものの、双方とも、同じく、地域の豊かさを維持・向上させるという目的を有する。

また、現在、地方創生の取組の一環として東京一極集中是正等の各種施策が展開されつつあるが、東京一極集中を是正し、「自律・分散・協調」型国土の形成を図ることは、国土全体の強靱性を確保することにつながる。その際、国土強靱化の取組として、高速道路ネットワークや新幹線ネットワークの整備を着実に進めるとともに、現在、地方創生の取組の一環として展開されている東京一極集中是正に向けた各種施策を、国土強靱化の取組と調和して強力に進めていくことが必須である。

しかしながら、地域が持つ社会資源には限界があり、地域の強靱化の取組を効果的に地方創生に結び付けることが必要である。両者の相乗効果を高めるためには、地域計画と地方創生の地方版総合戦略が、調和しながら策定されるとともに、地方公共団体が災害時・平時の両方の効果が期待できる取組を連携して行うことが望まれる。

このため、地方公共団体においては、地域計画の策定や見直しに際して、防災・減災機能等自然生態系が有する多様な機能を「グリーンインフラ」として積極的に用いるなど、地域が有する自然や地形など地域資源を有効に活用し、地域の豊かさを維持・向上させるよう、両者を十分連携させることが望まれる。これらを踏まえて、内閣官房は、「国土強靱化地域計画と地方創生の地方版総合戦略について」（平成27年7月7日付け事務連絡）により、地域計画と地方版総合戦略の調和について地方公共団体へ周知を行った。引き続き、地域計画と地方創生の地方版総合戦略の連携のため、出前講座等を通じて情報共有や助言を行うなど取組を着実に推進する。

（3）平成27年度に発生した災害への対応等の新規施策の充実等

（平成27年度に発生した災害対応等の新規施策の充実）

平成26年度は、御嶽山の噴火等の災害が発生し、平成27年度は、5月に口永良部島新岳で爆発的噴火が発生し、全島民が避難する災害、9月に関東・東北豪雨によって堤防が決壊し、家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水等の災害等が発生した。

これらを踏まえ、

- 水害対策については、大規模水害のおそれのある市町村において新たな協議会等を設

置して減災の目標を共有し、「住民目線のソフト対策」「洪水を安全に流すハード対策」「危機管理型ハード対策」の一体的・計画的推進による水防災意識社会の再構築、地方公共団体間の協力・連携による広域的な避難など水害時における避難・応急対策のあり方の検討、避難勧告に着目したタイムラインの策定

- 火山防災対策については、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定と火山災害警戒地域の指定、火山研究・人材育成、活発化する火山活動に備えて、警戒避難のための監視・観測機器等の設置や、噴火に伴う土石流等を制御するための緊急対策用資材の事前準備等の推進等の施策を充実しているところである。

また、このほかにも、地方創生の取組としての東京一極集中を是正する観点からの政府関係機関移転基本方針のとりまとめや、BCP に関する融資制度の充実強化、緊急確保航路の追加指定の検討、緊急予防治山事業の創設、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備事業、長周期振動に対する官庁施設の安全性検証への着手等の新しい施策に取り組んでいる。

（目標の達成等がなされた施策例）

一方で、平成27年度までに目標を達成した施策や、さらに次の段階へ移行した施策の例には次のようなものがある。全国瞬時警報システム（J-ALERT）自動起動装置の整備、デジタルサイネージの国内標準仕様策定、製油所における非常用3点セットの導入、災害派遣医療チーム（DMAT）の基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院への配備、緊急ダイバード運航総合支援システム整備完了に伴う実運用開始、自動車プローブ情報等を活用した早期の被害状況の把握等を行うシステムの運用開始、公立小中学校及び国立大学法人等の耐震化が概ね完了等。

（４）リスクコミュニケーションの実践と深化

国民が国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、自らが主体的に国土強靱化について考えることが重要である。また、各地域において強靱化を推進する担い手が国及び地方公共団体が推進する施策にも積極的に協力できるよう、適切に活動できる環境を整備していく必要がある。

平成27年度においては、学校の授業で活用するための国土強靱化に関する副読本を関係府省庁や関係機関が連携して作成し、全国の希望のあった学校等に配布した。引き続き、学校の授業等での積極的な活用を促進しているところである。

また、国土強靱化に関する自発的な活動が集い、活動が進化（深化）し、活動と活動の触発により新たな活動が創造され、交流を通じて活動の裾野が広がるように、各地域で活動している多様なコミュニティが共創する活動の場を設けるとともに、こうした平時のつながりを災害時のネットワークとして活かす取組を推進しているところである。

（５）国際貢献の重点的推進

多くの自然災害が発生する我が国は、国際的に見ても国土強靱化に関する先進的な取組を進めている国の一つであり、国土強靱化に関する様々な分野において諸外国との相互理解を深め、国際社会に貢献していく必要がある。

このため、平成27年3月に開催された第3回国連防災世界会議の成果及び同年12月22日に国連総会において全会一致で採択された「世界津波の日」の制定に関する決議を踏まえ、「津波防災の日」と併せ、11月5日を「世界津波の日」として津波防災に対する意識の普及・啓発を促進し、国際社会の津波対策に関する意識向上に貢献する。特に、平成28年度に

においては、「世界津波の日」に関する広報、普及啓発を関係府省庁の連携のもとに行うことを通じ、国内及び国際社会の理解を深める取組を重点的に推進する。

また、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）と連携し、ASEAN 諸国と知見を共有するためのシンポジウム等の普及啓発活動を推進するとともに、各国政府の専門家による会議を東京で開催するにあたり、国土強靱化に関する日本の取組を発信し、諸外国の取組について意見交換を進め、国際社会において国土強靱化の理解を増進する。

（6）2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対策の強化

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、大会の運営に影響を及ぼす様々なリスクや起きてはならない事態を想定し、首都直下地震対策の強化、首都直下地震、台風、豪雨をはじめとする各種災害発生時における大会関係者及び観客の避難誘導等の対策の強化、無電柱化の推進等、自然災害が発生しても安全・安心な大会を実現するための施策を引き続き着実に推進する。

また、大会期間及びその前後には、世界各国から多くの来訪者等が東京及び日本各地に来訪することを考慮し、多言語対応の強化や外国人来訪者等への救急・防災対応等の施策を実施するとともに、パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、障害のある観客等も安心して大会を楽しむことができるよう、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化の推進や障害者等に配慮した避難のあり方の検討にも取り組む。

これらの対策、施策の具体化に向けては、既に、関係府省庁による検討体制を整備して検討を進めており、例えば、誰にでもわかりやすい防災関連ピクトグラムの JIS 制定、国際標準化も見据えたデジタルサイネージの国内標準仕様の策定、大会を契機としたユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーの推進に向けた関係府省等連絡会議の設置（ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議）等の対応が進められているところである。

今後も、全ての大会関係者、観客及び国民が安心して大会を楽しむことができるよう、関係機関が密接に連携しながら必要な取組を計画的かつ総合的に実施し、これらの取組を通して、日本が次世代に誇れる遺産（レガシー）を創出し、日本の力を世界に発信する。

（7）平成28年熊本地震を踏まえた対応等

平成28年4月に発生した熊本地震については、被災者が一刻も早く元の生活に戻ることができるよう、復旧・復興に万全を期す。

事前防災及び減災等に資する国土強靱化の取り組みについて、今回の地震を契機として、さらに議論を深め、必要な取組については国土強靱化の枠組みの中にしっかりと位置付け、重点的に推進する。

3 基本計画の見直しに向けて

(1) 次期脆弱性評価に向けた検討

大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）は、いわば国土の健康診断であり、脆弱性評価を進化させていくことが必要不可欠である。大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果（平成 26 年 4 月）においては、今後の課題として、災害の個別事象をリスクとして具体化し、地域ごとの災害の起こりやすさや被害の大きさ等を考慮したリスクシナリオに基づく脆弱性評価へと進化させること等を挙げており、ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会で議論を重ねてきたところである。今後、概ね 5 年ごとの計画内容の見直しに向けて、施策を進めたことにより国土強靱化がどこまで進んだか等、国土強靱化の状況の評価する方法について、重要業績指標 (KPI) や統合進捗指数 (IPI) の改善を含めて検討を進めていく必要がある。

(2) 国の他の計画等の見直し

基本法において、国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、基本計画を基本とするとされていることから、施策の根拠となる国の他の計画等について、基本計画を踏まえた見直しを進めていく必要がある。

国の他の計画等の見直しについては、関係府省庁が基本法、基本計画に基づいて実施する施策を推進するために、自ら精査、見直ししていくことが基本である。

平成 26 年 6 月に基本計画を策定して以降、順次国の他の計画等に基本計画の内容を反映させている（参考 4、146 頁参照）。

例えば、東京一極集中の是正を図り、魅力ある地方の創生を実現するため、対流促進型国土の形成を目指す国土形成計画、2020 年までに世界最高水準の IT 活用社会の実現等を目標とし防災・減災情報の共有の推進や災害関連情報の利活用策定等を含む世界最先端 IT 国家創造宣言等様々な分野の計画等の下で施策等が推進されることを通じて、国土強靱化が総合的かつ計画的に進むこととなる。

第2章 プログラムごとの進捗状況

平成28年4月時点で行ったプログラムごとの進捗状況及びその重要業績指標（実績値及び目標値）について把握・評価した結果は、別紙1（59頁参照）のとおりである。

その際、重要業績指標について、諸情勢の変化に応じて指標の追加・見直しを検討した結果、6指標について指標を追加、25指標について指標を見直した。

この重要業績指標の変更等の結果については別紙2（79頁参照）のとおりである。

社会資本重点整備計画(第4次計画)が平成27年9月に決定されたこと等に伴う指標の追加、見直しを行っており、具体的には、

- 「要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率」、「『水防災意識社会 再構築ビジョン』に沿った協議会等に参画し、減災のための取組を河川管理者と一体となって推進している自治体数」、「南海トラフ地震防災対策推進地域における地方公共団体の業務継続計画策定率」等の追加
- 「航路標識のLED灯器の耐波浪整備率」、「緊急地震速報の迅速化」、「各府省庁の業務継続計画検証訓練の実施率」、「最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合」、「①金融機関(全銀協正会員)におけるBCPの策定 ②全預金取扱金融機関におけるBCPの策定」、等の見直しを行った。

また、精度向上のための平成30年度目標値の明示を検討した結果、6指標について新たに参考値として平成30年度目標値を明示することとした。

なお、今後も国の他の計画の改定等により関連する重要業績指標及び数値目標が見直された場合には、当該重要業績指標及び数値目標を踏まえて把握・評価を行うものとする。

あわせて、プログラムごとの把握・評価を充実するため、統合進捗指数（IPI）を昨年度に引き続き試行的に運用することとした。統合進捗指数（IPI）は、プログラム全体の進捗状況の把握、プログラム間の進捗の比較に活用することを目指し、プログラムごとに当該プログラムを構成する個別指標について達成度（ストック相当=50）と計画期間内の進捗状況（フロー相当=50）を同等に評価し、計画期間内に目標が達成されれば100となるように設定した（別紙3、85頁参照）。その算出結果を13頁に示す。

IPIを算出した結果について、重点化プログラムの進捗状況を把握するため、特にフロー相当に着目してみると、前は10から20の範囲にあった値が、19から29の範囲に進捗しており、計画期間（概ね5年）のうち2年が経過した時点としては、概ね順調に進捗している。

注：各プログラムを構成する個別施策の指標には、目標を達成し高度化した等の理由によって、入れ替わっている指標があることから、IPI2015についても遡って再算出している

IPIについては、今後のアクションプランにおいても継続的に算出し、その変化を踏まえ施策の実施の参考とするとともに、その精度向上を図っていくことが不可欠である。

なお、基本計画では、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針（平成25年12月17日国土強靱化推進本部決定。以下「脆弱性評価の指針」という。）に基づく脆弱性評価を国土強靱化に関する施策の分野ごとに実施している。この施策分野ごとの脆弱性評価に至る過程で、個別施策ごとの課題分析を基に各プログラムの達成度及び進捗を把握し、プログラムごとの脆弱性を評価した。一方、毎年度策定するアクションプランにおいては、脆弱性評価の指針に基づく脆弱性評価は行わないものの、基本計画の目標年度（概ね5年ごとに基本計画の計画内容の見直し）に向けた、各プログラムの進捗状況の把握・評価を行った。その際、

プログラム間の進捗比較を重要業績指標の充実やアクションプラン2015ではじめて試行した統合進捗指数（IPI）により、定量的に把握・実施できるよう図っているところである。

IPI(統合進捗指数)2016

起きてはならない最悪の事態		IPI2015			IPI2016		
		IPI	IPI (ストック 相当)	IPI (フロー 相当)	IPI	IPI (ストック 相当)	IPI (フロー 相当)
1-1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	44	33	11	54	34	20
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	59	40	18	70	42	28
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	46	32	14	56	34	22
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	42	28	14	55	32	23
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態	56	36	20	69	40	29
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	50	31	19	60	34	26
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	52	34	18	63	37	26
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	51	37	15	59	37	22
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	50	34	16	59	35	23
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	50	33	17	60	36	25
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	43	30	13	47	29	18
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	46	34	12	53	34	19
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	55	34	20	60	35	24
3-1	矯正施設からの被收容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	71	43	29	76	41	36
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	45	38	8	42	29	13
3-3	首都圏での中央官庁機能の機能不全	47	32	14	59	35	25
3-4	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	51	36	16	59	36	23
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	51	34	18	58	34	24
4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態	60	43	17	70	45	25
4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	51	35	16	59	36	23
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	46	32	14	55	34	22
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	48	32	16	59	35	24
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	42	29	13	52	32	21
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	34	24	10	51	31	20
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	44	34	10	52	34	19
5-6	複数空港の同時被災	57	38	19	56	34	21
5-7	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態	74	43	31	68	38	30
5-8	食料等の安定供給の停滞	47	34	13	59	36	22
6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	49	31	18	59	34	25
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	46	34	12	45	29	16
6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	44	34	10	46	29	16
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	46	34	12	55	35	20
6-5	異常湧水等により用水の供給の途絶	54	36	18	34	20	14
7-1	市街地での大規模火災の発生	49	31	18	57	32	24
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	41	29	12	50	31	19
7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	55	39	16	60	38	23
7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	47	33	14	56	34	22
7-5	有害物質の大規模拡散・流出	65	41	24	70	41	29
7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	56	40	16	66	42	24
7-7	風評被害等による国家経済等への甚大な影響	99	50	50	99	50	50
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	25	23	3	22	20	2
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	49	31	18	63	35	27
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	56	35	21	61	34	27
8-4	新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	50	36	14	57	36	21
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	41	30	11	46	29	18

※網掛けは、重点化プログラムに係る起きてはならない最悪の事態

※IPIの算出は、原則として前年度末値を用い、一部とりまとめに時間を要する指標については前々年度末値を用いた。

※IPI=IPI(ストック相当)+IPI(フロー相当)であるが、四捨五入のため一致しない場合がある。

※IPI2015は、指標の高度化等による指標の入れ替えに伴い、再算出した値である。

第3章 各プログラムの推進計画等

第2章で整理したプログラムごとの進捗状況を踏まえた、各プログラムの推進計画及びプログラム共通の事項の推進方針は、次のとおりである。

プログラムの推進に当たっては、プログラムが府省庁横断的な施策群であり、それぞれが連携することで一層の効果の発現が期待できることから、地方公共団体を含め、関係者間で重要業績指標等の具体的データを共有するなど、推進計画の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

なお、重点化した15のプログラム（以下で※が付いたプログラム）については、その重要性に鑑み、個々に工程表を作成し、プログラムの進捗状況や関係府省庁における施策の具体的内容・実現に向けた過程等を可視化している。これらの重点化したプログラムについては、引き続き目標の更なる早期達成、目標の高度化等を含め、特に取組の推進に努めるものとする。

【個別プログラムの推進計画】

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

※1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化等について、老朽化マンションの建替え促進を含め、目標達成に向けたきめ細かな施策を推進する。また、天井脱落対策の周知を行うなど非構造部材の耐震化を推進する。さらに、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するため、想定長周期地震動等に関する調査研究、設計用長周期地震動の策定に取り組み、耐震改修の支援を推進するとともに、一定の既存の超高層建築物等の構造安全性の検証を促進する。
- 交通施設及び沿線・沿道建物の耐震化を促進する。交通施設等の長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関して、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）と連携しつつ、長期的な視点に立って研究、技術開発を着実に推進する。
- 無電柱化の推進、大規模盛土造成地マップの公表及び周知、地下街の安全性の向上に取り組む。
- 感震ブレーカーの普及方策の検討等の火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地（5,745ha）について、老朽建築物の除却に係る支援の拡充や建築物の不燃化、緑地・公園の整備等により、官民が連携して、避難地等の確保、密集市街地の計画的な改善を推進する。さらに、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む。
- 大規模地震・火災から人命を保護するため、救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組を推進する。
- 膨大な数の帰宅困難者・負傷者の受入れに必要な防災拠点の確保を含めソフト・ハード両面の取組を促進する。

（重要業績指標）

【国交】住宅・建築物の耐震化率 住宅：79%（H20）→82%（H25）→91% [H30参考値]

→95% [H32] →耐震性を有しない住宅ストックを概ね解消 [H37] 建築物：80%
(H20) →85% (H25) →92% [H30参考値] →95% [H32]

【国交】市街地等の幹線道路の無電柱化率 16% (H25) →16% (H26) →20% [H32]

【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する
主要鉄道路線の耐震化率 94% (H25) →95% (H26) →概ね100% [H29]

【国交】大規模盛土造成地マップ等公表率 8% (H25) →14% (H26) →約70% [H32]

【国交】災害対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合 0% (H25) →5%
(H27) →100% [H30]

【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 1,198ha (H26) →1,310ha (H27)
→約4,500ha [H30参考値] →5,745ha [H32]

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 吊り天井等の非構造部材、ライフラインを含む学校施設の耐震化について、早期完了を目指し、取組を強化する。
- 長周期地震動に対する官庁施設の安全性検証に着手し、建築物の耐震改修支援措置を3年間延長するとともに、医療施設、金融機関、郵便局、交通関連施設、体育館、公民館、文化財等の耐震化を着実に推進する。
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化等を推進する。

(重要業績指標)

【国交】建築物の耐震化率 80% (H20) →85% (H25) →92% [H30参考値] →95% [H32]
(再掲)

【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 79% (H25) →85% (H27)
→89% [H30]

【厚労】社会福祉施設の耐震化率 86% (H25) →88% (H26) →95% [H30]

※1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- 日本海溝・千島海溝地震の想定津波の見直し、「世界津波の日」及び「津波防災の日」を契機として国民の津波防災に関する意識向上のための取組、津波防災地域づくり、Jアラートの自動起動機による住民への適切な災害情報を提供する取組、火災予防・危険物事故防止等を着実に推進する。首都直下地震に資する津波防災情報図の整備に着手する。
- 大規模地震想定地域等において、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、海岸堤防等の計画高までの整備及び耐震化等を計画的かつ着実に推進する。
- 関係機関が連携して、防潮堤等のハードと、警戒避難体制等のソフトを組み合わせた対策を推進する。例えば、人口・機能が集積する大都市圏の湾域等の港湾において、粘り強い構造の防波堤の整備を進めるとともに、港湾関係者の津波避難計画の策定等の取組を推進する。また、津波等に対して脆弱性を有する漁業地域において、防波堤の耐津波化等を進めるとともに、市場等の漁港施設を活用した避難ルートの設定などの取組を推進する。
- 津波災害警戒区域・高潮浸水想定区域の指定及びそれら区域を踏まえたハザードマップ作成を促進するため、都道府県と市町村に対し技術的支援を実施する。

- 津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化、官庁施設等の防災拠点機能の強化や海拔表示シートの設置などの対策を関係機関が連携して推進する。
- 大規模地震想定地域等における水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の着実な推進とあわせて、操作従事者の安全確保を最優先とした効果的な管理運用を推進する。
- 津波に対する被害軽減効果の高い粘り強い構造の海岸防災林の整備及び機能維持・強化に向けた取組を推進する。この際、自然生態系の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう取組の推進を図る。
- 空港同時閉鎖時において、飛行中の飛行機を安全に着陸させるシステムの運用を開始するとともに、空港における早期復旧計画の策定を推進する。

(重要業績指標)

【国交】津波防災情報の整備率 11% (H25) →54% (H27) →100% [H30]

【国交・農水】最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合（津波）0% (H26) →100% [H32]（高潮）- (H26) →100% [H32]

【国交】緊急地震速報の迅速化 0秒 (H27) →3秒以上短縮 [H30] →5秒以上短縮 [H32]

【国交・農水】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）約39% (H26) →約69% [H32]

【農水】防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率 54% (H25) →55% (H26) →概ね80% [H28]

【国交・農水】南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率（河川）約40% (H26) →約78% [H32]（海岸）約43% (H26) →約82% [H32]

※1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、直轄河川による大規模水害のおそれのある市町村において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、「住民目線のソフト対策」「洪水を安全に流すためのハード対策」「危機管理型ハード対策」を概ね5年間で一体的・計画的に推進する。
- 河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化及び排水機場や雨水貯留管等の排水施設の整備等のハード対策を推進するとともに、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を、組み合わせて実施する。
- 施設整備においては、農業水利施設の老朽化・機能向上対策と地域の排水強化対策を一体的に実施する事業等、多様な整備手法の導入やダム等既存施設の有効活用を進める。
- 中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、河川管理施設、砂防設備等及び下水道施設の戦略的な維持管理を進める。
- 想定しうる最大規模の降雨による洪水・内水の浸水想定区域図及び同図に対応したハザードマップ作成の手引きの作成等により、各種ハザードマップの作成・普及をはじめ

としたソフト対策をさらに推進する。

- 地方公共団体等の防災部局や下水道部局等において、人材・組織体制等が不十分である場合が多いため、人材育成及び適切な組織体制の構築を推進する。

(重要業績指標)

【農水】農業用排水機場の整備等により湛水被害の生じるリスクを軽減する面積 約0.9万 ha (H25) →約1.8万 ha (H27速報値) →3.6万 ha [H28]

【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率(国管理区間) 約71% (H26) →約76% [H32]

【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿った協議会等に参画し、減災のための取組を河川管理者と一体になって推進している自治体数 0市区町村 (H27) →730市区町村 [H32]

【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「洪水を安全に流すためのハード対策」として堤防のかさ上げ等を実施した区間の延長(国管理) 約11km (H27) →約1,200km [H32]

【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「危機管理型ハード対策」として決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施した区間の延長(国管理) 約7km (H27) →約1,800km [H32]

【国交】最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合 - (H26) →100% [H32]

【国交】最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合 - (H26) →100% [H32]

【国交】国管理河川におけるタイムラインの策定数 148市区町村 (H26) →344市区町村 (H27) →730市区町村 [H32]

【国交】下水道による都市浸水対策達成率 約56% (H26) →約57% (H27) →約62% [H32]

※1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

- 火山監視・評価のためのシステム整備等を実施し、火山・台風・集中豪雨等に対する防災情報の提供体制を強化する。
- 森林の整備に当たっては、法制度の見直しも検討しつつ鳥獣被害対策を徹底した上で、条件不利地域における面的な間伐等による多様で健全な森林づくりを推進する。また、気候変動への適応策の検討も踏まえつつ、自然生態系が有する防災・減災機能を定量的に評価するとともに、自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的に災害のリスクを低減する。
- 災害のおそれがある箇所の観測・調査に基づいた訓練・避難体制の整備、市町村が災害対応の各段階で行うポイントをまとめたガイドラインや土砂災害への警戒避難体制整備等に係るガイドラインの活用等のソフト対策との連携を図りつつ、災害に強い森林づくりや、火山噴火緊急減災対策事業を活用した土砂災害対策等を総合的に実施する。また、土砂災害の危険性のある区域を明示するための基礎調査を平成31年度末を目標に完了させるため、防災・安全交付金の優先配分枠制度を活用し、確実な実施を支援する。

- ため池、農業水利施設等の総点検等を踏まえた施設の豪雨対策、耐震化等のハード対策や管理体制の強化等のソフト対策を、制度の充実を行いつつ推進するとともに、地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。
- 火山噴火警戒システムの整備、火山噴火による土砂災害等に備えた危機管理計画の策定を推進する。各火山の個別課題の検討を行い各火山地域の取組を支援するほか、火山防災エキスパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の開催、指針・手引き等を用いた研修等の取組、大規模降灰時の対応策の検討等を推進する。また、他分野との連携・融合を図りながら観測・予測・対策の一体化、人材育成を含む火山研究体制の強化等を推進する。
- 火山防災対策推進ワーキンググループ及び総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループの最終報告を受けた対策を推進する。

(重要業績指標)

【内閣府】噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定率 13% (H25) →13% (H26) →70% [H30参考値] →100% [H32]

【国交】土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表数 約42万区域 (H26) →約65万区域 [H31] 土砂災害警戒区域指定数 約35万区域 (H25) →約40万区域 (H26) →約63万区域 [H32]

【国交】土砂災害から保全される人家戸数 約109万戸 (H25) →約110万戸 (H26) →約114万戸 [H30]

【国交】重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率 約48% (H25) →約49% (H26) →約54% [H32]

【国交】要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率 約37% (H26) →約41% [H32]

【農水】ダム等極めて重要な農業水利施設のレベル2地震動に対応した耐震設計・照査の実施割合 45% (H25) →66% (H27速報値) →約6割 [H28]

【農水】決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ等ソフト対策を実施した割合 34% (H25) →46% (H27) →8割 [H30参考値] →10割 [H32]

【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落 (H25) →56千集落 (H27速報値) →58千集落 [H30]

※1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 地方公共団体や一般へ情報を確実かつ迅速に提供するため、防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラートの加入促進、ラジオ放送局の難聴地域解消・災害対策の実施、旅行者に対する情報提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等による情報提供手段の多様化・確実化を着実に推進する。
- 決壊すれば甚大な被害が発生する恐れがある河川の堤防沿いの市町村を対象に、出水期までに国と市町村が協力して避難勧告に着目したタイムラインを策定する。
- GPS 波浪計・海域の地震津波観測網による地震関連情報の提供、電子防災情報システム等の整備、準天頂衛星システムの整備等、IT を活用した情報収集手段の多様化・確実化をさらに促進・推進する。
- 情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集・提供の主要な主体である地方公共団体の人員・体制整備を促進する。
- 発災後に想定される交通渋滞による避難の遅れを回避するため、停電による信号機の

機能停止を防止する信号機電源付加装置等の整備を着実に推進する。

(重要業績指標)

【総務】 Lアラートの都道府県の運用状況 28% (H25) →74% (H27) →100% [H32]

【総務】 AM放送局(親局)に係る難聴地域解消のための中継局整備率 0% (H25) →40% (H27) →100% [H30]

【警察】 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 (H27-32補助事業) 204台 (H27) →約2,000台 [H32]

【国交】 国管理河川におけるタイムラインの策定数 148市区町村 (H26) →344市区町村 (H27) →730市区町村 [H32] (再掲)

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

※2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化など、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保に向け、輸送モード間の連携等を進める。
- 輸送手段のエネルギーセキュリティ(C・LNG車両の普及)を進める。その一環として、天然ガス等の供給も可能なレジリエンスステーション(仮称)の普及等も効果的である。このことを踏まえ、天然ガス自動車の普及を図るべく、例えば、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、所要の措置を講じる。
- 発災後に、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を正確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制の整備を進める。
- 水道施設について、耐震化計画策定指針の周知等により、水道事業者等における耐震化計画策定を促進するとともに、老朽化が進み耐震性のない基幹管路等の耐震化を着実に推進する。また、地下水や雨水、再生水等の多様な水源利用に関する調査研究を進める。
- 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを着実に推進するとともに、耐震化の促進に向けて技術的対策等を検討する。
- 公的施設等への燃料備蓄や自家発電機の導入等を着実に推進するため、支援制度の対象の見直しを検討するとともに、公的施設・避難所の防災機能の強化・普及啓発を推進する。
- 応急用食料の調達を確実にを行うため、調達・輸送に係る訓練等を行うとともに、「南海トラフ地震発生時の応急用食料供給計画」を策定する。
- 物流事業者等多様な関係者による協議会を通じ、支援物資の輸送・保管等に民間物流施設等を活用する協力協定の締結や、民間物流施設の地域防災計画への位置づけを促進するとともに、南海トラフ地震の影響が想定される地域において、関係者による支援物資拠点の開設・運営に係る訓練等や、多様な輸送手段の活用方策の検討を実施する。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した訓練や民間物流施設に対する非常用電源設備、非常用通信設備等の導入を促進することにより、官民が連携した物資調達・輸送の実効性を高める。

(重要業績指標)

【国交】災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合 31%（H26）→45%（H27）→80% [H32]

【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 35%（H25）→36%（H26）→42% [H30参考値] →50% [H34]

【経産】都市ガスを供給する低圧本支管の耐震化率（全国） 85%（H25）→86%（H26）→87% [H30参考値] →90% [H37]

【農水】応急用食料の充足率 100%（H25）→100%（H27速報値）→100% [毎年度]

【経産】社会的な重要施設等における燃料タンクの導入目標達成率 31%（H25）→65%（H27）→100% [H30]

【国交】広域的支援物資輸送訓練実施箇所率 33%（H25）→66%（H27）→100% [H29]

【国交】多様な物流事業者からなる協議会等の設置地域率 0%（H25）→33%（H27）→100% [H29]

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 道路の災害対策や緊急輸送道路の無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山等を着実に進める。
- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、航路・道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を、国、地方公共団体、民間事業者等が連携して進める。
- 既存の物流機能を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、船舶による緊急輸送に係る環境整備、貨物輸送事業者のBCP策定、海拔表示シートの整備、山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握・活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組等を促進する。
- 広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、民間と国が連携して原材料の入手や十分な応急用食料等の調達のため国全体の備蓄及びその検証を推進するとともに、企業連携型BCPの取組を促進、改善する。
- 警察・消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を推進する。
- 適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を正確に把握する。

(重要業績指標)

【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 75%（H25）→76%（H26）→81% [H32]

【国交】道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率 62%（H25）→64%（H26）→75% [H32]

【防衛】災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0%（H25）→80%（H27）→100% [H30]

※2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 自衛隊、警察、消防、海保等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の

充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）及び自衛隊災害医療基幹要員の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。さらに、東日本大震災における米軍のトモダチ作戦等の経験を踏まえ、海外からの応援部隊の受入れや連携活動の調整方法等について事前に明確化する。

- 関係省庁の災害対応業務の標準化に資する調査・検討を行い、必要な事項について普及する。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。
- 警察施設、自衛隊施設及び消防庁舎の耐震化など地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。また、消防救急無線のデジタル化、警察の無線中継所リンク回線の高度化、自衛隊のヘリコプター映像伝送装置の整備など情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。
- 地方公共団体、関係府省庁の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるとともに、民間プローブ情報の活用、信号機電源付加装置の整備、地図情報等の標準化・データベース化に関する検討等を推進し、円滑な活動を支援する。

（重要業績指標）

【総務】緊急消防援助隊の増強 4,694隊（H25）→5,301隊（H27）→6,000隊 [H30]

【国交】TEC-FORCE と連携した訓練を実施した都道府県数 17都道府県（H26）→47都道府県 [H32]

【防衛】災害対応能力の向上に資する装備品の整備率 0%（H25）→80%（H27）→100% [H30]（再掲）

【警察】災害警備訓練施設の設置 0%（H25）→63%（H27）→100% [H30]

【警察】都道府県警察本部及び警察署の耐震化率 85%（H25）→87%（H26）→95% [H30]

【総務】消防庁舎の耐震化率 84%（H25）→86%（H26）→100% [H28]

【総務】消防救急デジタル無線の整備率 31%（H25）→100%（H27）→100% [H28]

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数（H27-32補助事業） 204台（H27）→約2,000台 [H32]（再掲）

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 災害時に石油製品を円滑に供給するため、孤立地域への石油輸送協力体制強化に向けた訓練を実施して関係府省庁間の連携体制を構築する。
- 緊急時にその機能を維持すべき医療施設等において、災害発生時に必要な燃料を確保するための燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する。
- エネルギー供給のためのインフラが被災しないよう、道路の地震・津波・風水害対策等を着実に実施する。

（重要業績指標）

【経産】社会的な重要施設等における燃料タンクの導入目標達成率 31%（H25）→65%（H27）→100% [H30]（再掲）

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

- 帰宅困難者対策について、都市再生安全確保計画及びエリア防災計画等に基づくソフト・ハード両面の取組を推進する。膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保について、主体的に取り組むエリアマネジメント団体を事業主体に追加して上記計画の策定を促進する。また、退避施設や避難所となる学校施設等の耐震化や、備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等の整備により、普及啓発等を通じ帰宅困難者・避難者等の受入態勢を確保する。
- 道路の災害対策や緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について、事前に関係府省庁間の連携調整を行い着実に推進する。
- 自動車の民間プローブ情報を活用し、道路交通情報を正確に把握して的確な交通規制等を実施するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備を着実に推進する。
- 警察・消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を推進する。
- 一斉帰宅に伴う混乱を避けるため、駅前対策協議会を通じて鉄道事業者が行う水・食料の備蓄等の取組を促進する。また、災害時における支援物資物流を確保するため、物流事業者等で構成される協議会を通じ、協力協定の締結の促進、多様な輸送手段の活用を検討を実施する。

(重要業績指標)

【国交・内閣官房】都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定した地域数 11地域 (H25) →24地域 (H27) →45地域 [H30]

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供する災害拠点病院及び救命救急センター等の医療施設の耐震化及び自家発電設備等による対災害性の強化を着実に推進する。
- 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとしての、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に対する支援を行う。
- 災害派遣医療チーム (DMAT) が災害拠点病院等に到達できるよう、緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資の物流を確保する。また、災害派遣医療チーム (DMAT) 及び災害時の心のケアを行う災害派遣精神医療チーム (DPAT) の養成研修及び派遣調整等を行う。さらに、被災者が災害急性期以降も医療や心のケアを継続して受けられるよう、災害医療コーディネーターの養成研修等を実施することにより、DMAT・DPAT から日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社、大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会 (JRAT) 等へと移行する期間における確実な情報共有を図り、連携を強化する。
- 救急搬送の遅延を解消するため、自動車の民間プローブ情報を活用し、道路交通情報を正確に把握して的確な交通規制等を実施するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置等の整備を着実に推進する。
- 被災時における大量の傷病者に対応するため、地域の医療機関の活用を含めた連携体制を構築する。
- 地域における医療に関する各種講習を充実させるための取組を進める。
- 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な整備計画など早期啓開に向けた対策を講ず

る。

- 南海トラフ地震などの大規模地震に備え、全国から災害派遣医療チーム（DMAT）をはじめとする医療チームによる応援を迅速に行う体制を構築する。また、被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し、治療する体制を構築する。その際、航空搬送拠点・航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等の医療機能強化に必要となる資機材等の検討を行う。
- 被災地における医療資源の確保や広域医療搬送の手段、受入先の確保などの事前の対策を早急に講じるとともに、医療資源（医療資機材、医療従事者等）の適切な配分がなされるよう、カウンターパート制度の導入等、国と地方公共団体が連携しつつ仕組みを構築する。
- 医療施設の南海トラフ地震における浸水予想区域からの移転促進のための支援措置を講じる。
- 一般の避難所では生活が困難な高齢者や障害者等を受け入れる施設となる福祉避難所の機能強化を進める。

（重要業績指標）

【厚労】DMAT 保有率（基幹災害拠点病院2チーム以上、地域災害拠点病院1チーム以上）
95%（H25）→98%（H26）→100% [毎年度]

【厚労】都道府県単位の災害福祉広域支援ネットワークの構築検討着手数 16県（H25）
→35県（H26）→47都道府県 [H28]

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、消毒、害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する。
- 地方公共団体と連携して下水道施設の耐震化や下水道 BCP の策定を着実に推進する。

【厚労】感染症法に基づく消毒等事業実施自治体の割合 100%（H25）→100%（H27）
→100% [毎年度]

【厚労】法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率 麻しん・風しん（1期）
96%（H25）→95%（H26）→95%以上 [毎年度]、（2期）93%（H25）→95%（H26）
→95%以上 [毎年度]

【国交】下水道津波 BCP 策定率 約15%（H25）→約41%（H26）→約100% [H28]

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

- 矯正施設の被災状況等に係る関係機関等との情報共有のための体制構築を推進するとともに、関係機関との情報伝達訓練を実施する。
- 矯正施設等について、耐震診断等を踏まえ、耐震化を着実に推進する。
- 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を推進する。
- 公共の安全と秩序の維持を図るため、政府として当該業務を円滑に継続するための対

応方針及び執行体制等を速やかに定める。

- 災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進する。また、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を進める。

(重要業績指標)

【法務】矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築並びに訓練の実施 0% (H25) →100% (H27) →100% [毎年度]

【法務】矯正施設の耐震化率 72% (H25) →74% (H27速報値) →73% [H30] →100% [—]

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 (H27-32補助事業) 204台 (H27) →約2,000台 [H32] (再掲)

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 自動車の民間プローブ情報を活用し、道路交通情報を正確に把握して的確な交通規制等を実施する。
- 災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進する。また、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を進める。

(重要業績指標)

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 (H27-32補助事業) 204台 (H27) →約2,000台 [H32] (再掲)

※3-3) 首都圏での中央官庁機能の機能不全

- 政府業務継続計画（首都直下地震対策）に基づき、各府省庁の業務継続計画について、継続的に評価及び見直しを行うなど、実効性を向上させる。
- 各府省庁の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう、業務継続計画等を踏まえ、庁舎の耐震化、電力の確保、通信・情報システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する。特に、中央防災無線については、首都圏におけるバックアップを強化するとともに、新規指定公共機関（3機関）について中央防災無線網を整備する。
- 官庁施設周辺のインフラの被災やエネルギー供給の途絶等による機能不全を回避するため、道路の災害対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、石油製品の備蓄増強、官庁施設周辺空間の適正な管理方策の検討等を着実に進める。
- 地方創生の取組として、東京一極集中を是正する観点から、政府関係機関移転基本方針に沿って取組を進め、適切にフォローアップを行う。

(重要業績指標)

【内閣府・各府省庁】各府省庁の業務継続計画検証訓練の実施率 全府省庁 (H27) →全府省庁 [毎年度]

3-4) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 地方行政機関等の災害対応などの行政機能の確保はレジリエンスの観点から極めて重要な意味を担うことから、平成27年度に策定等を行った市町村のための業務継続計画作成ガイドや大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き等を活用しつつ、地方公共団体における業務継続計画の策定、見直し及び実効性確保のための取組の促進並びに災害時の応援協定の締結、防災スペシャリストの養成及びデータのバックアップ等により、業務継続体制を強化する。
- 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要な石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、アドバイザー派遣も活用した被災者台帳情報に係る情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。
- 警察署、消防署をはじめとする地方公共機関等の庁舎施設、庁舎施設が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校、公立社会教育施設、社会体育施設、通信施設等の耐震化等を促進するとともに、必要な装備資機材等を整備する。
- 行政機関の機能を守る周辺対策として、道路の災害対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山等を着実に推進する。
- 学校施設において、吊り天井等の非構造部材等の耐震化を一層加速して推進するとともに、天井等落下防止対策を進めるため、専門的技術者を養成し、技術的な支援体制を整備する。

(重要業績指標)

【総務】防災拠点となる公共施設等の耐震率 85% (H25) →88% (H26) →100% [－]

【内閣府】南海トラフ地震防災対策推進地域における地方公共団体の業務継続計画策定率 15% (H25) →32% (H27) →100% [H35] 首都直下地震緊急対策区域における地方公共団体の業務継続計画策定率 33% (H25) →48% (H27) →100% [H36]

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

※4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 情報通信に係る相互依存関係の見える化を図るとともに、長期電源途絶等に対する情報通信システムの脆弱性評価及び当該評価の結果に応じて求められる対策の実施、並びに脆弱性評価に係る対象拡大の検討を行う。
- 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しを実施するとともに、事業者による当該基準への適合性の自己確認を実施させる。
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、自家発電機の設置及び電力・燃料の優先供給等の災害対応力の強化や道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の災害対策を着実に推進する。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。

(重要業績指標)

【総務】事業用電気通信設備規則（総務省令）の適合 100% (H25) →100% (H27) →100% [毎年度]

【警察】無線中継所リンク回線の高度化の達成率 54% (H25) →64% (H27) →100%
[H30]

4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

- 日本郵便（株）において、引き続き直営郵便局施設の耐震化を実施するとともに、見直ししたBCPを活用して事業継続の実効性を確保する。

4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に中断しないよう、ラジオ送信所の移転、FM補完局や予備送信所の整備等の対策を実施するとともに、地域の災害対策や建築物の耐震化を推進する。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも多様なメディアを通じて災害情報の提供を行うことを可能とする基盤であるLアラートの加入促進及び全国的な総合訓練に取り組む。
- 携帯電話等の通信手段の基地局を宇宙に設置可能とするための衛星技術の開発に向け、技術課題の検証を進めるとともに、次期技術試験衛星の開発に着手する。

(重要業績指標)

【総務】自然災害による被害を受け得る地域に立地するラジオ放送局（親局）に係る災害対策としての中継局整備率 19% (H25) →55% (H27) →100% [H30]

【総務】Lアラートの都道府県の運用状況 28% (H25) →74% (H27) →100% [H32]
(再掲)

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

※5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するために必要な企業連携型BCPの策定への取組を、事業継続計画策定等推進連絡会議等により関係府省庁の情報共有等を図りながら効率的に進める。また、個別企業のBCPについても、BCPに関する融資制度の充実等により、策定を促進するとともに、実効性向上のための指標や事業継続能力向上のための訓練テキストを活用したセミナーの開催等により、その実効性を向上させる。
- 海上交通管制の一元化、緊急確保航路の追加指定の検討及び航路啓開計画の検討、広域的な物資拠点の選定、道路の災害対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、船舶活用ニーズと活用可能な船舶の迅速にマッチングするシステムの活用等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める取組を推進する。その際、整備効果を最大化するため、各地方ブロックにおいて連絡調整を図りながら進める。また、事業所等の自衛水防に資するよう、洪水、内水、津波・高潮による浸水想定区域図を一括して把握できる提供システムを構築する。
- 地方ブロックごとに、関係府省庁及びその地方支分部局、地方公共団体、経済団体等が連携して、地方強靱化BCP（仮称）の作成に向けた取組を実施する。
- 東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）等と連携して、国土強靱化に関する知見をASEAN各国と共有する。

- 企業の本社機能の地方移転・拡充を積極的に支援する。

(重要業績指標)

【内閣府】大企業及び中堅企業のBCPの策定割合 大企業：54% (H25) →60% (H27) →
ほぼ100% [H32] 中堅企業：25% (H25) →30% (H27) →50% [H32]

【国交】特定流通業務施設における広域的な物資拠点の選定率 28% (H25) →68% (H27)
→100% [H28]

【国交】航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合 0% (H25) →67% (H27)
→100% [H28]

※5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、災害時石油・石油ガス供給連携計画に基づく訓練を着実に実施するとともに、訓練で生じた課題や優良事例を関係者間で共有し、体制のレベルアップを図る。また、訓練や外部有識者による系列BCP格付け審査等を通じ、石油精製・元売各社における系列BCPの実効性を向上する。
- 燃料等の供給ルートを実実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に推進する。また、発災後の迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制の整備を進めるとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続の改善等について検討を進める。
- 被災地への燃料供給について、民間輸送力が機能しない場合等を想定した実働訓練や孤立地域への民生用石油輸送力の体制強化に向けた実働訓練を実施するとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続の改善について検討を進める。
- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション(SS)・LPガス充填所やガスパイプ等の供給能力を維持・強化するとともに、工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。
- コンビナート防災訓練等を踏まえ、エネルギーサプライチェーンを確保する上での課題の改善を図る。また、引き続き、関係機関合同でのコンビナート防災訓練や燃料供給に係る実働訓練を実施し、連携強化に取り組む。
- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する観点から、災害時のエネルギー安定供給が確保される業務継続地区(BCD)の構築をさらに促進する。

(重要業績指標)

【経産】激甚災害を想定した場合の石油製品の供給回復目標の平均日数 7.5日 (H25)
→1日 (H27) →1日 [H30] →1日 [H31]

【経産】SSの災害対応能力強化に向けた全都道府県における防災訓練等の人材育成事業の実施 100% (H26) →100% (H27) →100% [毎年度]

【経産】災害時石油供給連携計画の訓練における課題改善率 47% (H26) →93% (H27)
→100% [毎年度]

【防衛】訓練目的の達成率 0% (H25) →100% (H27) →100% [毎年度]

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 事件事例の情報提供等を通じて、道府県の石油コンビナート等防災計画の見直しを促

進する。

- コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化、緩衝地帯となり得る緑地・広場等の配置など地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。
- 石油タンクの耐震改修を促進する。また、東日本大震災を踏まえて耐震基準を見直した高圧ガス設備や重要な既存の高圧ガス設備の耐震化を促進するとともに、南海トラフ地震に対する耐震基準の見直しを検討する。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼさないよう、関係機関の連携強化を促進する。
- コンビナートの災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を一層充実するとともに、関係機関との合同訓練の実施、高度な消防ロボットの試作機の製作を行う。また、特定事業所の自衛消防組織について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を進める。
- 外部有識者による系列 BCP 格付け審査を進めるとともに、製油所が立地している港湾の港湾 BCP の策定・見直しに向けた協力体制を構築する。また、その後の事前対策、訓練・教育等の実施により実効性を高めるとともに、港湾 BCP の見直しを進める。

（重要業績指標）

【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0%（H25）→59%（H27）→100% [H30]

【総務】石油タンクの耐震基準への適合率 99%（H25）→99%（H26）→100% [H28]

【総務】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の登録目標の達成 0部隊（H25）→4部隊（H27）→12部隊 [H30]

5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

- 非常時における海上輸送を確保するため、海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制の強化等を、関係機関が協力・連携して進める。
- 地方公共団体において災害時に円滑な緊急物資輸送が可能となるよう、地方公共団体の防災計画等への船舶の活用の反映を促進する。
- 陸上輸送の寸断にも備えた港湾施設、航路標識等の耐震化や港湾 BCP の策定・見直し等を進めるとともに、海岸保全等の対策を推進する。

（重要業績指標）

【国交】航路標識のLED灯器の耐波浪整備率 52%（H26）→52%（H27）→100% [H32]

※5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

- 東西を結ぶ基幹的交通ネットワークが機能停止し復旧までに相当な期間を要する事態は、起こり得るものとして、国や地方公共団体等がこれに備える。
- 地震、津波、火山噴火等による交通施設の被害想定精度向上に取り組むとともに、幹線交通の分断が社会・経済に及ぼす影響に関する想定精度の向上に取り組む。
- 東西分断のリスクを評価し、これを踏まえて時間管理概念を導入して対策を推進する。

- 道路、鉄道、空港、港湾等の交通施設の災害対応力を強化するため、耐震・耐津波対策・予防保全等を推進する。また、交通施設を守る周辺対策として、水害、土砂災害等に関するリスクの検討・情報共有・調査研究のほか、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、治山等を着実に推進する。
- 港湾 BCP の策定促進・見直しを行うほか、広域的な港湾間の連携を進めるための広域 BCP について検討を行う。
- 非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するため、道路啓開計画の策定、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築等の取組を関係機関が連携して推進する。
- 広域的な大規模災害発生時に必要となる空港機能、輸送応力等の確保のため、地震・津波に対応した早期復旧計画の策定を行う。
- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保による複軸の交通ネットワークの構築に向けて、新名神高速道路をはじめとする高速道路ネットワーク、新幹線ネットワークの整備等を着実に推進する。
- 基幹的交通ネットワークが機能停止する事態に国・地方公共団体・民間事業者等が連携して備える必要があることを国民に周知するとともに、災害時における物流を継続するため「荷主と物流業者が連携した BCP 策定のためのガイドライン」を広く周知する等普及啓発を行う。

(重要業績指標)

- 【国交】道路による都市間速達性の確保率 48% (H24) →49% (H25) →約55% [H32]
- 【国交】国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画(港湾 BCP)が策定されている港湾の割合 14% (H25) →55% (H27) →100% [H28]
- 【国交】道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率 62% (H25) →64% (H26) →75% [H32] (再掲)
- 【国交】重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率 約48% (H25) →約49% (H26) →約54% [H32] (再掲)
- 【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 94% (H25) →95% (H26) →概ね100% [H29] (再掲)

5-6) 複数空港の同時被災

- 広域的な被害が生じた際に必要な輸送能力を確保するため、空港間の連携体制の構築等を進める。
- 輸送モード相互の連携・代替性を確保する観点から、既存の道路、鉄道等の効率的な活用を図るための施策を推進する。
- 基本施設等の耐震化を進めるとともに、「空港における地震・津波に対応した避難計画・早期復旧計画 ひな型」に基づき、避難計画、早期復旧計画の策定を推進する。

(重要業績指標)

- 【国交】国管理空港における地震・津波に対応する早期復旧計画の策定空港数 0空港 (H27) →14空港 [H30] →18空港 [H31]
- 【国交】広域かつ大規模な災害時における空港機能、輸送機能等確保の空港数 0空港 (H27) →7空港 [H30] →8空港 [H31]

5-7) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- 中央銀行、金融機関、短期金融市場・証券市場・外国為替市場、金融庁において、BCPの実効性を維持・向上する対策を継続的に実施する。
- 金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトの早期確保、中央銀行及び金融機関の店舗等の耐震化等を推進する。

(重要業績指標)

【金融】①金融機関(全銀協正会員)におけるBCPの策定 100%(H25)→実効性を維持

②全預金取扱金融機関におけるBCPの策定 95%(H27)→100%[H30]

【金融】①金融機関(全銀協正会員)のシステムセンター等のバックアップサイトの確保 98%(H25)→100%(H27)→100%[毎年度]

②全預金取扱金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトの確保 93%(H27)→100%[-]

【金融】銀行業界における横断的訓練の実施 100%(H25)→100%(H27)→100%[毎年度]

【金融】三市場合同の横断的訓練の実施 100%(H25)→100%(H27)→100%[毎年度]

【金融】①金融機関(全銀協正会員)におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置 100%(H25)→100%[毎年度]

②全預金取扱金融機関におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置 95%(H27)→100%[-]

※5-8) 食料等の安定供給の停滞

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、連携・協力等の標準例や災害時の対応マニュアル、マッチングセミナー、連携・協力体制に係るアンケート調査等を活用し、食品サプライチェーン全体を構成する事業者間による連携・協力体制を構築する。その際、平時から活用できる共同配送や受発注システムの共同化、災害対応時の食品産業事業者、関連産業事業者、地方公共団体等における連携・協力体制の拡大・定着等を促進する。また、漁業地域の個別地域BCPの実効性向上のための訓練の実施や訓練で明らかとなる課題等への対応も含め、水産物の一連の生産・流通過程に係るBCPの策定の基本的考え方を改定し、BCPの策定を促進する。
- 道路、港湾、空港等の物流インフラの耐震化等を推進する。また、輸送モード相互の連携、平時における物流コスト削減や、リードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する。
- 農林水産業に係る生産基盤施設等について耐震照査・耐震化、施設管理者の業務継続体制の確立、治山、農村の災害対策の充実・強化、機能保全計画の策定等に資する農業水利施設情報の蓄積・位置情報等の精度向上等を推進する。
- 農業水利施設等の長寿命化とライフサイクルコストの低減に留意しつつ、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理を進める。また、突発事故への対応強化等防災・減災力向上のためのハード対策と、施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた取組を推進する。

(重要業績指標)

【農水】食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合 24%(H24)→25%(H26)→50%[H29]

【農水】陸揚岸壁が耐震化された流通拠点漁港の割合 40%(H25)→46%(H27)→概ね

65% [H28]

【農水】国が造成した基幹的農業水利施設における機能保全計画策定割合 68% (H25) →71% (H27速報値) →約80% [H28]

【農水】農道橋・林道橋(延長15m以上)及び農道トンネル・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 農道 27% (H25) →100% (H27) →100% [H30] 林道 48% (H26) →52% (H27) →100% [H30]

【農水】湛水被害等のリスクを軽減する農地面積 4.0万 ha (H25) →9.7万 ha (H27速報値) →10万 ha [H28]

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

※6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- 電気設備の自然災害に対する耐性評価等に基づき、必要に応じ、発電所・送電線網・電力システムの災害対応力の強化や、迅速な復旧体制の構築を促進する。また、サイバー攻撃等による電力供給の停止を未然に防ぐため、必要な手立てを講じる。
- 製油所の非常時出荷能力確保のため、製油所の非常用設備の確実な稼働を維持する。
- 石油タンクの耐震改修を促進する。また、製油所等の地震・津波対策や入出荷バックアップ能力増強等を促進する。さらに、コンビナート港湾における関係者が連携したBCPの策定を促進する。
- 石油及び石油ガスの国家備蓄基地の耐震工事を着実に推進する。また、石油製品備蓄量の地域間バランスを整えるための施設整備を促進するとともに、石油ガスにおける国家備蓄量の確保に向けた取組を推進する。
- エネルギー供給施設の災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)を一層充実するとともに、関係機関との合同訓練の実施、高度な消防ロボットの試作機の製作を行う。また、特定事業所の自衛防災組織について、関係機関の一層の連携、防火体制の充実強化を進める。
- エネルギー供給源の多様化のため、電力小売の自由化等により、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や電気自動車・燃料電池自動車等によるV2X(自動車から各家庭やビルに電力を供給するシステム)の普及を促進するとともに、スマートコミュニティの形成を推進する。

(重要業績指標)

【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0% (H25) →30% (H27) →84% [H30参考値] →100% [H31]

【国交】製油所が存在する港湾における、関係者との連携による製油所を考慮した港湾の事業継続計画(港湾BCP)策定率 0% (H25) →7% (H27) →100% [H28]

【経産】石油製品の備蓄目標達成率 95% (H25) →100% (H27) →100% [毎年度]

【経産】国家備蓄石油ガスの備蓄目標達成率 56% (H25) →77% (H27) →100% [H29] →100% [毎年度]

【総務】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の登録目標の達成 0部隊 (H25) →4部隊 (H27) →12部隊 [H30] (再掲)

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 耐震化計画等策定指針の周知等により、上水道、工業用水道施設等の耐震化を推進するとともに、都道府県や水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化、広域的な応援体制の確保・周知等を推進する。
- 雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する。

(重要業績指標)

【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 35% (H25) →36% (H26) →42% [H30参考値] →50% [H34] (再掲)

【経産】工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針を活用した更新計画策定率 13% (H25) →28% (H27) → 50% [H30]

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 地方公共団体と連携して、下水道施設の耐震化や下水道 BCP の策定を着実に促進する。
- 農業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化等を着実に促進する。
- 新たに創設された「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」を活用し、災害に強い浄化槽の整備を促進する。また、浄化槽台帳の GIS 化の試行を踏まえ、浄化槽台帳システムに関するマニュアル類等を整備する。
- 汚水処理施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を進める。

(重要業績指標)

【農水】農業集落排水施設の点検・診断実施割合 4割 (H25) →5割 (H27速報値) →10割 [H32]

【国交】下水道津波 BCP 策定率 約15% (H25) →約41% (H26) →約100% [H28] (再掲)

【国交】災害時における下水道の主要な管渠の機能確保率 約44% (H25) →約47% (H27) →約60% [H32]

【環境】災害復旧に対応した浄化槽台帳システム整備自治体数 79自治体 (H25) →97自治体 (H27速報値) →110自治体 [H30]

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

- 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震・津波・水害・土砂災害・雪害対策、治山等を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保に向け、輸送モード間の連携等を進める。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。
- 発災後、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を正確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制の整備を進める。また、鉄道の運転再開の対応について各事業者において検討を進める。
- 被災した自動車ユーザーに対し、諸手続の相談等の充実を図る。

(重要業績指標)

【農水】農道橋・林道橋(延長15m以上)及び農道トンネル・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 農道 27%(H25)→100%(H27)→100%[H30] 林道 48%(H26)→52%(H27)→100%[H30] (再掲)

【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 75%(H25)→76%(H26)→81%[H32] (再掲)

【国交】道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率 62%(H25)→64%(H26)→75%[H32] (再掲)

【国交】国管理空港における地震・津波に対応する早期復旧計画の策定空港数 0空港(H27)→14空港[H30]→18空港[H31] (再掲)

6-5) 異常渇水等により用水の供給の途絶

- 水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストック及び雨水・下水道再生水等の水資源の有効活用、農業用水の利用・管理の効率化を推進する。
- 気候変動に対応した将来の渇水による影響・被害の想定、渇水リスクに対する被害軽減方策の検討・実施を推進するとともに、地下水の挙動や利用の実態把握及びガイドラインの検討を実施する。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備に取り組むとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成など、ハード対策・ソフト対策を組み合わせ横断的に推進する。
- 空地等の緑化に関する支援措置(みどりの防災・減災)等により、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地(5,745ha)について、老朽建築物の除却に係る支援の拡充等により官民が連携して、避難地等の整備、建築物の不燃化による密集市街地の計画的な改善を推進する。さらに、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む。
- 自動車の民間プローブ情報を活用し、道路交通情報を正確に把握して的確な交通規制等を実施するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備を着実に推進する。

(重要業績指標)

【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 1,198ha(H26)→1,310ha(H27)→約4,500ha[H30参考値]→5,745ha[H32] (再掲)

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施す

るとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を進める。

- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や護岸等の整備・強化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。
- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し、二次災害を発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する。
- 「グリーンインフラ」の効果に着目し、サンゴ礁等自然生態系が有する防災・減災機能を定量的に評価する手法の研究を進め、自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的な災害規模低減につなげる。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼさぬよう、関係機関による合同訓練等を促進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する取組を推進する。

(重要業績指標)

【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0% (H25) →59% (H27) →100% [H30] (再掲)

【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0% (H25) →30% (H27) →84% [H30参考値] →100% [H31] (再掲)

【国交・農水】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 約39% (H26) →約69% [H32] (再掲)

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、住宅・建築物の耐震化について、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する。また、関係府省庁・地方公共団体等が連携し、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修補助制度の期間延長等に関する取組を推進する。
- 災害時における救助、救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避するため、警察署の耐震化等の取組を推進する。
- 地球観測衛星による高精度な観測を行うこと等により、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案など、災害情報の収集体制を強化する。また、先進光学衛星の開発を着実に推進するとともに、先進レーダ衛星の開発に着手する。
- 自動車の民間プローブ情報を活用し、道路交通情報を正確に把握して的確な交通規制等を実施するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備を着実に推進する。

(重要業績指標)

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 (H27-32補助事業) 204台 (H27) →約2,000台 [H32] (再掲)

7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ため池は築造年代が古く、災害時に下流の人家等に影響を与えるリスクが高いため、ため池一斉点検の結果に基づき、詳細調査を実施するとともに、優先順位を踏まえ対策

を講じる。また、国及び水資源機構管理ダムにおけるダム管理水力発電の導入を推進する。

- 想定する計画規模への対策に時間を要しており、また想定規模以上の災害では大きな人的被害が発生するおそれがあるため、関係府省庁・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、土砂災害対策、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等のハード対策と各種ハザードマップの作成等のソフト対策を適切に組み合わせた対策を行う。また、ため池ハザードマップ作成等の支援措置を3年間延長し、取組を推進する。

(重要業績指標)

【農水】ため池の点検・診断の実施割合 43% (H25) →75% (H26) →100% [H28]

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練や、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための各地方公共団体における事故発生を想定したマニュアルの整備促進等、国と地方公共団体が連携して対応する。
- 高圧ガス等の漏洩を防止するため、重要な既存の高圧ガス設備の耐震強化を進めるとともに、南海トラフ地震に対する耐震基準の見直しを進める。また、大規模地震等により有害物質の流出が懸念される鉱山集積場の安定解析結果を周知し、速やかな対策を促す。

(重要業績指標)

【経産】耐震化を行った鉱山集積場の数 0% (H26) →17% (H27) →33% [H30]

※7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進める。これらの取組について、法制化（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律）2年目となることから効果の評価、取組を推進する。また、農山村への定住を促進する。
- 地域の避難体制整備等のソフト対策と連携した総合的かつ効果的な治山を推進するとともに、適切な間伐等の森林整備を着実に実施することにより、災害に強い森林づくりを推進する。この際、自然生態系の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう取組の推進を図る。山地災害の危険度を評価するための新たな調査要領で山地災害危険地区の再調査を実施するとともに、緊急的・重点的に予防治山対策を実施する事業を創設し、事前防災対策を推進する。また、中山間地域の実状を踏まえた制度拡充により大規模災害からの早期復旧、治山施設の設置や防災林の整備等と一体的に実施する緊急的な火山防災対策を推進する。
- 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティ機能強化、多面的機能の発揮のための条件整備支援、森林境界明確化の促進等の施策を充実し、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。
- 森林の整備に当たっては、法制度の見直しも検討しつつ鳥獣被害対策を徹底した上で、自然と共生した多様で健全な森林づくりを推進するとともに、条件不利地等において面的な間伐や主伐後の再造林等を効率的に進める。また、平成28年3月及び4月のCLT（直交集成板）に関する建築基準法に基づく告示の施行を受けて、CLTを建築材料とし

て普及するための解説や設計施工マニュアルの作成、生産体制整備を推進する等により木材需要を創出する。

(重要業績指標)

【農水】市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 74% (H25) →73% (H26) →78%以上を維持 [H30]

【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落 (H25) →56千集落 (H27速報値) →58千集落 [H30] (再掲)

7-7) 風評被害等による国家経済等への甚大な影響

- 災害発生時に、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に配慮した初動対応体制の構築を推進する。
- 災害による失業、消費意欲減退等に伴う経済的な影響について、適切な対応を検討する。

(重要業績指標)

【金融】銀行業界における横断的訓練の実施 100% (H25) →100% (H27) →100% [毎年度] (再掲)

【金融】三市場合同の横断的訓練の実施 100% (H25) →100% (H27) →100% [毎年度] (再掲)

【金融】①金融機関(全銀協正会員)におけるBCPの策定 100% (H25) →実効性を維持
②全預金取扱金融機関におけるBCPの策定 95% (H27) →100% [H30] (再掲)

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保に向けた検討を促進する。
- ごみ焼却施設について、自家発電設備の設置等を促進する。
- 災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物資に係る情報と災害廃棄物対策を連動させた災害廃棄物処理計画の策定を促進する。
- 災害廃棄物の輸送・受入れに関し、地方公共団体からの要請に応じて、リサイクルポート推進協議会が広域輸送や受入処分の協力を行う等海上輸送及び鉄道貨物輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送の実施環境の構築を促進する。

(重要業績指標)

【環境】ストックヤード整備率 42% (H26) →33% (H27) →70% [H30]

【環境】ごみ焼却施設における災害時自立稼働率 27% (H25) →21% (H27) →50% [H30]

【環境】災害廃棄物処理計画の策定率(市町村) 9% (H26) →9% (H27) →60% [H30]

【環境】廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発(市町村) 2% (H25) →4% (H27) →60% [H30]

【環境】有害物質把握実施率 23% (H26) →22% (H27) →100% [H30]

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材の育成に取り組むとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善、地域の建設企業の効果的な人材活用等の取組に対する専門家等による支援等に取り組む。
- 警察・消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を推進する。また、大規模災害が発生した場合の国から地方公共団体への派遣ニーズに対応するため、TEC-FORCE の人員・資機材・装備の充実に取り組む。
- 人の立入りが困難な現場での災害対応ロボットの導入、情報化施工の普及など、ICT等を活用した技術の開発、定着に取り組む。
- 道路啓開計画の策定を推進する。

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要なコミュニティ力の構築を促進する。国においては、ハザードマップ作成・訓練・防災教育、住民参加等を通じた地域づくり、事例や研究成果の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させるとともに、関係府省庁、地方公共団体等の連携を強化する。
- 警察・消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、警察署の耐震化等の取組を推進する。
- 警察災害派遣隊について、訓練練度を向上させるための訓練環境の充実と整備に向けた準備、体制の更なる充実強化や装備資機材の更新整備、高度化を推進する。

8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地震、津波、火山噴火等による交通施設の被害想定精度向上に取り組むとともに、幹線交通の分断が社会・経済に及ぼす影響に関する想定精度向上に取り組む。
- 道路、鉄道、空港、港湾等の交通施設の災害対応力を強化するため、耐震化・予防保全等を推進する。また、交通施設を守る周辺対策として、水害、土砂災害等に関するリスクの検討・情報共有・調査研究のほか、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、治山等を着実に推進する。
- 非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するため、道路啓開計画の策定、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築等の取組を関係機関が連携して推進する。
- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、府省庁横断的に地方公共団体等とも連携して総合的に取組を推進する。
- 輸送モード相互の連携・代替性の確保による複軸の交通ネットワークの構築に向けて、新名神高速道路をはじめとする高速道路ネットワーク、新幹線ネットワークの着実な整備等を推進する。
- 基幹的交通ネットワークが機能停止した場合には、国・地方公共団体・民間事業者等が連携して備える必要があることを国民に周知するとともに、災害時における物流を継

続するため「荷主と物流業者が連携した BCP 策定のためのガイドライン」を広く周知する等普及啓発を行う。

- 迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地方公共団体等を支援して地籍調査を推進するとともに、大都市、被災地等において重点的に登記所備付地図を作成する。また、国が被災想定地域において重点的に官民境界の基礎的な情報を整備することにより、地方公共団体による地籍図等の整備を積極的に支援する。

(重要業績指標)

【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 75% (H25) →76% (H26) →81% [H32]
(再掲)

【国交】地籍調査進捗率 51% (H25) →51% (H26) →56% [H30参考値] →57% [H31]

【国交】南海トラフ地震の津波により建物が全壊する可能性が高い地域のうち、地籍調査未実施地域における官民境界情報の整備率 23% (H26) →83% [H30参考値] →100% [H31]

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 平時から衛星等による観測データを活用し、基本的な地理空間情報を整備するとともに、内水浸水リスクの評価手法と情報提供手法を確立するなど、内水ハザードマップの作成・公表を促進する。
- 災害発生後に、観測衛星による高分解能かつ広域性のある観測データを迅速かつ高頻度に関係機関等へ提供するとともに、先進光学衛星等の開発を進める。
- 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策や、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

(重要業績指標)

【国交】最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合 - (H26) →100% [H32] (再掲)

【国交・農水】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化） 約39% (H26) →約69% [H32] (再掲)

【プログラム共通的事項に係る推進方針】

1. リスクコミュニケーション

- 自助、共助、公助の理念に基づき、シンポジウム等の機会を活用する等国や地方公共団体、国民や民間事業者等全ての関係者が参加した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。また、学校における教育活動全体を見通した防災教育の充実を含め、学校等において全ての世代が生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練等を受けることにより、リスクに強靱な経済社会を築くとともに、国民一人一人が自助を実践し、自助の確立により成り立つ共助社会づくりを進め、災害による被害を減少させる。この一環として、「世界津波の日」及び「津波防災の日」に関する意識向上のための啓

発活動に国内外で取り組むとともに、平成27年度に作成した学校の授業等で活用するための国土強靱化に関する副読本の積極的な活用を促進する。

- 地域コミュニティにおいては、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人、LGBT（性的少数者）等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、災害後の心のケアを重視し、住民の社会的な関わりの増進及び地域力を強化する。また、地域コミュニティにおいて、災害時要援護者を地震・津波から守るため、施設の移転を含む安全なまちづくりを推進するとともに、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の後方支援、多様なコミュニティが共創する活動交流の場の構築及び交流実践等を含む主体的な活動を促進する。
- 関係府省庁及びレジリエンスジャパン推進協議会等の民間団体等と連携しつつ、国土強靱化に対する国民の意識を高めるためのコンテンツの開発や、ハザードマップ、地盤情報等のリスク情報のデータベース化等及び普及を促進する。これらの取組により、住民・民間事業者を対象として、災害から得られた教訓・知識を正しく伝え、応急対応、心のケア等に係る実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成を支援するとともに、国土強靱化に貢献する各種サービス等の需要を喚起し、民間投資を促進する。
- 東京一極集中の是正や大都市圏、地方都市圏等における地域の課題に対応していくため、受け身ではなく自ら考え地域づくりに取り組む地域を支える担い手を少子化と高齢化等も踏まえつつ戦略的に育成するとともに、地区防災計画を活用する等して、共助社会づくりにおける多様な主体の形成、ヒトの対流を活用した共助社会づくり、コミュニティの再生等に取り組む。
- 地域計画の策定は、行政、住民、民間事業者等によるリスクコミュニケーションの活発化に資するものである。地域計画策定ガイドラインの改訂や出前講座等を通じて、地域計画を検討するために必要な専門的知見の共有による支援を行う。これらにより、既に半数を超える都道府県で策定されているなどの状況も踏まえつつ、残りの全ての府県の策定を促進するとともに、政令指定都市をはじめとする市区町村においても早期にできる限り多くの地域計画の策定の実現を目指す。

（指標）

【共通】国土強靱化地域計画の策定及び検討着手団体数（都道府県）策定済み 3道県（H26）→31都道府県（H27） 検討着手 28都府県（H26）→16府県（H27）（市区町村）策定済み 2市（H26）→16市区町（H27） 検討着手 11市区町（H26）→27市町村（H27）

2. 老朽化対策

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、国民の安全・安心を確保し、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を行う。
- インフラ長寿命化基本計画に基づき、インフラ長寿命化計画（行動計画）を平成28年度中に策定できるよう一層取り組むとともに、地方公共団体の行動計画である公共施設等総合管理計画をはじめとするインフラ老朽化対策のための計画策定等の支援の一層の充実を検討する。行動計画に基づき、真に必要なインフラにおける点検・診断、修繕・更新、また点検情報等の整備により、円滑なメンテナンスサイクルを構築する。
- 非破壊検査技術等の点検・診断技術、新材料研究や補修・補強等の長寿命化技術、実

用性の高いロボット技術の開発促進及び現場における試行的導入等、新技術の開発・普及や、分野横断的な活用・共有化等を推進する。また、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）により、関係府省庁・大学・企業・公的研究機関等が連携し、インフラ維持管理・更新・マネジメント技術のプログラムにおいて、点検・モニタリング・診断技術等を社会実装体制も確立しつつ現場で使えるようにする。さらに、技術の実用化、事業化に向けた審査を行うとともに、予防保全による維持管理水準の向上を低コストで実現することを目指した総合調整を推進する。

- 非破壊検査技術やロボット技術等の新技術やITの活用により、社会資本の維持管理・更新システムを高度化し、インフラ管理の安全性、信頼性、効率性の向上を実現する。
- 官民の連携・支援の下で、管理や更新等の現場を担う技術者の育成・配置、点検・診断に関する資格制度の拡充・運用・検証、研究体制の強化等に取り組む。
- 道路上部空間の利用等により、首都高速道路など高速道路の老朽化対策を民間都市開発と一体的に行う PPP 事業を推進する。

（指標）

【共通】インフラ長寿命化計画（行動計画）策定割合（国）53.8%（H26）→100%
[H27]（地方公共団体）4.2%（H26）→100% [H28]

3. 研究開発

- 国土強靱化に資する以下の研究開発・技術開発等を推進する。
被害状況推測手法、耐震・耐津波性等の観測・予測・評価に関する手法・基準、耐震化・長寿命化に資する構造材料、点検・診断・モニタリング技術、耐震・耐津波技術、自然や生態系のもつ防災・減災効果を活用し国土強靱化を進める、いわばグリーンレジリエンス（仮称）の評価と平時の利活用に関する技術、大規模災害に対応する車両・資機材、G 空間情報やプローブ情報の活用、次世代社会インフラ用をはじめとするロボット技術及びその適切な利活用、衛星による測位・情報通信の高度化、研究成果のデータベース化と活用、火山研究者の育成 等
- 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）により、関係府省庁・大学・企業・公的研究機関等が連携し、レジリエントな防災・減災機能の強化、及び、インフラ維持管理・更新・マネジメント技術のプログラムにおいて、研究開発を着実に推進する。

注1) 重要業績指標として掲載した現状値は、（ ）内の年度末時点、または翌年度当初に把握されているものである。

注2) 年度が [] で示されている値は、重要業績指標の目標値である。

注3) 目標値の年度が「-」となっている重要業績指標は、現時点で目標年度が設定されていないものである。

注4) プログラム共通的事項に係る推進方針における指標は、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果（平成26年4月 国土強靱化推進本部）に示された重要業績指標とは別に、各共通的事項の進捗状況を定量的に把握するため、設定しているものである。

第4章 プログラム推進のための主要施策

第3章に掲げた「起きてはならない最悪の事態」を回避するためのプログラムの推進計画等に基づき特に取り組むべき個別具体的施策は、次のとおりである。

なお、当該事態を回避するための施策は、複数の事態の回避に資することが多いことから、ここでは、重複排除や実効性の観点から、施策分野ごとに整理した。

これらの実施に当たっては、「起きてはならない最悪の事態」を回避する効果をできるだけ早期に高めていくため、ハード対策とソフト対策の適切な組合せ、国・地方公共団体・民間等との連携等に留意するものとする。

なお、施策の推進に当たっての主管する府省庁をそれぞれ明示している。

1. 行政機能／警察・消防等

[行政機能]

(中央政府の業務継続性及び災害対応力の向上)

- 政府業務継続計画（首都直下地震対策）と内容の整合がとれるよう見直した業務継続計画に基づいた取組を行う。特に、非常用発電設備について、首都直下地震発生時に、非常時優先業務等を1週間程度継続させるために必要な燃料を確保するための方策を検討するとともに、燃料タンクの増設を行う。また、参集要員をはじめとする職員が非常時優先業務又は管理事務を実施するために必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないように、その庁舎等において、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度の物資を備蓄する。【各府省庁】
- 既存不適格建築物（耐震性能評価値1.0未満）の耐震化を実施するとともに、東日本大震災における官庁施設の被害状況を踏まえ、災害応急対策活動の拠点施設としての所要の耐震性能（Ⅰ類1.5, Ⅱ類1.25）を確保する。また、東日本大震災を踏まえた新たな技術基準では既存不適格となる大規模な天井について、地震時の天井脱落対策を実施するとともに、長周期地震動に対する官庁施設の安全性検証に着手する。【国土交通省】
- 災害対策本部予備施設（立川）の改修・維持管理及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘・東扇島）、堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点の維持管理を行う。【内閣府、国土交通省】
- 自動車の所有データ、車検データ等を一元的に保有・管理している自動車登録検査業務電子情報処理システムについて、耐震性能の強化や停電時の電力確保対策、運用体制の見直し、バックアップ体制の強化等により災害時対応力を強化する。【国土交通省】
- 南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、政府現地対策本部を設置する場合の設置場所候補である施設について、円滑な活動に資するための施設の改修を行う。【内閣府】

(地方行政機関の業務継続性及び災害対応力の向上)

- 広域防災拠点など、地域と連携した防災拠点となる官庁施設の整備を推進するとともに、津波対策を総合的かつ効果的に推進する。【国土交通省】
- 法務省施設への一般来庁者及び職員等の生命・身体の安全確保のため、旧耐震基準施設の建替えの促進、耐震改修及び新耐震基準施設の長寿命化の検討を行う。【法務省】
- 災害時における職員、被収容者等の生命・身体の安全確保はもとより、被収容者の逃亡を防ぐため、矯正施設において旧耐震基準施設の建替えの推進、耐震改修及び新耐震基準施設の長寿命化の検討を行う。また、総合警備システム等の警備機器等について、使用年数・必要性等を考慮して更新整備し、その適正な稼働を確保する。【法務省】
- 地方公共団体の業務継続性の確保に向けて、地方公共団体における業務継続計画の策

定等を促進する。【内閣府】

- 地方公共団体や指定公共機関等の職員に対し、内閣府防災での OJT 研修や、有明の丘基幹的広域防災拠点での研修を行うとともに、総合防災訓練大綱に基づき、各訓練を実施する。【内閣府、関係府省庁】
- (その他)
- 被災者台帳の整備について市町村にアドバイザーを派遣し、その成果をとりまとめ、周知する。【内閣府】
- 被災した自動車ユーザーに対し、各運輸支局が、整備事業者等の協力を得て、廃車等の諸手続の相談、無料点検等を行う移動自動車相談所を避難所等に設置する。【国土交通省】
- 地震・津波分野においては、地震や津波の沖合での観測データの活用による緊急地震速報や津波観測情報の迅速化等を、気象分野においては、監視機能を高頻度、高精度化した次期静止気象衛星の整備や降水量などを観測する地上気象観測基盤等の強化を、火山分野においては、より迅速かつ的確な噴火警報等の提供のため、火山監視・評価及び情報提供体制の強化に向けたシステム整備等をそれぞれ進め、各種防災気象情報の高度化を推進する。また、情報通信処理基盤システムを強化し、防災機関等に対して防災気象情報を適時的確に提供する。【国土交通省】
- 地方創生の取組として、東京一極集中を是正する観点から、政府関係機関移転基本方針に沿って取組を進め、適切にフォローアップを行う。【内閣官房、関係府省庁】

[警察・消防等]

(情報収集・提供及び通信の高度化・多重化等)

- 警察が収集する交通情報に加え、民間事業者が保有するプローブ情報を活用し、交通状況を把握して的確な交通規制を実施するとともに、同情報を災害対策に活用する。【警察庁】
- 消防救急デジタル無線の整備促進、全ての住民が J アラート等により災害情報を迅速かつ確実に受け取ることができる体制の確保、災害時に地方公共団体や緊急消防援助隊からの情報を G 空間プラットフォームへと接続するシステムの構築とそれにより集約される情報の緊急消防援助隊等での共有によって、よりの確な災害対応を実施する。【総務省】
- 全国の地方公共団体へのアドバイザー派遣や防災行政無線（同報系）の戸別受信機の整備支援により情報伝達手段の多重化・多様化等を促進する。【総務省】
- 警察情報通信基盤の堅牢化・高度化に資する通信施設の整備を推進するとともに、通信指令施設の更新整備、高度化を推進する。【警察庁】
- 非常時における行政機関間の通信手段の多重化・高度化を促進し、消防庁所管情報システムの最適化を実施する。【総務省】
- 電力停止等の環境下においても抗たん性を確保することができる通信網（防衛情報通信基盤）の強化のための整備（計画区間におけるマイクロ回線の大容量化、通信衛星の老朽化に伴う更新等）を行う。【防衛省】
- 関係機関の保有する無線機との接続を含めた現場レベルの通信連携要領の検討を行うとともに、連携可能な無線機の全国への早期導入を推進する。また、海上自衛隊の航空機についても、海上保安庁航空機との近距離通信が可能となる無線機の整備を推進する。【防衛省】
- 陸上施設・巡視船艇・航空機に対して通信の安定性・効率性を確保できるデジタル無線機を整備し、通信事業者に依存しない通信手段を確保することにより、情報通信体制

の継続性を確保する。【国土交通省】

- 東海・東南海・南海地域や日本海溝における海溝型地震の発生予測に資する基礎情報の観測を実施するとともに、首都直下地震対策に資する津波防災情報図の整備に着手するなど巨大地震による津波に備えた海域の津波の挙動に関する情報の整備・提供を実施する。【国土交通省】
- 被害が想定される地域の周辺海域の在泊船舶や被害が想定される沿岸地域の住民、海水浴客等に対して、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知する。加えて、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。【国土交通省】
(訓練等による人材・組織の充実)
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境の設定、外部の知見活用、関係機関との連携及び課題の抽出等に配慮した訓練を実施するとともに、災害警備訓練施設を設置する。【警察庁】
- 大規模災害による被害を想定した機動警察通信隊の訓練の実施等による対処能力の更なる向上を推進する。【警察庁】
- 市町村において、防災・危機管理に関する基礎的知識及び心構えに関する標準テキストを用いた研修を実施するとともに、都道府県において、市町村からの情報収集などを適切に実施するための図上シミュレーション訓練を実施する。【総務省】
- エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を緊急消防援助隊に一層充実するとともに、消防ロボットをはじめ大規模・特殊災害対応車両・資機材等を研究開発・導入する。【総務省】
- 自衛防災組織の活動に関する最近の事事例等から得られる知見を提供することにより事業者の応急対応力、関係機関との連携の強化を促進するとともに、消防団員の確保、装備や訓練の充実、自主防災組織等との連携強化を促進する。【総務省】
- 水防団員の処遇改善や多様な主体の水防への参画促進、河川に関する情報や資機材の提供、実践的な水防訓練への協力等により地域水防力を強化し、大規模な洪水等に際しても、迅速かつ的確な水防活動が可能な体制を構築する。【国土交通省】
- TEC-FORCE の人員・資機材等の整備等、発災時の対応を強化し、大規模な自然災害等に際して被災状況の把握や被災地方公共団体の支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的支援をより迅速に実施する。【国土交通省】
- コンビナート総合防災訓練等、関係機関との合同訓練に参画し、情報共有体制の確立、連絡手段の確保等について、地域の特性に合わせて連携を強化する。【国土交通省】
- 有害液体物質等の大規模拡散・流出に備え、現場で対応する機動防除隊をはじめとする海上保安官の知識・技能を向上させる。【国土交通省】
- 防災・危機管理に関する専門的な知識・経験を有する者を活用し、防災関係機関と連携して首長の状況判断や各部局に対する指示を的確に補佐し得る人材の確保及び育成を支援する。【防衛省】
- 防災訓練を含む各種訓練の企画段階から、関係機関との連携要領を検討するとともに、関係機関と連携した合同訓練、民間事業者を含む関係者間の連携強化等を実施する。【防衛省】
- 方面衛生隊及び衛生学校に勤務する医官・看護官・救急救命士（准看護師）に対し、災害医療における高度の知識・技術を修得させ、大規模災害等における大量患者発生に対応しうる技術者（基幹要員）を養成する。【防衛省】
(施設の対災害性の向上及び装備・資機材の充実)
- 警察施設について、耐震改修や建替等を行うことにより、耐災害性を強化する。【警

察庁】

- 都道府県警察と連携しながら装備資機材の更新整備、高度化を推進するとともに、警察機動力の中核となる警察用航空機、車両の更新整備、高度化を推進する。【警察庁】
 - 主要幹線道路等に設置されている重要な信号機へ信号機電源付加装置等の災害に備えた交通安全施設を整備し、災害発生時においても安全で円滑な交通を確保し、避難路や緊急交通路を確保する。【警察庁】
 - 消防庁舎の耐震化に係る地方公共団体の取組を支援する。【総務省】
 - 救助活動等拠点施設の整備を促進するとともに、長期の消防応援活動を支援する資機材を積載した拠点機能形成車両等の車両整備や車両資機材の整備等により緊急消防援助隊の機能を強化する。【総務省】
 - 防災拠点となる公共施設等の耐震化並びに高機能消防指令センター、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、広域訓練拠点及び活動火山対策避難施設（退避壕・退避舎）等の整備を促進し、災害に強い地域づくりを推進する。【総務省】
 - 発災時における救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルート確保等の災害対応力を有する巡視船艇・航空機を整備するとともに、航路啓開測量及び海図の補正を目的とした水路測量を実施するための装備資機材を整備・維持する。また、有害液体物質等の大規模拡散及び流出に対応する資機材を整備・維持管理する。【国土交通省】
 - ヘリコプター映像伝送装置の整備や、無人偵察機の運用体制を確立し、災害対処能力を向上する。【防衛省】
 - 自衛隊施設の津波対策及び耐震化を推進する。【防衛省】
 - 消防体制の整備及び確立を進める上で重要な消防の広域化を促進するとともに、消防と医療の連携、救急業務の高度化等を推進する。【総務省】
 - 場外離着陸場の指定を推進するとともに、艦艇が接岸可能な港湾等を継続的に調査し、最新のデータを整備する。【防衛省】
- (その他)
- 災害対策標準化の推進に資する調査・検討を行う。また、災害対応業務に関する国際標準化に対応するとともに、我が国から災害対応業務に関する国際標準化への提言を行っていくことで、我が国における JIS 化等について迅速に対応する。【内閣府】
 - 災害の予防及び火災時の被害軽減のための取組を推進するとともに、危険物事故・石油コンビナート事故の防止・被害の軽減を推進する。【総務省】

2. 住宅・都市

(住宅・建築物の耐震化の推進)

- 耐震改修促進法に基づき、耐震診断の義務付け、指導・助言・指示等の規制措置、耐震改修計画の認定制度、表示制度等の活用により、住宅・建築物の耐震化を推進するとともに、助成措置、融資、税制上の措置により、住宅・建築物の耐震改修を支援する。【国土交通省】
- 中古住宅におけるリフォームの促進のための建物評価の改善等及び新たな金融商品開発を促進する。【国土交通省】
- 老朽化マンションの再生事業に対する支援を強化するとともに、専門家による相談体制等を整備する。【国土交通省】
- 学校施設について、避難所としての役割を果たすと同時に、児童生徒等の安全・安心を確保するため、耐震化（非構造部材耐震対策を含む）、老朽化対策、防災機能強化等を推進する。【文部科学省】
- 公民館等の社会教育施設及び社会体育施設について、避難所としての役割を果たすと

- ともに、利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化を促進する。【文部科学省】
- E-ディフェンスを活用し、将来起こりうる海溝型巨大地震が引き起こす長時間・長周期地震動による耐震実験等を実施し、より効果的な被害低減のための研究開発を推進する。【文部科学省】
 - 超高層建築物の長周期地震動対策を推進する。【国土交通省】
 - 新築の一定の建築物等に対しては建築基準法に基づく天井の脱落対策を義務付け、既設の天井については避難所等の特に早急に改善すべき建築物の耐震改修に対する支援により、天井の脱落対策を推進する。【国土交通省】
- (大規模火災対策の推進)
- 密集市街地において、防災性の向上や住環境改善を図るため、避難地、避難路の整備や建築物の不燃化、緑地の整備等の取組を推進する。【国土交通省】
 - 三大都市圏の既成市街地等、大規模災害の発生時の被害が特に大きいと予測される地域でかつ不燃化の取組が必要な地区において、空き地等の緑化による防災・減災を行う地方公共団体の取組を支援する。【国土交通省】
 - 大規模地震発生時における電気に起因する出火を抑制する感震ブレーカー等について、延焼のおそれのある密集市街地において普及を促進する。【内閣府、総務省、経済産業省】
 - 国宝・重要文化財等の防火設備等の設置や耐震補強などの災害対策等の事業に対する補助を実施する。【文部科学省】
- (帰宅困難者対策の推進)
- 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続のため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を推進する。【国土交通省】
 - 首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、防災拠点の整備に対して支援を行う。【国土交通省】
 - 大都市部における帰宅困難者のための休憩・情報提供等の場となる公園緑地（帰宅支援スポット）の整備について、地方公共団体における取組を支援する。【国土交通省】
- (避難対策、災害復旧の充実)
- 退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を推進する。【内閣官房】
 - 住民の緊急避難の場や最終避難地等となる公園、緑地、広場等の整備及びそれらにおける防災機能の発現に資する公園施設の老朽化対策について、地方公共団体における取組を支援する。【国土交通省】
 - 過去に発生した大規模災害の被災地における先進事例の収集、地方公共団体、民間事業者等に対するヒアリング等により、災害の規模等に応じた各種施策の効率的・効果的な組合せ、応急住宅の再利用方策等について検討を行う。【内閣府】
 - 大規模な盛土造成地について、変動予測調査により地震時に地すべりや崩壊のおそれのある区域を特定し、住民に対し広く情報提供を行う。【国土交通省】
- (その他)
- 水道施設について、耐震化・老朽化対策等を推進するとともに、災害時の情報集約、応援体制の整備等の危機管理体制を構築する。【厚生労働省】
 - 下水道の既存施設の耐震化及び耐津波化を早急かつ効率的に推進し、継続的な下水道サービスの提供を行う。また、下水道施設について、下水道 BCP の策定などのソフト対

策を充実し、ハード対策とソフト対策が一体となった耐震・耐津波対策を推進する。

【国土交通省】

- 地下街管理者が行う地下街の安全点検や周辺の鉄道駅等との連携による地下街の災害対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援する。

【国土交通省】

- 公的不動産等を種地として活用した連鎖型の再開発事業等を推進・展開する。【国土交通省】
- 都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区において、エネルギーの自立化・多重化による災害時のエネルギー安定供給が確保される業務継続地区（BCD: Business Continuity District）の構築を推進する。また、災害時に自立的に生活や業務が継続できる住宅・建築物を普及促進する。【国土交通省】

3. 保健医療・福祉

（医療機能及びアクセスの強化）

- 災害発生時に診療拠点となる災害拠点病院、重篤な患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター、地域の救急患者の受入れを行う二次救急医療機関等の耐震整備に対する補助を行う。また、医療施設の耐震化状況を継続的に把握するとともに、地方公共団体や事業者等に対して耐震化整備の推進について周知徹底する。【厚生労働省】
- 災害拠点病院の自家発電設備、受水槽、備蓄倉庫の整備を推進する。【厚生労働省】
- 南海トラフ地震などの大規模地震に備え、全国から災害派遣医療チーム（DMAT）をはじめとする医療チームによる応援を迅速に行う体制を構築する。また、被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し、治療する体制を構築する。その際、航空搬送拠点・航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等の医療機能強化に必要な資機材等の検討を行う。【内閣府、厚生労働省】
- 災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害時の心のケアを行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成のための研修を行うとともに、派遣に必要な調整等を行う。また、被災者が災害急性期以降も医療や心のケアを継続して受けられるよう、災害医療コーディネーターの養成研修等を実施することにより、DMAT・DPATから日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（JRAT）等へと移行する期間における確実な情報共有を図り、連携を強化する。【厚生労働省】
- 被災時における大量の傷病者に対応するため、地域の医療機関の活用を含めた連携体制を構築する。【厚生労働省】
- 地域における医療に関する各種講習を充実させるための取組を進める。【厚生労働省】
- 被災地内における医療資源の確保や広域医療搬送の手段、受入先の確保などの事前の対策を早急に講じるとともに、医療資源（医療資機材、医療従事者等）の適切な配分がなされるよう、カウンターパート制度の導入等、国と地方公共団体が連携しつつ仕組みを構築する。【厚生労働省】

（福祉機能の充実）

- 社会福祉施設の耐震化については、引き続き、耐震化整備に対する国庫補助や（独）福祉医療機構の低利融資による支援措置により着実に推進する。また、社会福祉施設の耐震化状況を継続的に把握するとともに、地方公共団体や事業者等に対して耐震化整備の推進について周知徹底する。【厚生労働省】
- 中小規模福祉施設等において、高効率給湯・空調設備や、コジェネレーションシステム等の導入を支援し、福祉施設等の省エネ化を促進する。【環境省】
- 災害時において災害弱者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広

域的な福祉支援ネットワークを構築する。また、広域的な福祉支援ネットワークを構築または検討着手している都道府県を継続的に把握するとともに、都道府県に対して取組状況や先進事例などの情報提供や意見交換を行う。【厚生労働省】

(その他)

- 医療・福祉施設の南海トラフ地震における浸水予想区域からの移転促進のための支援措置を講じる。【厚生労働省】
- 災害の発生により、感染症の発生やまん延を防止するため都道府県知事等が必要があると認める場合には、感染症法に基づき消毒や害虫駆除等を実施する。災害の発生時に限らず平時から、感染症の発生やまん延を防止するため予防接種法に基づく予防接種を実施する。【厚生労働省】
- 一般の避難所では生活が困難な高齢者や障害者等を受け入れる施設となる福祉避難所の機能強化を進める。【内閣府】

4. エネルギー

(エネルギー供給体制の強化)

- 災害時石油・石油ガス供給連携計画に基づく訓練を着実に実施するとともに、訓練で生じた課題や優良事例を関係者間で共有し、そのレベルアップを進める。【経済産業省】
- 被災地への燃料供給について、民間輸送力が機能しない場合等を想定した実働訓練や孤立地域への民生用石油輸送協力の体制強化に向けた実働訓練を実施するとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続の改善について検討を進める。【経済産業省】
- 訓練や外部有識者による系列 BCP 格付け審査等を通じて、石油精製・元売会社における系列 BCP の実効性を向上する。【経済産業省】
- 災害時に安定的にエネルギーが供給できるよう、石油製品販売業者の経営安定化を支援する。特に、過疎地域の SS においては、効率的な経営となるよう、簡易計量機の設置と燃料配送の合理化を進める。【経済産業省】
- 石油ガス供給について、輸入基地や国家備蓄基地等から、実際の需要家までのサプライチェーン全体を通じた訓練で生じた課題や優良事例を関係者間で共有するとともに、新たな情報共有システムの導入を進める。【経済産業省】
- 国家石油ガス備蓄について、管理コストの適正化・合理化を進めつつ、石油ガスの購入・蔵置を着実にを行うとともに、備蓄石油ガスの迅速な放出のための訓練等を進める。【経済産業省】

(エネルギー関連施設の機能向上)

- 製油所等において、事業者が被災から24時間以内に平時の1/2の供給能力が確保できるよう、地震・津波対策や入出荷バックアップ能力増強等を促進する。【経済産業省】
- 製油所での非常用設備の確実な稼働を維持する。【経済産業省】
- SS における地下タンクの入換や自家発電機導入を促進するとともに、全国47都道府県において自家発電設備の稼働訓練等を実施する。【経済産業省】
- 避難所、医療施設等における石油製品貯槽、自家発電機等の導入を促進する。【経済産業省】
- 石油製品備蓄量の地域間バランスを整えるため、地域需要の4日分の国家石油製品の備蓄が不足する地域において、タンクの新設・改修を支援する。【経済産業省】
- 重要な高圧ガス設備の耐震化を進めるとともに、南海トラフ地震に対する耐震基準の見直しを検討する。【経済産業省】

(エネルギー関連施設の適切な管理及び管理体制の強化)

- 経年劣化したガス管について、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管への取替えを

促進する。【経済産業省】

- 石油及び石油ガスの国家備蓄基地の耐震工事等を順次進め、災害時の石油の安定供給を確保する。【経済産業省】
 - 電気設備の自然災害に対する耐性評価等に基づき、必要に応じ、発電所・送電線網・電力システムの災害対応力の強化や、迅速な復旧を促進する。また、サイバー攻撃等による電力供給の停止を未然に防ぐため、サイバーセキュリティガイドラインを策定し、サイバー攻撃に対し必要な手立てを講じる。【経済産業省】
- (エネルギー供給の多様化)
- エネルギー供給源の多様化のため、電力小売の自由化等により、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や電気自動車・燃料電池自動車等による V2X（自動車から各家庭やビルに電力を供給するシステム）の普及を促進するとともに、スマートコミュニティの形成を推進する。【経済産業省】
 - 農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーの導入促進に向けた技術支援ができる人材の育成等を推進する。【農林水産省】
- (その他)
- 地下水や雨水、再生水等の多様な水源利用に関する調査研究を進める。【国土交通省】
 - 気候モデルによる新たな影響予測・分析を踏まえ、水供給の長期停止等の被害の軽減方策を検討する。また、代替水源として、地下水の適正な利用を図るため、その保全・利用の指針となる地下水ガイドラインの策定に向けた検討を行う。【国土交通省】

5. 金融

(金融サービスの体制強化)

- 政府・中央銀行を含む関係機関の横断的な防災訓練の実施等を通じ、金融機関における BCP の実効性を検証するとともに、非常時参集要員の選定のフォローアップ、通信手段の多様化等、業務継続体制の実効性の向上を促す。また、短期金融市場・証券市場・外国為替市場において、金融庁・中央銀行を含め、実際の災害を想定した実践的な防災訓練を行い、課題の抽出・解決等に取り組む。【金融庁】
 - 電力・燃料の優先供給等の災害対応力の強化に向けて、引き続き、政府図上訓練への参加を通じ、関係省庁間で連携を進める。【金融庁】
- (金融関連施設の機能向上)
- 金融サービスが確実に提供されるように、耐震化未実施の金融機関について早期の対応を促すとともに、システムセンター等の重要拠点のバックアップサイトの確保を促進する。また、電力の停止が金融機関の業務継続に支障をきたすことがないように、重要拠点への自家発電機の設置を促す。【金融庁】
- (その他)
- 複合的な大規模災害を含む様々な自然災害発生時には、関係府省庁と協力の上、金融機関等において決済、現金供給等の機能を継続するための措置を講じるよう、適時的確に、金融機関に対して要請を行うほか、国内外への情報発信を行う。【金融庁】

6. 情報通信

(情報提供・共有の充実)

- ICT を活用して、地方公共団体等が災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供する Lアラートの加入を促進するとともに、情報配信のレベルアップを目的とした全国的な総合訓練やライフライン事業者の参

入に向けた取組等を加速させる。【総務省】

- 総合防災情報システムと他機関システムとの連携強化を推進するとともに、次期システムの構築に向けた基本設計を行う。【内閣府】
(情報通信施設の耐災害性の向上)
- 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、過去の災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえた見直しを適宜実施する。【総務省】
- 郵便局の耐震診断調査を順次行い、その結果を踏まえて耐震化工事を実施する。また、BCPを適宜見直す。【総務省】
- 難聴地域解消・災害対策としてのラジオ中継局の整備に対する支援を行い、当該整備を推進する。【総務省】
- 首都直下地震対策大綱において首都中枢機関として位置付けられている中央省庁の情報通信システム（非常時優先業務に係るものに限る。）に対する脆弱性評価を実施する。【関係府省庁】
(技術開発等)
- 技術試験衛星Ⅷ型（ETS-Ⅷ）や超高速インターネット衛星（WINDS）を用いて技術課題の検証を行う。【文部科学省】
- 準天頂衛星システムの開発・整備・運用を推進する。【内閣府】

7. 産業構造

(事業継続体制の構築に向けた支援)

- 民間企業等の事業継続体制（BCPの策定状況）に関する実態調査を実施する。さらに、官民が連携した取組を行う上での課題を抽出し、その対策に必要な施策を検討する。【内閣府】
- BCP/BCMの実効性の確保・定着に向け、BCPに関する融資制度を充実するとともに、事業継続能力向上のためのテキストを活用し、企業を対象とした模擬災害演習を実施する等、継続的な教育・訓練による企業内の人材確保・育成を促進する。また、石油化学事業者が策定した、安全確保の具体的な実施計画について、毎年のPDCAサイクルを実施し、実効性向上を促進する。【経済産業省】
- 各企業等におけるBCP/BCMの構築の促進に向けて、中小企業BCP策定運用指針の見直しを検討するとともに、同指針を活用した事例集等による普及・啓発を行う。【経済産業省】
- 地方ブロックごとに、関係府省庁及びその地方支分部局、地方公共団体、経済団体等が連携して、地方強靱化BCP（仮称）の作成に向けた取組を実施する。【内閣官房】
- 防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進に向けて、改正品確法等の趣旨を徹底するとともに、地域の建設企業の効果的な人材活用等の取組に対し、専門家等による支援を実施する。【国土交通省】
(被害軽減に向けた研究等の推進)
- 対策の効果を評価する手法を確立し、全国の産業施設について、対策レベルに応じた影響評価を実施する。【経済産業省】
- 東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）において、東アジア及び我が国の国土強靱化対策の知見を活用し、災害に強いインフラ整備等に向けた政策研究を実施する。【経済産業省】
(その他)
- 工業用水道施設について、事業者が更新・耐震計画を作成し、これに基づく更新・耐震事業を促進するため、支援制度を見直す。また、被災した場合の早期復旧を可能とす

- るよう、地区毎の連携協定に基づく応援体制を確保する。【経済産業省】
- 大規模災害時に工業用水道施設の早期復旧が可能となるよう、広域合同訓練や災害協定の締結等、全国規模での応援体制の強化を検討する。【経済産業省】
 - 企業の本社機能の地方移転・拡充を積極的に支援する。【内閣府】

8. 交通・物流

(交通ネットワークの強靱化の推進)

- 緊急輸送道路としての機能を発揮し、実働部隊が迅速に活動できるよう、代替性確保のためのミッシングリンクの整備、三大都市圏における環状道路の整備、橋梁の耐震性能向上及び道路構造物の液状化対策、道路法面の対策、路面下空洞調査の実施、倒壊による道路閉塞を回避するための無電柱化等を推進するとともに道路施設への防災機能の付加（避難路、避難階段）を推進する。【国土交通省】
- 利用者の適切な行動選択のため、災害情報、通行規制情報等について、道路管理者や道路種別の違いを越え一元的な情報提供の仕組みを構築する。また、官民の保有する自動車のプローブ情報等のビッグデータを活用し、早期の被害状況の把握による初動強化を推進する。【国土交通省】
- また、地域防災計画に基づき、地方公共団体と役割分担を図りながら道の駅の防災設備、海拔表示シートの整備を推進する。【国土交通省】
- 山間部等において民間を含めた多様な主体が管理する道を把握し活用する。また、異常降雪等に備え、冬期道路交通を確保するための除雪体制等を構築する。【国土交通省】
- 避難路、道路啓開計画等の策定を進める。【国土交通省】
- 新幹線ネットワークについて、完成に向けて着実に整備を進める。【国土交通省】
- 大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開のあり方に関する対応策のとりまとめに基づき、各鉄道事業者において具体的な対策を進める。また、災害時における鉄道の運行情報について、鉄道事業者が駅構内・車内放送、液晶ディスプレイ等に加え、HPや各種 SNS も活用し速やかに提供することにより、利用者等の混乱を抑制する。【国土交通省】
- 各地方公共団体の定めるハザードマップ等により、浸水被害が想定される地下駅の出入口、トンネル坑口部等について、止水板や防水ゲート等の浸水対策を推進する。【国土交通省】
- 災害の切迫性や港湾機能の重要度に応じて、国内外からの被災地への緊急物資輸送や産業活動を支える物流機能を確保する港湾施設の耐震・耐波性能の強化や技術開発を推進する。また、大都市圏の湾域の港湾においては、地域の実情等を踏まえて、低頻度大規模津波に対するハード・ソフト対策等を総合した防護水準の検討を行い、対策を推進する。【国土交通省】
- 津波観測にも資する GPS 波浪計について、情報伝達訓練の実施等を適切に行い、信頼性向上を図る。津波から避難するに当たり必要な情報の提供・周知の方策、通信手段の確保策等の検討を行い、船舶及び旅客の安全で確実な避難行動の環境整備を行うことにより、船舶及び旅客の安全確保に資する船舶の災害対策の推進を図る。【国土交通省】
- 港湾労働者等が安全に避難・退避できるよう、港湾の特殊性を考慮した津波避難対策の策定や、津波避難施設の整備を促進する。また、避難機能を備えた物流施設等の整備に対する民間事業者への支援を行う。【国土交通省】
- 災害発生時に広域的な連携を通じ港湾の機能を維持するとともに、被災した施設の早期復旧を図るため、国・港湾管理者・港湾利用者等が協同し、港湾 BCP の策定・見直しによる災害時の協力体制の構築等を推進する。【国土交通省】

- 災害発生時における応急復旧活動の活動拠点となる基幹的広域防災拠点において、訓練等の実施によりその機能確保を図る。また、大規模地震に対して港湾機能を維持するため、港湾管理者、海上保安庁、地方支分部局等が連携して、効果的な航路啓開の実施体制の強化等を図る。【国土交通省】
 - 大規模災害時の船舶の活用について、ニーズと活用可能な船舶のマッチングシステムを防災訓練等で活用し、運用上の課題の検証を行う。また、ガイドラインを活用し、船舶の活用に関する実務手順について、地方公共団体の災害対応要領等への反映を促進する。【国土交通省】
 - コンビナート災害の発生・拡大防止と、機能停止時のエネルギー供給を確保するため、民間事業者や関係行政機関と連携し、災害発生時における行動計画を策定するとともに、必要な耐震改修等の取組を推進する。【国土交通省】
 - 災害発生時において船舶に必要な情報の把握、伝達、提供を迅速確実に実施するため、海上交通センター及び各港内交通管制室を一元化し、海難発生の極小化、海上輸送機能の確保及びサプライチェーンの寸断の防止を図る。また、海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送の実施について検討する。【国土交通省】
 - 航空輸送上重要な空港等について、地震被災時に、緊急物資等輸送拠点としての機能確保、航空ネットワークの維持や背後圏経済活動の継続性確保、飛行中の航空機の安全確保を図るため、関係機関との協力体制の構築を含めた防災計画等の検討を行うとともに最低限必要となる基本施設等並びに管制施設等の耐震化を実施する。また、空港同時閉鎖時に飛行中の航空機を安全かつ効率的に着陸させるため、多数の目的地変更機の受入先空港の選定を支援するためのシステム（緊急ダイバート運航総合支援システム）の運用を開始する。【国土交通省】
 - 最大規模の津波に対して、空港内の旅客、関係職員及び周辺からの避難住民等の人命を保護するため、空港の津波避難計画に基づき、空港管理者及び関係者による訓練等を継続的に実施し、緊急避難体制の強化を図る。【国土交通省】
 - 救急・救命や緊急物資輸送等の活動拠点としての活用、復旧に関わる関係機関の協力体制構築による空港機能の早期復旧を図るため、空港における地震・津波に対応する早期復旧計画を策定する。【国土交通省】
 - 発災時に適切かつ迅速な対応を行うため、都道府県・市町村が作成する防災計画に基づき、地方公共団体及び他交通モードとの事前の協定締結を推進する。【国土交通省】
 - 大規模災害等への対策の強化が必要な地域の道（市町村道、農道、林道）、汚水処理施設（公共下水道、集落排水、浄化槽）及び港（港湾、漁港）の整備に対して、地域再生法の地域再生計画に基づく財政支援により、代替輸送路又は避難路となる道路の整備、終末処理場等の耐震整備やエネルギー及び物資を供給する離島航路に係る港湾・漁港の整備等を推進する。【内閣府】
- （物流ネットワークの強靱化の推進）
- 災害対策基本法における指定公共機関の拡充、緊急物資輸送協定の推進・拡充、インタンク保有情報の活用、トラック事業者のBCP策定の推進、エネルギーセキュリティの推進（C・LNG車両の普及）等に取り組む。【国土交通省】
 - 緊急支援物資輸送に効果的な貨物鉄道の早期復旧に向け、BCPの策定や深度化を促進する。また、貨物鉄道の大量輸送特性を活かし、震災等で発生する大量の災害廃棄物を輸送するための取組を推進する。【国土交通省】
 - 非常災害時の物資供給のため、民間事業者等の物流ノウハウについて幅広い調査・検討を実施し、官民が連携した物資調達の仕組みを構築する。【内閣府】
 - 物流事業者等から構成される協議会を開催し、災害時に広域物資拠点として活用する

民間物流施設を選定し、円滑な活用のための広域物資拠点の開設・運営に関するマニュアルの作成、周知を行う。また、支援物資の輸送・保管、物流専門家派遣に関する協力協定の締結を促進し、災害時における鉄道、内航海運、トラック等の多様な輸送手段の活用について検討を行う。さらに、荷主と物流事業者が連携した災害時におけるBCPの検討を行うとともに、ガイドラインを作成し、周知を行う。加えて、広域物資拠点として選定された民間物流施設に対して、非常用電源設備、非常用通信設備等の導入を促進する。【国土交通省】

○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の枠組みを活用し、災害に強い民間物流施設の整備促進を図る。【国土交通省】

○ 物流事業者、地方公共団体、国等が参画し、広域物資拠点の開設・運営に関する訓練等を実施する。【国土交通省】

(災害時の旅客の安全確保及び帰宅困難者対策の推進)

○ 地方公共団体等が主体となって設置する協議会において検討される、水・食糧の備蓄をはじめとする帰宅困難者対策を実施することで、帰宅困難者の一斉帰宅に伴う混乱を回避する取組を進める。【国土交通省】

○ 津波発生時における鉄道旅客の安全確保に関する対応方針に基づき、各鉄道事業者において具体的な対策を進める。【国土交通省】

○ 首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震に備えて、地震時における鉄道網の確保を図るとともに、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的機能も考慮し、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進する。【国土交通省】

○ 東海道新幹線の土木構造物の予防保全を行うことにより、継続的な高速旅客輸送機能の維持に資する。【国土交通省】

(旅行者の安全対策の推進)

○ 訪日外国人旅行者を対象として、宿泊・観光施設における対応マニュアルの作成、IT(アプリ)を活用した情報提供システムの整備、地域防災計画等に訪日外国人旅行者への対応を盛り込むための指針に関する取組を推進する。【国土交通省】

○ 国内におけるツアー旅行者の安全確保のため、危機管理時における組織マネジメントに関するマニュアルを普及させるとともに、同マニュアルに基づき、各旅行会社において安全管理責任者を設置する等の組織体制の整備を促進する。【国土交通省】

○ 災害情報等の一斉配信を含む多言語にも対応したデジタルサイネージの実現に向けた取組を推進する。【総務省】

9. 農林水産

(サプライチェーンの災害対応力の強化)

○ 首都直下地震及び南海トラフ地震の被災想定地域において、食品産業事業者等がサプライチェーン全体で連携・協力して取り組む対応策を協議し、マッチングセミナー等も活用して事業者間の連携強化・協力体制の構築を促進する。【農林水産省】

○ 農林水産省業務継続計画(首都直下地震対策)第2版(平成26年8月)に基づき、食料等の備蓄、災害時の参集要員の指定や災害応急業務の指定、参集の訓練などを実施する。また、必要に応じて計画の見直しを行う。【農林水産省】

○ 応急用食料の調達を確実にを行うため、調達・輸送に係る訓練等を行うとともに、「南海トラフ地震発生時の応急用食料計画」を策定する。【農林水産省】

○ 食料の安定的な供給体制等を確保するため、平成27年度に策定した卸売市場整備基本方針に基づく卸売市場施設整備を推進する。【農林水産省】

○ 機能保全対策を更に推進するため、全ての農道橋・林道橋(延長15m以上)、農道・林

道トンネルについて、点検・診断を実施するとともに、点検・診断を基にした施設計画の策定を推進する。【農林水産省】

- 迂回路として活用できる農道及び林道について、必要に応じて調査を行い、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。【農林水産省】
- 漁港漁場整備長期計画に基づき、拠点的漁港における陸揚げ岸壁の耐震化等を推進するとともに、粘り強い構造を持つ防波堤等の整備を推進する。【農林水産省】
- 水産物を取り扱う漁港・市場において、大規模災害が生じた際でも一定程度の水産物流通機能を確保するために必要な事前対策に関する基本的な考え方の周知を行うとともに、個別地域への適用性の検証や検証を踏まえた修正等を行う。【農林水産省】
(ハード対策とソフト対策を組み合わせた災害対策等の強化)
- ため池は築造年代が古く災害時に下流の人家等に多大な影響を与えるリスクが高いため、決壊時に下流の人家等に影響を与えるため池を優先して、拡充した制度も活用しつつ、ハード対策及び、ハザードマップの作成、管理体制強化等のソフト対策を実施する。【農林水産省】
- ダム等極めて重要な国営造成施設のレベル2地震動に対応した耐震設計・照査や農業水利施設の耐震化を推進する。【農林水産省】
- 農地等への被害防止のほか、混住化が進む中での排水機能の強化等も視野に入れた豪雨対策としての排水施設の整備、農村地域でハード対策（地すべり対策も含む。）、ソフト対策を総合的かつ計画的に推進する。決壊すると多大な影響を与えるため池に係るハザードマップ作成や防災訓練等の実施を創設した制度も活用しつつ推進する。【農林水産省】
- 農業集落排水施設の耐震化等を促進する。【農林水産省】
- 保安林の適切な指定・管理、近年の激甚化した山地災害対応のため、拡充・創設した流木防止総合対策や緊急予防治山事業等の活用により、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を推進する。【農林水産省】
- 南海トラフ地震等により発生が予測される津波に対して、改定した技術基準も活用しながら粘り強い海岸防災林の造成を進めるとともに、これまで造成された海岸防災林の機能の維持・強化を推進する。【農林水産省】
- 防波堤により堤外地の水産関連施設等の減災を進めるとともに、防波堤と防潮堤を組み合わせて効率的かつ効果的に堤内地の人命・財産等の防災・減災に取り組むための考え方の全国への普及を推進する。【農林水産省】
- 沿岸に位置する漁港及び背後集落において、大規模津波発生時においても迅速な避難が可能となるよう、先進地区事例等も踏まえつつ高台への避難路・避難施設の整備等を実施する。【農林水産省】
(国土保全機能の適切な発揮に向けた取組の推進)
- 地域共同で行う水路や農道等の地域資源の保全活動を通じて、国土保全など農地等の有する多面的機能の維持増進や地域防災力の向上にも資する農村コミュニティの維持活性化を安定的な制度の下で推進するとともに、地域住民が主体となった地域の将来像の合意形成や集落営農組織等を活用した集落間の結び付きの強化により、地域の維持・活性化を図る取組を支援する。【農林水産省】
- 農村における基幹集落への施設・機能の集約と集落間のネットワークの強化による定住環境の確保、地域コミュニティの活性化を推進し、集落機能の維持と地域資源の適切な保全管理を進める。【農林水産省】
- 条件不利地域における面的な間伐や主伐後の再造林等による多様で健全な森林の整備及び林道等の路網の整備等を通じて、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進する。

【農林水産省】

- 地域の活動組織が実施する森林の保全管理や山村活性化の取組を通じた森林の国土保全機能の維持・増進や地域の防災・減災に資する山村コミュニティの維持・活性化を推進する。【農林水産省】
- CLT（直交集成板）等の新たな製品や施工技術等の開発及び平成28年3月及び4月のCLTに関する建築基準法に基づく告示の施行を受けて、CLTを建築材料として普及するための解説や設計施工マニュアルの作成、生産体制整備を推進する等により地域材を活用した木材需要を創出する。【農林水産省】
(施設の適切な管理及び管理体制の強化等)
- 基幹的農業水利施設の機能診断を行い、ライフサイクルコストを低減するような補修・補強等の実施を内容とする機能保全計画を作成の上、平成27年度に拡充した制度も活用しつつ、施設の長寿命化対策や更新を実施する。【農林水産省】
- 農業水利施設の施設情報の情報化を図る地理情報システム（GIS）を活用した情報プラットフォームの構築、機能保全計画の策定等に資する情報の蓄積、位置情報等の精度向上を推進し、施設の保全対策を円滑に実施する。【農林水産省】
- 水利施設等の管理者である土地改良区等において、被害の早期復旧を可能とするため新たに作成したマニュアル等も活用しつつ業務継続計画策定手法を確立する。また、ため池を含む農業水利施設の管理体制の整備・強化を推進する。【農林水産省】
(その他)
- 農業水利施設等の災害対策や老朽化対策等に係る研究開発や新技術の実証・普及啓発等に資する取組を推進する。【農林水産省】

10. 国土保全

(ソフト対策と組み合わせた施設整備等の推進)

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、直轄河川による大規模水害のおそれのある市町村において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、「住民目線のソフト対策」「洪水を安全に流すためのハード対策」「危機管理型ハード対策」を概ね5年間で一体的・計画的に推進する。【国土交通省】
- 河川改修や洪水調節施設の整備等、予防的な対策を着実に推進するとともに、激甚な水害が発生した地域等においては、再度災害防止対策を集中的に推進する。また、既存施設を有効活用する観点から、河川及び下水道施設の一体的な運用や既設ダムを有効活用したダム再生を推進する。さらに、気候変動による将来の外力の変化に備え、柔軟な施設の設計等に努める。【国土交通省】
- 決壊すれば甚大な被害が発生する恐れがある河川の堤防沿いの市町村を対象に、出水期までに国と市町村が協力して避難勧告に着目したタイムラインを策定する。【国土交通省】
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の水害リスクの増大に対応するため、調整池、流域貯留施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を確保するなど、総合的な洪水対策を推進する。また、早期の堤防整備等の対策が困難な地域においては、輪中堤等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせるなど、土地利用状況を考慮した洪水対策を推進する。【国土交通省】
- 土地利用規制と組み合わせた水害対策、浸透ますや防災調整池の整備等による河川への流出抑制対策等により、流域の特性を踏まえた水害に強い地域づくりを推進する。また、内水氾濫による浸水防除のための雨水管や雨水貯留管等の下水道施設の整備を推進

するとともに、止水板の設置、実効性の高い避難計画の策定、避難誘導システムの確立等の地下空間の浸水対策を推進する。【国土交通省】

- 大規模地震の対策地域における津波被害リスクが高い河川等において、地震・津波対策として、堤防のかさ上げ、堤防等の耐震化・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するとともに、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進める。【国土交通省】
- 砂防施設等の整備等を実施するとともに、大規模土砂災害の発生に備えた警戒避難体制の構築等の支援を強化する。特に、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼしたり、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害危険箇所について、対策施設の整備等を推進する。また、活発化する火山活動に備えて、警戒避難のための監視・観測機器等の設置や緊急対策用資材の事前準備等を推進する。【国土交通省】
- 最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとでも人命を守る」という考え方で、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる多重防御の発想により、総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する。また、粘り強い構造（緑の防潮堤を含む。）を基本とした海岸堤防等の整備、耐震・液状化対策（地震・津波対策）、海岸の侵食対策を推進する。【農林水産省、国土交通省】
- 山林や河川等に関係する史跡名勝天然記念物に対する地盤の崩落防止措置等の災害対策等を推進する【文部科学省】
- 中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、河川管理施設及び砂防設備等の維持管理・更新を確実に実施する。また、より効果的に治水機能が発揮されるようダム operates のルールの見直しや施設改良など既存施設の有効活用を推進するとともに、国及び水資源機構管理ダムにおけるダム管理用発電設備の導入を推進する。【国土交通省】
- 予防保全管理の導入、長寿命化計画の策定など、下水道施設の戦略的な維持管理・更新を進める。【国土交通省】
- 海岸保全施設の戦略的な維持管理、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化及び海岸における操作従事者の安全確保を最優先とする水門・陸閘等の効果的な管理運用を推進する。【農林水産省、国土交通省】
(ソフト対策の充実)
- 直轄河川における想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成を推進するとともに、最大クラスの洪水浸水想定区域を踏まえた洪水ハザードマップを作成するため、市町村に対し技術的支援を実施する。【国土交通省】
- 想定し得る最大規模の降雨に対する内水ハザードマップの作成支援を推進する。【国土交通省】
- リアルタイム浸水予測シミュレーションのモデルの機能向上及び洪水、内水、津波・高潮による浸水想定区域図を一括して把握できるシステムの構築等により、事業所等の自衛水防に役立つ情報を提供する。【国土交通省】
- 河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合に土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施するとともに、必要に応じて土砂災害緊急情報を通知する。また、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域の指定を促進するとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備等を支援する。その際、基礎調査を平成31年度末を目標に完了させるため、防災・安全交付金の優先配分枠制度を活用し、確実な実施を支援する。【国土交通省】
- 津波災害警戒区域の指定を促進するための説明会を実施するとともに、津波災害警戒区域及び高潮浸水想定区域を踏まえたハザードマップを作成するため、市町村に対する技術的支援を行い、津波・高潮ハザードマップの作成を推進する。【農林水産省、国土交通省】

- 「火山防災対策推進ワーキンググループ」の最終報告等を踏まえ、精度が高いモニタリング技術等を活用した火山の監視観測や調査研究体制、火山専門家の育成について検討を行うとともに、航空機搭載型観測機器の災害対応等における活用についての検討、火山防災エキスパートの派遣、火山防災連携会議等の開催、マニュアル等を用いた研修の開催等を行う。【内閣府】
- 大規模災害時のリアルタイム被害情報を地図上で集約・分析・共有できる電子防災情報システム（DiMAPS）を運用し、災害対応力を向上させるとともに、ホームページ等において情報を提供する。また、災害時、悪天候や夜間でも浸水範囲や立ち入り困難なエリアの被災状況等を、人工衛星やビッグデータ（携帯電話のGPSや通信情報、SNSの情報）、画像処理技術等を活用し把握する。【国土交通省】
- 各関係機関の相互連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、総合的な防災力を強化する。また、学校教育における防災教育を充実させるための教科書出版社への説明会の開催や、地域住民や小中学生等を対象とした「出前講座」の実施や、自然災害の実態と対策等を盛り込んだ教科書・教材作成支援等により、防災意識の向上と災害時の迅速な避難行動を促進する。【国土交通省】
(観測の高度化及び技術開発の推進等)
- 測量の基準の提供及び地殻変動の監視を目的として全国に設置された電子基準点や中央局等の高度化を推進するとともに、位置情報インフラとして安定的に運用する。また、リアルタイムに地殻変動を捉え、地震や津波、火山災害などの対策に役立つ情報を提供する。【国土交通省】
- 地震・風水害・火山災害等の被害を軽減するため、南海トラフや日本海溝海底の地震・津波観測網やレーダー等による観測、解析、研究、情報提供等に取り組む。特に火山については、他分野と連携・融合した「観測・予測・対策」の一体的な研究や火山研究者の育成・確保について新たに取り組む。【文部科学省】
- 過去の地震の要因である活断層の履歴やその活動性、及び過去の津波の履歴や浸水範囲を解析・評価し、その結果のデータベース化、情報提供を行う。また、東海・東南海・南海地域において、今後想定される南海トラフ地震を対象とした地下水等総合観測施設を整備するとともに、各観測施設における地下水位等の観測データを集約し、気象庁や防災科学技術研究所にリアルタイムでデータ提供を行う。【経済産業省】
- 真に対応が必要となる欠陥箇所・脆弱箇所を、対象建築物を破壊することなく高速かつ高性能に特定・把握するための診断・計測技術を開発する。【文部科学省】
- 全国の大学等における理学・工学・社会科学分野の防災研究の成果をまとめるデータベースを構築するとともに、大学等の防災研究の成果の展開を図り、地方公共団体等、地域の防災・減災対策への研究成果の活用を促進する。【文部科学省】
- 陸域観測技術衛星2号（ALOS-2）及び先進光学衛星により、国内外の大規模自然災害に対して、他国が実現していない高分解能かつ広域性のある観測データを提供する体制を構築する。【文部科学省】
(その他)
- 「世界津波の日」及び「津波防災の日」（ともに11月5日）などを活用して、国民の津波防災に関する意識向上のため、普及啓発を推進する。【内閣府、外務省】
- 社会資本情報プラットフォーム・CIMの構築、現場を担う人材の確保等のあり方の検討、人の立入が困難な災害現場でも迅速な調査・復旧が可能な災害対応ロボット等の開発・導入の推進及び施工効率の高い情報化施工の普及により、応急復旧等の迅速化に貢献する。【国土交通省】
- 災害現場における二次災害防止のための応急復旧工事の実施に際して技術的助言を行

う。また、災害によって被災した河川、海岸、砂防設備、道路、下水道等の公共土木施設を復旧する災害復旧事業等を実施するに当たり、特に被害が集中した地方公共団体に対して災害査定を簡素化及び早期実施により被災地の迅速な復旧に努める。【国土交通省】

- 河川管理施設・砂防施設・海岸堤防等の点検・診断等について、民間資格の登録制度に基づき、資格を評価・登録する。【国土交通省】

11. 環境

(自然生態系を活用した防災・減災の推進)

- 「グリーンインフラ」の効果に着目し、サンゴ礁、海岸部の森林、湿地、森林等に係る国内外の事例を収集して自然生態系の有する防災・減災機能を定量的に評価・検証し、自然環境の保全・再生を推進する。【環境省】

(災害廃棄物・災害時の汚水の適正処理等に向けた体制の構築)

- 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正を踏まえ、災害廃棄物対策指針、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針等に基づき、地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定を支援する。災害が発生した際には、災害廃棄物処理実行計画の策定を促す。【環境省】
- 災害廃棄物処理計画が災害時に有効に活用されるよう、地方公共団体において平常時から職員への周知に努めるとともに、教育・訓練の継続的な実施及び連携・協力体制の構築等を促す。【環境省】
- 市町村が整備する一般廃棄物処理施設に対する交付金等の支援措置により、災害による施設の長期にわたる機能停止を回避するとともに、災害時において迅速な復旧・復興を可能とする体制を構築し、地域住民の安全・安心を確保する。【環境省】
- 大量に発生する災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、地方公共団体等による災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設の設置用地、再資源化物等のストックヤード等の事前確保（候補地の選定等）を推進する。【環境省】
- 浄化槽台帳システムについて、GIS化の試行も踏まえ、災害復旧に対応したシステムの整備を促進するとともに、災害対応に関する運用の手引きやマニュアルの整備・見直し等による浄化槽システム全体の災害対応力を強化する。【環境省】
- 平成28年度に創設された制度の活用等により浄化槽の普及を促進し、大規模災害発生時の住民生活の質を守りつつ、し尿、生活雑排水処理システムの強靱化、災害に強い街づくりを進める。【環境省】

(有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の強化)

- 「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」に基づき、地方公共団体の事故対応マニュアル策定を支援する。【環境省】
- 大規模地震の発生が懸念される地域の管理義務者不存在的鉱山集積場（鉱山で金属を採取した後に発生する重金属を含む残渣を集積処分する場所）について、技術指針に基づく適合性調査の結果を踏まえ、耐震性に問題のある緊急性の高い集積場の早期の対策を進める。【経済産業省】

(その他)

- 都道府県による鳥獣の捕獲事業の支援、鳥獣保護管理の担い手となる人材の育成、鳥獣捕獲等を行う事業者の認定制度の活用、鳥獣種別の最新知見の収集及び都道府県等への情報提供等を通じ、鳥獣による森林等の荒廃化と、それに伴う水源涵養や国土保全機能の低下を防ぐ。【環境省】

12. 土地利用（国土利用）

- 平時から、国・地方公共団体を通じて、大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を検討し、ハンドブック・事例集として関係省庁及び地方公共団体間で共有するとともに、必要に応じて改訂を行う。【内閣府】
- 都市部に加え、大都市・地方拠点都市及び東日本大震災の被災地の地図混乱地域等における登記所備付地図作成作業を重点的かつ集中的に実施する。【法務省】
- 市町村等が土地境界を明確化するために実施する地籍調査を財政的に支援する。また、官民境界を明確化する調査を国直轄で実施することにより、被災した場合における復旧・復興事業の迅速な実施を進めるとともに、被災前の防災事業を促進し、地域の防災・減災を推進する。【国土交通省】

(別紙1) プログラム及びプログラム共通的事項ごとの進捗状況

【個別プログラム】

1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物等の耐震化等について、老朽化マンションの建替え促進を含め、目標達成に向けたきめ細かな施策を推進している。また、補助制度の拡充等による天井脱落対策など非構造部材の耐震化を推進している。さらに、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するため、日本海溝・千島海溝地震の想定地震動の見直しに向けた検討、南海トラフ沿いの設計用地震動の検討など対策を推進している。 ○ 交通施設及び沿線・沿道建物の耐震化を促進している。交通施設等の長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関して、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)と連携しつつ、長期的な視点に立って研究、技術開発を着実に推進している。 ○ 無電柱化を推進するとともに、大規模盛土造成地マップ及び変動予測調査結果の公表と課題の検討を推進している。地下街連たん地域における地下街会社等で構成される協議会への支援を追加する措置等により地下街の防災対策を推進している。 ○ 大規模地震時における火災予防・被害軽減のため、感震ブレイカーの普及に向けた課題の検討や意識調査等を推進するとともに、日本電気技術企画委員会が承認する内線規程において感震ブレイカーの設置の勧告等を規定した。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地(5,745ha)について、密集市街地における防災対策等を総合的に行う事業の創設等により、官民が連携して、避難地等の整備、建築物の不燃化による密集市街地の計画的な改善を推進している。 ○ 大規模地震・火災から人命を保護するため、救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組を推進している。 ○ 膨大な数の帰宅困難者・負傷者の受入れに必要な一時滞在施設の確保について、特に緊急性の高い地域における補助率の嵩上げ措置等により推進している。
<p>(重要業績指標)</p> <p>【国交】住宅・建築物の耐震化率 住宅：79% (H20) →82% (H25) →91% [H30参考値] →95% [H32] →耐震性を有しない住宅ストックを概ね解消 [H37] 建築物：80% (H20) →85% (H25) →92% [H30参考値] →95% [H32]</p> <p>【国交】市街地等の幹線道路の無電柱化率 16% (H25) →16% (H26) →20% [H32]</p> <p>【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 94% (H25) →95% (H26) →概ね100% [H29]</p> <p>【国交】大規模盛土造成地マップ等公表率 8% (H25) →14% (H26) →約70% [H32]</p> <p>【国交】災害対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合 0% (H25) →5% (H27) →100% [H30]</p> <p>【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 1,198ha (H26) →1,310ha (H27) →約4,500ha [H30参考値] →5,745ha [H32]</p>
1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
<ul style="list-style-type: none"> ○ 吊り天井等の非構造部材の耐震対策を含む学校施設の耐震化については、公立小中学校及び国立大学法人等は概ね完了し、他について早期完了に向けた取組を推進している。 ○ 医療施設、金融機関、郵便局、交通関連施設、体育館、文化財等の施設の耐震化については、順調に進捗している。文化財については、新たに近代建築文化財を補助対象として推進している。 ○ 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化等を着実に実施している。
<p>(重要業績指標)</p> <p>【国交】建築物の耐震化率 80% (H20) →85% (H25) →92% [H30参考値] →95% [H32] (再掲)</p> <p>【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 79% (H25) →85% (H27) →89% [H30]</p> <p>【厚労】社会福祉施設の耐震化率 86% (H25) →88% (H26) →95% [H30]</p>

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- 日本海溝・千島海溝地震の想定津波の見直しに向けた検討、国連「世界津波の日」の制定等を踏まえた国民の津波防災に対する意識向上のための取組、津波防災地域づくり、Jアラートの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報を提供する取組、火災予防・危険物事故防止等を着実に推進している。南海トラフ地震に関する津波防災情報図の整備が完了した。
- 大規模地震想定地域等において、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、海岸堤防等の計画高までの整備及び耐震化等を計画的かつ着実に推進している。
- 関係機関が連携して、防潮堤等のハードと、警戒避難体制整備等のソフトを組み合わせた対策を推進している。例えば、人口・機能が集積する大都市圏の湾域等の港湾において、粘り強い構造の防波堤の整備を進めるとともに、港湾関係者の津波避難計画の策定等の取組を推進する。また、津波等に対して脆弱性を有する漁業地域において、防波堤の耐津波化等を進めるとともに、市場等の漁港施設を活用した避難ルートの設定などの取組を推進する。
- 津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化、官庁施設等の防災拠点機能の強化や海拔表示シートの設置などの対策を関係機関が連携して推進した。
- 大規模地震想定地域等における水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の着実な推進とあわせて、操作従事者の安全確保を最優先とした効果的な管理運用を推進している。
- 津波に対する被害軽減効果の高い粘り強い構造の海岸防災林の造成に必要な樹種の選定方法等を新たに技術基準に位置付け整備を推進している。
- 空港同時閉鎖時において、飛行中の飛行機を安全に着陸させるシステムの整備が完了し、迅速なダイバート処理が行えるよう職員の慣熟を実施するとともに、空港における早期復旧計画の検討を実施した。

(重要業績指標)

【国交】津波防災情報の整備率 11% (H25) →54% (H27) →100% [H30]

【国交・農水】最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合（津波）0% (H26) →100% [H32]（高潮）- (H26) →100% [H32]

【国交】緊急地震速報の迅速化 0秒 (H27) →3秒以上短縮 [H30] →5秒以上短縮 [H32]

【国交・農水】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）約39% (H26) →約69% [H32]

【農水】防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率 54% (H25) →55% (H26) →概ね80% [H28]

【国交・農水】南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率（河川）約40% (H26) →約78% [H32]（海岸）約43% (H26) →約82% [H32]

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 平成27年9月関東・東北豪雨を受け、「水害時における避難・応急対策の今後のあり方について」をとりまとめるとともに、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」の答申を踏まえ、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定した。
- 河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化及び排水機場や雨水貯留管等の排水施設の整備等のハード対策と、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ推進している。
- 農業水利施設の老朽化・機能向上対策と地域の排水強化対策を一体的に実施する事業を創設するとともに、洪水調節の目的を持つ既設ダムにおいて、洪水調節能力を最大限活用する操作の方法について検討するため、ダム操作の点検要領の作成に着手した。
- 中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、河川管理施設、砂防設備等及び下水道施設の戦略的な維持管理を進めている。
- 洪水ハザードマップについて想定される最大クラスの洪水の設定に関する検討を実施するとともに、農地浸水マップ作成ガイドライン（案）を活用し、国営土地改良事業調査地区において試行した。

(重要業績指標)

【農水】農業用排水機場の整備等により湛水被害の生じるリスクを軽減する面積 約0.9万 ha (H25) → 約1.8万 ha (H27速報値) → 3.6万 ha [H28]

【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（国管理区間） 約71% (H26) → 約76% [H32]

【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿った協議会等に参画し、減災のための取組を河川管理者と一体になって推進している自治体数 0市区町村 (H27) → 730市区町村 [H32]

【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「洪水を安全に流すためのハード対策」として堤防のかさ上げ等を実施した区間の延長（国管理） 約11km (H27) → 約1,200km [H32]

【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「危機管理型ハード対策」として決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施した区間の延長（国管理） 約7km (H27) → 約1,800km [H32]

【国交】最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合 - (H26) → 100% [H32]

【国交】最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合 - (H26) → 100% [H32]

【国交】国管理河川におけるタイムラインの策定数 148市区町村 (H26) → 344市区町村 (H27) → 730市区町村 [H32]

【国交】下水道による都市浸水対策達成率 約56% (H26) → 約57% (H27) → 約62% [H32]

1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

- 御嶽山の噴火災害を踏まえた火山観測体制の強化を含む火山・台風・集中豪雨等に対する防災情報の提供体制の強化、予報精度の向上を推進した。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣被害対策の徹底に向けた取組を推進するとともに、間伐の支援等により多様で健全な森林づくりを進めている。また、自然生態系が有する防災・減災機能の定量的に評価する手法の確立や生態系を活用した防災・減災の進め方に係る普及啓発資料を作成するとともに気候変動への適応策に係る基礎情報を整理した。
- 災害のおそれがある箇所の観測・調査結果に基づき、訓練・避難体制の整備等のソフト対策との連携を図りつつ、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりや土砂災害対策等を総合的に実施している。
- 河道閉塞や火山噴火に伴う土石流等の大規模な土砂災害が急迫している状況下において、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施した。また、土砂災害防止法の改正を受け、市町村における土砂災害への警戒避難体制の整備等に係るガイドラインを改定した。
- ため池等の総点検が完了し、詳細調査を実施している。これらを踏まえた施設の豪雨対策、耐震化等のハード対策について、優先順位を決定して実施した。平成27年度に創設した管理体制の強化支援制度も活用しつつソフト対策を実施するとともに、地域コミュニティの防災・減災力の向上を進めている。
- 活火山法改正等を踏まえた各火山地域の火山防災体制の構築を一層推進するとともに、常時観測火山の見直しを行った。各火山の個別課題の検討を行い各火山地域の取組を支援するほか、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定、火山災害警戒地域の指定、火山防災エキスパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の開催、指針・手引き等を用いた研修等の取組、大規模降灰時の対応策の検討等を行った。
- 火山防災対策推進ワーキンググループ及び総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループの最終報告を受けた対策を推進した。

(重要業績指標)

【内閣府】噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定率 13% (H25) →13% (H26) →70% [H30参考値] →100% [H32]

【国交】土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表数 約42万区域 (H26) →約65万区域 [H31]
土砂災害警戒区域指定数 約35万区域 (H25) →約40万区域 (H26) →約63万区域 [H32]

【国交】土砂災害から保全される人家戸数 約109万戸 (H25) →約110万戸 (H26) →約114万戸 [H30]

【国交】重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率 約48% (H25) →約49% (H26) →約54% [H32]

【国交】要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率 約37% (H26) →約41% [H32]

【農水】ダム等極めて重要な農業水利施設のレベル2地震動に対応した耐震設計・照査の実施割合 45% (H25) →66% (H27速報値) →約6割 [H28]

【農水】決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ等ソフト対策を実施した割合 34% (H25) →46% (H27) →8割 [H30参考値] →10割 [H32]

【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落 (H25) →56千集落 (H27速報値) →58千集落 [H30]

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 防災行政無線の戸別受信機の整備に対する財政支援措置を創設し、住民等を適切な避難場所へ誘導するピクトグラムを定め、災害情報等のデジタルサイネージの国内標準仕様を策定するなど、地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化・確実化を着実に推進している。
- 自動車プローブ情報等を活用し早期の被害状況の把握等を行うシステムの拡充運用や南海トラフ地震震源域や日本海溝沿いに整備した海域の地震・津波観測網による観測を開始するなど、IT も活用した情報収集手段の多様化・確実化を促進・推進している。

(重要業績指標)

【総務】全国瞬時警報システム（J-ALERT）自動起動装置の整備率 93%（H25）→99%（H26）→100%（H27速報値）→100% [H27]

【総務】Lアラートの都道府県の運用状況 28%（H25）→74%（H27）→100% [H32]

【総務】AM 放送局（親局）に係る難聴地域解消のための中継局整備率 0%（H25）→40%（H27）→100% [H30]

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数（H27-32補助事業）204台（H27）→約2,000台 [H32]

【国交】国管理河川におけるタイムラインの策定数 148市区町村（H26）→344市区町村（H27）→730市区町村 [H32]（再掲）

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化など、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を推進している。
- 民間プローブ情報を災害対策に活用するシステムの運用を開始するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて検討を進めている。
- 水道施設に関する耐震化計画策定指針の未公表や耐震性が低い老朽管の改善に関する支援制度の創設により、水道施設の耐震化を推進した。また、地下水や雨水、再生水等の多様な水源利用の普及促進に向け、先進的な取組事例集を作成した。
- 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを着実に推進している。
- 公的施設等の燃料備蓄や自家発電機の導入等を促進するとともに、公的施設・避難所の防災機能の実態を調査した。
- 応急用食料の調達・輸送に係る訓練を通じ、応急食料の調達の実効性の検証を行った。
- 物流事業者等多様な関係者による協議会を通じ、支援物資の輸送・保管に民間の物流施設等を活用する協力協定の締結を促進するとともに、南海トラフ地震の影響が想定される地域においては、関係者による支援物資輸送拠点の開設・運営に係る訓練や、多様な輸送手段の活用方策の検討を実施した。また、物資調達・輸送調整等支援システムの改善や、民間物流施設に対する自家発電設備等の導入を促進した。

(重要業績指標)

【国交】災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合 31%（H26）→45%（H27）→80% [H32]

【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 35%（H25）→36%（H26）→42% [H30参考値] →50% [H34]

【経産】都市ガスを供給する低圧本支管の耐震化率（全国） 85%（H25）→86%（H26）→87% [H30参考値] →90% [H37]

【農水】応急用食料の充足率 100%（H25）→100%（H27速報値）→100% [毎年度]

【経産】社会的な重要施設等における燃料タンクの導入目標達成率 31%（H25）→65%（H27）→100% [H30]

【国交】広域的支援物資輸送訓練実施箇所率 33%（H25）→66%（H27）→100% [H29]

【国交】多様な物流事業者からなる協議会等の設置地域率 0%（H25）→33%（H27）→100% [H29]

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 道路の災害対策や緊急輸送道路の無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山等を着実に推進している。
- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、平成26年11月の災害対策基本法改正を踏まえた、道路管理者等による放置車両の移動などの道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を推進している。
- 既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、船舶による緊急輸送に係る環境整備、貨物輸送事業者のBCP策定、海拔表示シートの整備、山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握・活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組等を促進している。
- 広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、民間と国が連携して原材料の入手や十分な応急用食料等の調達のための国全体の備蓄及びその検証を進めている。
- 適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、民間プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進している。

(重要業績指標)

【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 75% (H25) →76% (H26) →81% [H32]

【国交】道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率 62% (H25) →64% (H26) →75% [H32]

【防衛】災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0% (H25) →80% (H27) →100% [H30]

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 自衛隊、警察、消防、海保等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を着実に推進している。また、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）及び自衛隊災害医療基幹要員の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進している。さらに、東日本大震災における米軍のトモダチ作戦等の経験を踏まえ、関係府省庁及び在日米軍が参加した自衛隊統合防災演習を実施するとともに、災害発生時における在日米軍との連携のための調整要領案について調整を行うなど、海外からの応援部隊の受入れや連携活動の調整方法等について検討を推進している。
- 関係省庁の災害対応業務の標準化に関する検討を踏まえ、国、地方公共団体が迅速かつ効果的に連携するため、実動組織間の調整や重要情報の集約調整を含む防災基本計画の修正を行った。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、災害対応業務の実効性を高めるための合同訓練等を明確な目標の下に実施した。
- 警察施設、自衛隊施設及び消防庁舎の耐震化など地域における活動拠点となる施設の耐災害性の強化を着実に推進している。また、消防救急無線のデジタル化、警察の無線中継所リンク回線の高度化、自衛隊のヘリコプター映像伝送装置の整備など情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進している。
- 地方公共団体、関係府省庁の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる取組を進めている。また、民間プローブ情報を災害対策に活用するシステムを拡充し運用を開始した。さらに、主要幹線道路等における信号機への信号機電源付加装置について、中長期的な視点から着実に整備を進めている。地図情報等の標準化・データベース化に関し、検討等を進めている。

(重要業績指標)

【総務】緊急消防援助隊の増強 4,694隊 (H25) →5,301隊 (H27) →6,000隊 [H30]

【国交】TEC-FORCE と連携した訓練を実施した都道府県数 17都道府県 (H26) →47都道府県 [H32]

【防衛】災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0% (H25) →80% (H27) →100% [H30] (再掲)

【警察】災害警備訓練施設の設置 0% (H25) →63% (H27) →100% [H30]

【警察】都道府県警察本部及び警察署の耐震化率 85% (H25) →87% (H26) →95% [H30]

【総務】消防庁舎の耐震化率 84% (H25) →86% (H26) →100% [H28]

【総務】消防救急デジタル無線の整備率 31% (H25) →100% (H27) →100% [H28]

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 (H27-32補助事業) 204台 (H27) →約2,000台 [H32] (再掲)

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 災害時に石油製品を円滑に供給するため、孤立地域への石油輸送協力体制強化に向けた訓練を実施して関係府省庁間の連携体制の構築を推進している。
- 平成27年4月より、石油精製・元売会社が災害対策基本法上の指定公共機関に指定され、タンクローリー等による被災地への石油供給が円滑に行えるようになった。
- 緊急時にその機能を維持すべき医療施設等において、災害発生時に必要な燃料を確保するための燃料タンクや自家発電装置の設置を推進している。
- 道路の防災、震災対策や地震・津波・風水害対策等を着実に実施している。

(重要業績指標)

【経産】社会的な重要施設等における燃料タンクの導入目標達成率 31% (H25) →65% (H27) →100% [H30] (再掲)

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

- 帰宅困難者対策については、都市再生安全確保計画及びエリア防災計画等に基づくソフト・ハード両面の取組を推進している。膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保について、特に緊急性の高い地域における補助率の高上げ措置等により取組を推進している。また、一時滞在施設や避難所となる学校施設等については、必ずしも耐震化、備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等を有していないため、普及啓発等を通じ帰宅困難者・避難者等の受入態勢の確保を進めている。
- 道路の災害対策や緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について事前に関係府省庁間の連携調整を行い推進している。
- 自動車の民間プローブ情報を活用し、道路交通情報を正確に把握して的確な交通規制等を実施するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置等の整備を着実に推進している。
- 警察・消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を推進している。
- 一斉帰宅に伴う混乱を避けるため、駅前対策協議会を通じて鉄道事業者が行う水・食料の備蓄等の取組を促進している。また、災害時における支援物資物流を確保するため、物流事業者等で構成される協議会を通じ、協力協定の締結の促進、多様な輸送手段の活用を検討を実施している。

(重要業績指標)

【国交・内閣官房】都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定した地域数 11地域 (H25) →24地域 (H27) →45地域 [H30]

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供する災害拠点病院及び救命救急センター等の医療施設の耐震化及び自家発電設備等による対災害性の強化を着実に推進している。
- 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとしての民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に対する支援を行っている。
- 災害派遣医療チーム (DMAT) が災害拠点病院等に到達できるよう、緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資の物流の確保に取り組んでいる。また、災害派遣医療チーム (DMAT) 及び災害時の心のケアを行う災害派遣精神医療チーム (DPAT) の養成研修及び派遣調整等を行う。さらに、被災者が災害急性期以降も医療や心のケアを継続して受けられるよう、DMAT・DPAT と日本医師会災害医療チーム (JMAT) や大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会 (JRAT) 等との情報共有及び連携を進めている。
- 災害時に被災地において迅速に医療機能を提供するため、船舶を活用した実証訓練を実施し課題を明確化するための検討を行っている。
- 救急搬送の遅延を解消するため、自動車の民間プローブ情報を活用し、道路交通情報を正確に把握して的確な交通規制等を実施するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置等の整備を着実に推進している。

(重要業績指標)

【厚労】DMAT 保有率 (基幹災害拠点病院2チーム以上、地域災害拠点病院1チーム以上) 95% (H25) →98% (H26) →100% [毎年度]

【厚労】都道府県単位の災害福祉広域支援ネットワークの構築検討着手数 16県 (H25) →35県 (H26) →47都道府県 [H28]

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、予防接種法に基づく予防接種、消毒、害虫駆除等の実施を促進している。
- 地方公共団体と連携して下水道施設の耐震化や下水道BCPの策定を着実に進めている。

(重要業績指標)

【厚労】感染症法に基づく消毒等事業実施自治体の割合 100% (H25) →100% (H27) →100% [毎年度]

【厚労】法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率 麻しん・風しん(1期) 96% (H25) →95% (H26) →95%以上 [毎年度]、(2期) 93% (H25) →95% (H26) →95%以上 [毎年度]

【国交】下水道津波BCP策定率 約15% (H25) →約41% (H26) →約100% [H28]

3-1) 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

- 矯正施設の現状に関し、関係機関等との情報共有を実施した。
- 矯正施設等について、耐震診断等を踏まえた耐震化を順次進めている。
- 治安の確保に必要な体制、装備資器材の充実強化を着実に推進している。
- 災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を着実に推進している。また、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を推進している。

(重要業績指標)

【法務】矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築並びに訓練の実施 0% (H25) →100% (H27) →100% [毎年度]

【法務】矯正施設の耐震化率 72% (H25) →74% (H27速報値) →73% [H30] →100% [-]

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 (H27-32補助事業) 204台 (H27) →約2,000台 [H32] (再掲)

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 自動車の民間プローブ情報を活用し、道路交通情報を正確に把握して的確な交通規制等を実施している。
- 災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進している。また、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を推進している。

(重要業績指標)

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 (H27-32補助事業) 204台 (H27) →約2,000台 [H32] (再掲)

3-3) 首都圏での中央官庁機能の機能不全

- 政府業務継続計画(首都直下地震対策)に基づき、各府省庁の業務継続計画について、見直しを行った。また、各府省庁の業務継続計画の評価項目及び手法の作成等を実施するとともに、各府省庁において業務継続計画を検証するために首都直下地震を想定した訓練を行った。
- 政府業務継続計画(首都直下地震対策)を踏まえ、各府省庁において、庁舎の耐震化・天井対策等、電力の確保、通信・情報システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進している。特に中央防災無線については、首都圏におけるバックアップを強化するとともに、新たに指定された4指定公共機関について中央防災無線網設備を整備した。
- 官庁施設周辺のインフラの被災やエネルギー供給の途絶による機能不全を回避するため、道路の災害対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、石油製品の備蓄増強等を着実に進めた。
- 地方創生の取組として、東京一極集中を是正する観点から、まち・ひと・しごと創生本部で政府関係機関移転基本方針を決定した。

(重要業績指標)

【内閣府・各府省庁】各府省庁の業務継続計画の評価状況 0府省庁 (H25) →全府省庁 (H27) →全府省庁 [H27]

【内閣府・各府省庁】各府省庁の業務継続計画検証訓練の実施率 全府省庁 (H27) →全府省庁 [毎年度]

3-4) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 地方公共団体の業務継続体制の確保を図るため、市町村のための業務継続計画作成ガイドや大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引きの策定等を通じて、地方公共団体の業務継続性確保の取組を推進している。
- 被災リスクに備えた関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を訓練の実施、被災者台帳の整備に係る支援の実施等により推進している。
- 警察署、消防署をはじめとする地方公共機関等の庁舎施設の耐震化を実施した。庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校、公立社会教育施設、社会体育施設、必要な通信機能を確保する通信施設等の耐震化については、早期完了に向けた取組を推進している。
- 行政機関の機能を守る周辺対策を促進している。

(重要業績指標)

【総務】防災拠点となる公共施設等の耐震率 85% (H25) →88% (H26) →100% [-]

【内閣府】南海トラフ地震防災対策推進地域における地方公共団体の業務継続計画策定率 15% (H25) →32% (H27) →100% [H35] 首都直下地震緊急対策区域における地方公共団体の業務継続計画策定率 33% (H25) →48% (H27) →100% [H36]

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 長期電源途絶等に対する情報通信システムの脆弱性評価については、首都直下地震対策大綱において首都中枢機関として位置付けられる中央省庁の情報通信システム（非常時優先業務に係るものに限る。）を対象として、電気通信事業者の協力の下に評価に取り組んでいる。
- 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等を踏まえた見直しを適宜実施し、事業者において当該基準への適合性の自己確認を実施している。
- 電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備については、評価・認証機関を創設し、当該セキュリティに関する評価・認証制度の普及を進めている。また、自家発電機の設置及び電力・燃料の優先供給等の災害対応力の強化や道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の災害対策を着実に推進している。
- 災害救助活動の確実な実施に向け、警察、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤の耐災害性の向上を進めている。

(重要業績指標)

【総務】事業用電気通信設備規則（総務省令）の適合 100% (H25) →100% (H27) →100% [毎年度]

【警察】無線中継所リンク回線の高度化の達成率 54% (H25) →64% (H27) →100% [H30]

【国交】デジタル無線機の整備進捗率 94% (H25) →98% (H26) →100% (H27) →100% [H27]

4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

- 直営郵便局施設の耐震診断及び同診断に基づく耐震化を着実に進めている。
- 日本郵便（株）において、社内危機管理体制の見直しに伴い、BCPの改正を準備している。

4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 住民の災害情報入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に中断しないよう、ラジオ送信所の整備等の支援を行うとともに、地域の災害対策や建築物の耐震化を進めている。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも多様なメディアを通じて災害情報の提供を行うことを可能とする基盤であるLアラートの加入促進及び提供する情報内容の拡充に取り組んでいる。
- 携帯電話等の通信手段の基地局を宇宙に設置可能とするための衛星技術の開発に向け、技術課題の検証を進めている。

(重要業績指標)

【総務】自然災害による被害を受け得る地域に立地するラジオ放送局（親局）に係る災害対策としての中継局整備率 19% (H25) →55% (H27) →100% [H30]

【総務】Lアラートの都道府県の運用状況 28% (H25) →74% (H27) →100% [H32] (再掲)

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

- 企業連携型 BCP については、物流分野において、荷主と物流事業者が連携した BCP 策定のためのガイドラインを広く周知した。個別企業の BCP/BCM については、日本政策金融公庫による低利融資制度、中小企業/小規模事業者事業継続力強化支援事業等により、その策定を促進した。また、BCP/BCM の実効性向上のため、事業継続能力を養う訓練を実施した。
- 海上交通管制の一元化、航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定、道路の災害対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める取組を推進した。
- 地方ブロックごとに関係府省庁及びその地方支分部局、地方公共団体、経済団体等が連携して作成することとされている地方強靱化 BCP (仮称) の普及啓発のため、ワークショップ及びシンポジウムをそれぞれ二度開催した。
- 東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA) 等と連携して、インドネシアでシンポジウムを二度開催し、高知県の津波防災技術など、日本の知見を ASEAN 諸国に共有した。

(重要業績指標)

【内閣府】大企業及び中堅企業の BCP の策定割合 大企業：54% (H25) →60% (H27) →ほぼ100% [H32] 中堅企業：25% (H25) →30% (H27) →50% [H32]

【国交】特定流通業務施設における広域的な物資拠点の選定率 28% (H25) →68% (H27) →100% [H28]

【国交】航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合 0% (H25) →67% (H27) →100% [H28]

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、災害時石油・石油ガス供給連携計画に基づき、被害情報収集・対策要請等の訓練を実施した。また、被災から24時間以内に平時の1/2の供給能力が確保できるよう、外部有識者による系列BCP格付け審査において、各石油精製・元売会社の訓練の実効性を審査項目に加えることとした。
- 燃料等の供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に推進している。また、発災後の迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制の整備を推進している。
- 被災地への燃料供給について、民間輸送力が機能しない場合等を想定した実働訓練を実施した。
- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション (SS)・LP ガス充填所やガス管等の供給能力の維持・強化を推進するとともに、全国各地の中核 SS、中核 LP ガス充填所において、災害時を想定した自家発電設備の稼働訓練等を実施した。
- 総合防災訓練大綱に基づき、関係機関合同でエネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置いたコンビナート防災訓練を実施した。
- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する観点から、災害時のエネルギー安定供給が確保される業務継続地区 (BCD) の構築を促進した。

(重要業績指標)

【経産】激甚災害を想定した場合の石油製品の供給回復目標の平均日数 7.5日 (H25) →1日 (H27) →1日 [H30] →1日 [H31]

【経産】SS の災害対応能力強化に向けた全都道府県における防災訓練等の人材育成事業の実施 100% (H26) →100% (H27) →100% [毎年度]

【経産】災害時石油供給連携計画の訓練における課題改善率 47% (H26) →93% (H27) →100% [毎年度]

【防衛】訓練目的の達成率 0% (H25) →100% (H27) →100% [毎年度]

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 事件事例の情報提供等を通じて、道府県の石油コンビナート等防災計画の見直しを促進した。
- コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化、臨海部防災拠点マニュアルの改訂等地震・津波対策を着実に推進した。
- 石油タンクの耐震改修は順調に進んでいる。また、東日本大震災を踏まえて耐震基準を見直した高圧ガス設備や重要な既存の高圧ガス設備の耐震強化に向けた対策を促進するとともに、南海トラフ地震に対する耐震基準の見直しに向け、構造物の挙動に関するシミュレーションモデルを開発・活用し、振動実験を行った。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼさないよう、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練や、関係団体の意見交換会を行い、関係機関の連携強化を促進した。また、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、各地方公共団体において地域の実情を踏まえた対応が進められている。
- コンビナートの災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を拡充するとともに、関係機関との合同訓練の実施、高度な消防ロボットに関する要素技術の開発を行った。また、自衛防災組織への防災活動の手引きの普及、事故情報提供等を進めている。
- 外部有識者による系列BCP格付け審査や、製油所が立地している港湾の港湾BCPの策定等により、コンビナートエリア内における企業連携型BCP/BCM構築等民間事業者における取組を推進した。

(重要業績指標)

【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0% (H25) →59% (H27) →100% [H30]

【総務】石油タンクの耐震基準への適合率 99% (H25) →99% (H26) →100% [H28]

【総務】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の登録目標の達成 0部隊 (H25) →4部隊 (H27) →12部隊 [H30]

5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

- 船舶活用ニーズと活用可能な船舶の迅速なマッチングを可能とするシステムについて、訓練により検証するとともに、地方公共団体の防災計画等における船舶の活用について検討した。
- 迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制の強化等について、関係機関が協力・連携して進めている。
- 臨海部防災拠点マニュアルを改訂するなど、陸上輸送の寸断にも備えた港湾施設、航路標識等の耐震化や港湾BCPの策定・見直し等を進めるとともに、海岸保全等の対策を推進している。

(重要業績指標)

【国交】航路標識の自立型電源導入率 85% (H25) →86% (H26) →86% (H27) →86% [H28]

【国交】航路標識のLED灯器の耐波浪整備率 52% (H26) →52% (H27) →100% [H32]

5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

- 東西分断のリスクを踏まえ、時間管理概念を導入して対策を推進している。
- 交通施設の災害対応力を強化するための対策として、雪寒対策を含む道路の災害対策、緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、鉄道や空港等の交通施設の耐震化・予防保全等を推進している。また、交通施設を守る周辺対策として、水害、土砂災害等に関するリスクの検討・情報共有・調査研究のほか、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、治山等を着実に推進している。
- 港湾 BCP の策定・見直しを図るため、平成26年度に策定したガイドラインの説明、情報提供及び各港における港湾 BCP 協議会や訓練への参画による協力を実施した。
- 道路啓開計画等の策定を促進した。
- 「南海トラフ地震等広域的災害を想定した空港施設の災害対策のあり方」のとりまとめに基づき、空港における地震・津波対策に対応した早期復旧計画等に関する検討を推進している。
- 複軸の交通ネットワークの構築に向けて、三大都市圏環状道路や高規格幹線道路等の高速道路ネットワーク、平成28年3月の北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）の開業等による新幹線ネットワークの整備等を着実に推進している。
- 基幹的交通ネットワークが機能停止する事態に国・地方公共団体・民間事業者等が連携して備える必要があることを国民に周知するとともに、災害時における物流を継続するため「荷主と物流業者が連携したBCP策定のためのガイドライン」を広く周知する等普及啓発を行っている。

(重要業績指標)

【国交】道路による都市間速達性の確保率 48% (H24) →49% (H25) →約55% [H32]

【国交】国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画（港湾BCP）が策定されている港湾の割合 14% (H25) →55% (H27) →100% [H28]

【国交】道路斜面や盛土等の要対策箇所対策率 62% (H25) →64% (H26) →75% [H32]（再掲）

【国交】重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率 約48% (H25) →約49% (H26) →約54% [H32]（再掲）

【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 94% (H25) →95% (H26) →概ね100% [H29]（再掲）

5-6) 複数空港の同時被災

- 空港における地震・津波災害に対応した避難計画・早期復旧計画のひな型を策定した。
- 輸送モード相互の連携・代替性を確保する観点から、既存の道路、鉄道等の効率的な活用を図るための施策を推進した。
- 交通施設の災害対応力を強化するための対策として、空港等の施設の耐震化等を推進した。

(重要業績指標)

【国交】国管理空港における地震・津波に対応する早期復旧計画の策定空港数 0空港 (H27) →14空港 [H30] →18空港 [H31]

【国交】広域のかつ大規模な災害時における空港機能、輸送機能等確保の空港数 0空港 (H27) →7空港 [H30] →8空港 [H31]

5-7) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- 中央銀行、金融機関、金融庁による銀行業界横断訓練を実施するとともに、それぞれのBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施している。また、短期金融市場・証券市場・外国為替市場合同の市場BCP訓練や監督指針等に基づく金融機関の業務継続態勢のモニタリングなどを実施している。
- 金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトの早期確保、中央銀行及び金融機関の店舗等の耐震化等を推進している。

(重要業績指標)

【金融】①金融機関（全銀協正会員）におけるBCPの策定 100%（H25）→実効性を維持 ②全預金取扱金融機関におけるBCPの策定 95%（H27）→100% [H30]

【金融】①金融機関（全銀協正会員）のシステムセンター等のバックアップサイトの確保 98%（H25）→100%（H27）→100% [毎年度] ②全預金取扱金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトの確保 93%（H27）→100% [-]

【金融】銀行業界における横断的訓練の実施 100%（H25）→100%（H27）→100% [毎年度]

【金融】三市場合同の横断的訓練の実施 100%（H25）→100%（H27）→100% [毎年度]

【金融】①金融機関（全銀協正会員）におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置 100%（H25）→100% [毎年度] ②全預金取扱金融機関におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置 95%（H27）→100% [-]

5-8) 食料等の安定供給の停滞

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するための食品サプライチェーン全体の連携・協力の強化のためにマッチングセミナーを開催するとともに食料産業ハザードマップを作成した。また、平成26年度整理した水産物の一連の生産・流通過程に係るBCPの策定の基本的考え方の周知並びに個別地域への適用性の検証及び課題抽出を行った。
- 設計基準の改定を含む生産基盤施設等の防災・減災対策に係る基準等の整備や現場実証、治山、農村の災害対策、水利施設の管理者向けの業務継続計画マニュアルの策定、農業水利施設情報の蓄積等を推進した。
- 平成27年度に改定した手引きも踏まえ地域コミュニティと連携した施設のリスク管理、平成27年度に充実した突発事故への対応強化施策等の防災・減災力向上のためのハード対策とインフラ長寿命化計画策定等のソフト対策を組み合わせた取組を推進した。
- 道路、港湾、空港等の物流インフラの耐震化等を推進した。また、輸送モード相互の連携、平時における物流コスト削減や、リードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網の構築に取り組んでいる。

(重要業績指標)

【農水】食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合 24%（H24）→25%（H26）→50% [H29]

【農水】陸揚岸壁が耐震化された流通拠点漁港の割合 40%（H25）→46%（H27）→概ね65% [H28]

【農水】国が造成した基幹的農業水利施設における機能保全計画策定割合 68%（H25）→71%（H27速報値）→約80% [H28]

【農水】農道橋・林道橋（延長15m以上）及び農道トンネル・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 農道 27%（H25）→100%（H27）→100% [H30] 林道 48%（H26）→52%（H27）→100% [H30]

【農水】湛水被害等のリスクを軽減する農地面積 4.0万 ha（H25）→9.7万 ha（H27速報値）→10万 ha [H28]

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

- 国内の主要な電気設備について、首都直下型地震や南海トラフ地震等大規模自然災害に対する耐性の確認を完了するとともに、国内の発電専用ダム254箇所について、レベル2地震動に対する耐性の確認を完了した。また、国内の電気設備の耐性評価の普及に向け、制御システムのセキュリティを評価する認証機関を創設した。
- 製油所の非常時出荷能力確保のため、製油所の非常用設備（非常用発電機、非常用情報通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備）の導入を完了した。
- 石油タンクの耐震改修は順調に進んでいる。また、製油所において耐性総点検を踏まえた地震・津波対策等を着実に進めている。さらに、コンビナート港湾における関係者が連携したBCPの策定を促進する。
- 石油及び石油ガスの国家備蓄基地の耐震工事を順調に進めている。また、石油ガスについての国家備蓄量の確保に向けた購入・蔵置を着実に進めている。
- エネルギー供給施設の災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を拡充するとともに、関係機関との合同訓練の実施、高度な消防ロボットに関する要素技術の開発を行った。また、自衛防災組織への防災活動の手引きの普及、事故情報提供等を進めている。
- 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を改正する等、エネルギー供給源の多様化を促進している。

（重要業績指標）

【経産】製油所の非常設備の3点セット（非常用発電機、非常用情報通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備）導入割合 57%（H25）→76%（H26）→100%（H27）→100% [H27]

【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0%（H25）→30%（H27）→84% [H30参考値] →100% [H31]

【国交】製油所が存在する港湾における、関係者との連携による製油所を考慮した港湾の事業継続計画（港湾BCP）策定率 0%（H25）→7%（H27）→100% [H28]

【経産】石油製品の備蓄目標達成率 95%（H25）→100%（H27）→100% [毎年度]

【経産】国家備蓄石油ガスの備蓄目標達成率 56%（H25）→77%（H27）→100% [H29] →100% [毎年度]

【総務】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の登録目標の達成 0部隊（H25）→4部隊（H27）→12部隊 [H30]（再掲）

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 上水道の基幹管路のうち、耐震性能が低く法定耐用年数を超過した管を更新する「水道管路緊急改善事業」の創設等により、上水道施設等の耐震化を推進するとともに、都道府県や水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化、広域的な応援体制の確保・周知等を推進している。
- 雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用に関わる調査研究等を推進している。

（重要業績指標）

【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 35%（H25）→36%（H26）→42% [H30参考値] →50% [H34]（再掲）

【経産】工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針を活用した更新計画策定率 13%（H25）→28%（H27）→50% [H30]

6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- 地方公共団体と連携して、下水道施設の耐震化や下水道BCPの策定を着実に推進した。
- 農業集落排水施設の耐震化等を着実に推進するため、機能診断及び改築整備を実施した。
- 浄化槽について、合併処理浄化槽の普及を進めるとともに、浄化槽台帳のGIS化の思考を通じ、災害時の先進的活用方策の検討を進めた。
- 污水处理施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を進めている。

（重要業績指標）

【農水】農業集落排水施設の点検・診断実施割合 4割（H25）→5割（H27速報値）→10割 [H32]

【国交】下水道津波BCP策定率 約15%（H25）→約41%（H26）→約100% [H28]（再掲）

【国交】災害時における下水道の主要な管渠の機能確保率 約44%（H25）→約47%（H27）→約60% [H32]

【環境】災害復旧に対応した浄化槽台帳システム整備自治体数 79自治体（H25）→97自治体（H27速報値）→110自治体 [H30]

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

- 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震・津波・水害・土砂災害・雪害対策、治山等を着実に推進している。また、迂回路として活用できる農道及び林道について、通行可能荷重等を記載した調書の作成等を周知した。
- 民間プローブ情報を災害対策に活用するシステムの運用を開始した。また、地震発生時における鉄道の運転再開に関する取組状況を確認し、必要に応じ、指導を行った。
- 関東・東北豪雨等により被災した自動車ユーザーに対する相談窓口を開設し、諸手続等の相談を行った。

(重要業績指標)

【農水】農道橋・林道橋（延長15m以上）及び農道トンネル・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 農道 27% (H25) →100% (H27) →100% [H30] 林道 48% (H26) →52% (H27) →100% [H30] (再掲)

【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 75% (H25) →76% (H26) →81% [H32] (再掲)

【国交】道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率 62% (H25) →64% (H26) →75% [H32] (再掲)

【国交】国管理空港における地震・津波に対応する早期復旧計画の策定空港数 0空港 (H27) →14空港 [H30] →18空港 [H31] (再掲)

6-5) 異常渇水等により用水の供給の途絶

- 水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストック及び雨水・下水道再生水等の水資源の有効活用、農業用水の利用管理の効率化を推進している。
- 将来の渇水による影響・被害の想定、渇水リスクに対する被害軽減に向けた検討を行うとともに、雨水利用に関する先導的な取組事例集を作成した。

7-1) 市街地での大規模火災の発生

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備に取り組むとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進している。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム (DMAT) の養成など、ハード対策・ソフト対策を組み合わせる横断的に推進している。
- 大規模地震時における火災予防・被害軽減のため、空地等の緑化に関する支援措置 (みどりの防災・減災) について、地方公共団体との意見交換を通じ課題の把握等を推進している。大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地 (5,745ha) について、密集市街地における防災対策等を総合的に行う事業の創設等により、官民が連携して、避難地等の整備、建築物の不燃化等による密集市街地の計画的な改善を推進している。
- 自動車の民間プローブ情報を活用し、道路交通情報を正確に把握して的確な交通規制等を実施するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置等の整備を着実に推進している。

(重要業績指標)

【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 1,198ha (H26) →1,310ha (H27) →約4,500ha [H30参考値] →5,745ha [H32] (再掲)

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施した。また、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を推進している。
- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や護岸等の整備・強化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策等を着実に推進している。
- 自然生態系の有する防災・減災機能を定量的に評価する手法の研究を進めるとともに、自然・生態系を防災・減災に活用するための方策をハンドブックとしてとりまとめ、普及・啓発を実施した。
- 災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制の確保に向けて、関係機関による合同訓練を行う等連携を強化した。

(重要業績指標)

【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0% (H25) →59% (H27) →100% [H30] (再掲)

【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0% (H25) →30% (H27) →84% [H30参考値] →100% [H31] (再掲)

【国交・農水】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率 (計画高までの整備と耐震化) 約39% (H26) →約69% [H32] (再掲)

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、住宅・建築物の耐震化について、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進している。また、関係府省庁・地方公共団体等が連携し、耐震診断義務付け対象建築物の補助率の嵩上げ措置等の取組を充実強化している。
- 災害時における救助、救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避するため、警察署の耐震化等の取組を推進している。
- 陸域観測技術衛星2号(ALOS-2)の災害対応への活用を推進するとともに、ユーザーからの意見を踏まえ、津波浸水域の推定にかかる解析手順の改善等を行っている。また、先進光学衛星の開発に着手している。
- 自動車の民間プローブ情報を活用し、道路交通情報を正確に把握して的確な交通規制等を実施するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置等の整備を着実に推進している。

(重要業績指標)

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 (H27-32補助事業) 204台 (H27) →約2,000台 [H32] (再掲)

7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ため池は築造年代が古く災害時に下流の人家等に影響を与えるリスクが高いため、ため池の一斉点検を実施し概ね完了した。その結果に基づき詳細調査を行い、決壊すると多大な影響を与えるため池を優先して対策を実施している。また、管理体制強化等に対する支援を行う制度を創設し、ソフト対策を推進している。
- 土砂災害防止、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等のハード対策と、各種ハザードマップの作成等のソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進している。

(重要業績指標)

【農水】ため池の点検・診断の実施割合 43% (H25) →75% (H26) →100% [H28]

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練を着実に進めた。また、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、各地方公共団体において地域の実情を踏まえた対応が進められている。
- 高圧ガス等の漏えいを防止するため、大規模地震に対するシミュレーションモデルの構築を通じ、東日本大震災を踏まえた耐震基準の改定を行うとともに、南海トラフ地震に対する耐震基準の見直しに向け、振動実験を行った。また、大規模地震等により有害物質の流出が懸念される鉱山集積場の安定解析を行った。

(重要業績指標)

【経産】耐震化を行った鉱山集積場の数 0% (H26) →17% (H27) →33% [H30]

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 農地や農業水利施設等については、平成27年度から農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、農地等の保全管理を行う地域の共同活動に係る安定的な措置を講じている。地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進している。
- 近年の集中豪雨の発生頻度の増加等による山地災害発生リスクの高まりが懸念されていることから、平成27年度に流木災害対策を充実強化した。山地災害のおそれがある箇所把握精度の向上に向けて調査要領の見直しを行った。避難体制の整備等のソフト対策と連携した総合的かつ効果的な治山や適切な間伐等の森林整備による災害に強い森林づくりを推進している。近年の山地災害の激甚化を踏まえ、土石流や流木対策を含む事前防災対策の充実強化が必要である。
- 森林が有する多面的機能の発揮について、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進するとともに施業集約化のための森林境界の明確化を進めている。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣被害対策の徹底に向けた取組の充実、CLT(直交集成板)等の木材を活用するための施工技術等の蓄積を着実に実施するとともに(21棟の建築物について支援)、自然と共生した多様で健全な森林づくりを進めている。CLTを建築材料として普及することが課題である。

(重要業績指標)

【農水】市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 74% (H25) →73% (H26) →78%以上を維持 [H30]

【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落 (H25) →56千集落 (H27速報値) →58千集落 [H30] (再掲)

7-7) 風評被害等による国家経済等への甚大な影響

- JNTO（日本政府観光局）のウェブサイト等を通じた、訪日外国人へ向けた災害等に関する正確な情報発信を行っている。
- 震災対応に係る銀行業界横断訓練、短期金融市場・証券市場・外国為替市場合同の防災訓練を実施した。

（重要業績指標）

- 【金融】銀行業界における横断的訓練の実施 100%（H25）→100%（H27）→100% [毎年度]（再掲）
- 【金融】三市場合同の横断的訓練の実施 100%（H25）→100%（H27）→100% [毎年度]（再掲）
- 【金融】①金融機関（全銀協正会員）におけるBCPの策定 100%（H25）→実効性を維持 ②全預金取扱金融機関におけるBCPの策定 95%（H27）→100% [H30]（再掲）

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地の検討を促進するため、地域毎に開催したセミナー等において、具体的な検討方法等について周知した。
- ごみ焼却施設について、自家発電設備の設置等を促進している。
- 災害時における有害廃棄物対策や防災訓練・防災教育を含めた災害廃棄物処理計画の策定を促進するため、説明会を開催し、災害廃棄物対策指針等の周知を行った。
- 災害廃棄物輸送に資する鉄道輸送施設に対する無利子貸付支援等の対策を実施した他、関東・東北豪雨に伴い発生した災害廃棄物について海上輸送を実施した。

（重要業績指標）

- 【環境】ストックヤード整備率 42%（H26）→33%（H27）→70% [H30]
- 【環境】ごみ焼却施設における災害時自立稼働率 27%（H25）→21%（H27）→50% [H30]
- 【環境】災害廃棄物処理計画の策定率（市町村） 9%（H26）→9%（H27）→60% [H30]
- 【環境】廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発（市町村） 2%（H25）→4%（H27）→60% [H30]
- 【環境】有害物質把握実施率 23%（H26）→22%（H27）→100% [H30]

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成に取り組むとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善、地域の建設企業の効果的な人材活用等の取組に対する専門家等による支援等に取り組んでいる。
- 警察・消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐進化等の取組を推進している。大規模災害が発生した場合の国から地方公共団体への派遣ニーズに対応するため、TEC-FORCEの人員・資機材・装備の充実に取り組んでいる。
- 人の立入りが困難な現場での災害対応ロボットの導入、情報化施工の普及など、ICT等を活用した技術の開発、定着に取り組んでいる。
- 道路啓開計画の策定を推進している。

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害時に必要なコミュニティ力の構築に向け、国においては、ハザードマップ作成・広域訓練、出前講座等の防災教育、住民参加等を通じた地域づくりを、関係府省庁、地方公共団体等の連携の下に推進している。また、東日本大震災の教訓・課題等を整理・分析した事例集の改訂及び周知、被災者の住まいに関する相談・情報提供マニュアルの作成、防災研究の成果をまとめるデータベースの試験運用や、過去に発生した災害要因の解析・評価等を推進している。
- 警察・消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、警察署の耐震化等の取組を推進している。
- 警察災害派遣隊について、訓練練度を向上させるため、関西の訓練施設を完成させた他、体制の更なる充実強化や装備資機材の更新整備、高度化を推進している。

8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地震、津波、火山噴火等による交通施設の被害想定精度向上、幹線交通の分断が社会・経済に及ぼす影響に関する想定精度の向上に向けた検討を進めている。
- 交通施設の災害対応力を強化するための対策を進めている。また、交通施設を守る周辺対策を着実に推進している。
- 非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するための取組を関係機関が連携して進めている。
- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、府省庁横断的に地方公共団体等とも連携して総合的に取組を推進している。
- 複軸の交通ネットワークの構築に向けた取組を着実に推進している。
- 基幹的交通ネットワークが機能停止する事態に国・地方公共団体・民間事業者等が連携して備える必要があることを国民に周知するとともに、民間事業者等における BCP/BCM の構築に向けた取組を推進している。
- 迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地方公共団体等を支援して大規模災害の被災想定地域において重点的に地籍調査を推進するとともに、大都市、被災地等において重点的に登記所備付地図を作成している。また、国が南海トラフ地震の津波により建物が全壊する可能性が高い地域において重点的に官民境界の基礎的な情報を整備することにより、地方公共団体による地籍図等の整備を積極的に推進している。さらに、測量基準精度の向上を図るとともに、電子国土基本図の更新を行った。

(重要業績指標)

【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 75% (H25) →76% (H26) →81% [H32] (再掲)

【国交】地籍調査進捗率 51% (H25) →51% (H26) →56% [H30参考値] →57% [H31]

【国交】南海トラフ地震の津波により建物が全壊する可能性が高い地域のうち、地籍調査未実施地域における官民境界情報の整備率 23% (H26) →83% [H30参考値] →100% [H31]

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 内水ハザードマップの作成の促進に向けて、ハザードマップを簡易に作成できるツールのガイドラインを作成した。
- 陸域観測技術衛星2号 (ALOS-2) の観測実績を蓄積し、解析ツールを改善した。また、大規模自然災害に関する詳細なデータの提供に向け、先進光学衛星の開発に着手した。
- 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策や、被害軽減に資する流域減災対策を推進している。

(重要業績指標)

【国交】最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練 (机上訓練、情報伝達訓練等) を実施した市区町村の割合 - (H26) →100% [H32] (再掲)

【国交・農水】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率 (計画高までの整備と耐震化) 約39% (H26) →約69% [H32] (再掲)

【プログラム共通的事項】

1. リスクコミュニケーション

- 災害への備えと迅速な情報共有の重要性を認識すること等を含む決議が国連総会で採択され、11月5日が「世界津波の日」に制定されたことを踏まえた国民の津波防災に対する意識向上の取組を着実に推進している。
- 学校の授業で活用するための国土強靱化に関する副読本について、土木学会の下に設けられたワーキングを活用し、関係府省庁や関係機関が連携して作成するとともに全国の希望のあった学校等に配布した。
- 国土強靱化地域計画策定に係るガイドラインの改訂を行うとともに、国土強靱化地域計画策定モデル事業や出前講座の実施、説明会の開催等により地域計画の必要性や策定手法の周知を行った。
- 国土強靱化に関する情報についてホームページ、SNS を活用して内容を充実するとともにタイムリーな情報提供を行っている。
- 一般社団法人レジリエンスジャパン協議会がジャパン・レジリエンス・アワード2016の表彰式を開催したほか各種シンポジウム等の開催、国土強靱化貢献団体認証により民間企業、個人への普及啓発を促進している。
- 各地域で活動している国土強靱化に関する多様なコミュニティが共創する活動交流の場の構築へ向けた準備のための会合を開催した。
- 国土強靱化に資する民間の主体的な取組を促進するため、民間における事業継続の取組等に積極的に取り組んでいる民間企業等を第三者が評価・認証する仕組みに係るガイドラインの公表、国土強靱化に関する民間市場の規模の推計、民間の取組事例集の公表、国土強靱化に資する民間の取組に対する促進施策集の検討を行った。
- 学校が地域や児童生徒等の実情を踏まえ、実践的な防災教育を総合的に支援する取組を推進している。また、各学校で防災教育を進める上でコーディネーター等となる教職員等の資質向上に取り組んでいる。

(指標)

【共通】国土強靱化地域計画の策定及び検討着手団体数 (都道府県) 策定済み 3道県 (H26) →31都道府県 (H27) 検討着手 28都道府県 (H26) →16府県 (H27) (市区町村) 策定済み 2市 (H26) →16市区町 (H27) 検討着手 11市区町 (H26) →27市町村 (H27)

2. 老朽化対策

- インフラ長寿命化基本計画に基づきインフラ長寿命化計画(行動計画)の策定を財政的支援、技術的支援を充実しつつ推進している。
- 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について整理された交付金・補助金等も活用しつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新を進めている。
- 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)により、関係府省庁・大学・企業・公的研究機関等が連携し、インフラ維持管理・更新・マネジメント技術のプログラムにおいて、点検・モニタリング・診断技術、構造材料・劣化機構・補修・補強技術、情報・通信技術、ロボット技術、アセットマネジメント技術を現場で使える形で展開した。また、共有すべき技術を集約し、情報共有による技術開発の加速化や予防保全による維持管理水準の向上を低コストで実現させることを目指した総合調整を推進している。補修技術等の研究インフラ等を整備した。
- 維持管理分野における民間技術者資格登録制度の運用を含む社会資本の維持管理・更新等の現場を担う技術者の確保・育成等に必要な体制や制度の整備を進めている。

(指標)

【共通】インフラ長寿命化計画(行動計画)策定割合 (国) 53.8% (H26) →100% [H27] (地方公共団体) 4.2% (H26) →100% [H28]

3. 研究開発

- 国土強靱化に資する以下の研究開発・技術開発等を推進した。
被害状況推測手法、耐震・耐津波性等の観測・予測・評価に関する手法・基準、耐震化・長寿命化に資する構造材料、点検・診断・モニタリング技術、耐震・耐津波技術、大規模災害に対応する車両・資機材、G空間情報やプローブ情報の活用、次世代社会インフラ用ロボット技術、制御システムセキュリティ、衛星による測位・情報通信の高度化、研究成果のデータベース化と活用 等
- 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）により、関係府省庁・大学・企業・公的研究機関等が連携し、レジリエントな防災・減災機能の強化、及び、インフラ維持管理・更新・マネジメント技術のプログラムにおいて、研究開発を推進している。
 - ・津波・豪雨・竜巻の予測技術
 - ・災害情報収集システム・リアルタイム被害推定システム
 - ・災害情報配信技術
 - ・点検・モニタリング・診断技術
 - ・構造材料・劣化機構・補修・補強技術
 - ・ロボット技術 等

注1) 重要業績指標として掲載した現状値は、()内の年度末時点、または翌年度当初に把握されているものである。

注2) 年度が[]で示されている値は、重要業績指標の目標値である。

注3) 目標値の年度が「-」となっている重要業績指標は、現時点で目標年度が設定されていないものである。

注4) プログラム共通の事項に係る推進方針における指標は、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果（平成26年4月 国土強靱化推進本部）に示された重要業績指標とは別に、各共通の事項の進捗状況を定量的に把握するため、設定しているものである。

(別紙2) 変更した重要業績指標 (KPI) について

重要業績指標の追加

プログラム番号	府省庁	国土強靱化アクションプラン2016 重要業績指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 [年度]	追加理由
1-4)	国交	「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿った協議会等に参画し、減災のための取組を河川管理者と一体になって推進している自治体数	0市区町村 (H27)	730市区町村 [H32]	災害の発生・対応を踏まえた指標の追加
1-4)	国交	「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「洪水を安全に流すためのハード対策」として堤防のかさ上げ等を実施した区間の延長 (国管理)	約11km (H27)	約1,200km [H32]	災害の発生・対応を踏まえた指標の追加
1-4)	国交	「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「危機管理型ハード対策」として決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施した区間の延長 (国管理)	約7km (H27)	約1,800km [H32]	災害の発生・対応を踏まえた指標の追加
1-4)	国交	国管理河川におけるタイムラインの策定数	344市区町村 (H27)	730市区町村 [H32]	災害の発生・対応を踏まえた指標の追加
1-5)	国交	要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率	37% (H26)	約41% [H32]	災害の発生・対応を踏まえた指標の追加
3-4)	内閣府	南海トラフ地震防災対策推進地域における地方公共団体の業務継続計画策定率 首都直下地震緊急対策区域における地方公共団体の業務継続計画策定率	32% (H27) 48% (H27)	100% [H35] 100% [H36]	災害の発生・対応を踏まえた指標の追加

重要業績指標の変更等

プログラム番号	府省庁	国土強靱化アクションプラン2015			国土強靱化アクションプラン2016			変更・追加理由
		重要業績指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 [年度]	重要業績指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 [年度]	
1-3)	国交	津波防災情報図の整備	58% (H26)	100% [H27]	津波防災情報の整備率	54% (H27)	100% [H30]	指標の高度化・対象範囲の拡大
1-3)	国交	緊急地震速報の精度向上 (震度の予想誤差が±1階級におさまる割合)	83% (H26)	85% [H27]	緊急地震速報の迅速化	0秒 (H27)	5秒以上 短縮 [H32]	目標達成による指標の高度化
1-3)	国交 農水	最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合	約61% (H26)	100% [H28]	最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練 (机上訓練、情報伝達訓練等) を実施した市区町村の割合	津波 0% (H26) 高潮 - (H26)	津波 100% [H32] 高潮 100% [H32]	指標の高度化・対象範囲の拡大
1-3)	国交 農水	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	約54% (H26)	約57% [H28]	南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	河川 約40% (H26) 海岸 約43% (H26)	河川 約78% [H32] 海岸 約82% [H32]	指標の対象範囲の拡大
1-3)	国交 農水	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率 (計画高までの整備と耐震化)	約35% (H26)	約66% [H28]	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率 (計画高までの整備と耐震化)	約39% (H26)	約69% [H32]	指標の対象範囲の拡大

プログラム番号	府省庁	国土強靱化アクションプラン2015			国土強靱化アクションプラン2016			変更・追加理由
		重要業績指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 [年度]	重要業績指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 [年度]	
1-4)	国交	人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率 (国管理区間)	約75% (H25)	約76% [H28]	人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率 (国管理区間)	約71% (H26)	約76% [H32]	指標の高度化
1-4)	国交	洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合	77% (H26速報値)	100% [H28]	最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練 (机上訓練、情報伝達訓練等) を実施した市区町村の割合	- (H26)	100% [H32]	指標の高度化
1-4)	国交	下水道による都市浸水対策達成率	約57% (H25)	約60% [H28]	下水道による都市浸水対策達成率	約57% (H27)	約62% [H32]	指標の対象範囲の見直し
1-4)	国交	内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合	43% (H25)	100% [H28]	最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練 (机上訓練、情報伝達訓練等) を実施した市区町村の割合	- (H26)	100% [H32]	指標の高度化
1-5)	国交	土砂災害警戒区域指定数	約40万区域 (H26)	約46万区域 [H28]	土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表数 土砂災害警戒区域指定数	約42万区域 (H26) 約40万区域 (H26)	約65万区域 [H31] 約63万区域 [H32]	指標の明確化
1-6)	警察	停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数	5,907台 (H26)	約6,400台 [H28]	停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 (H27-32補助事業)	204台 (H27)	約2,000台 [H32]	指標の明確化
2-1)	国交	大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口カバー率	62% (H26)	64% [H28]	災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾 (重要港湾以上) の割合	45% (H27)	80% [H32]	指標の高度化
2-1)	経産	都市ガスを供給する低圧本支管の耐震化率 (全国)	85%* (H25)	90% [H37]	都市ガスを供給する低圧本支管の耐震化率 (全国)	86% (H26)	90% [H37]	耐震評価手法の精緻化に伴う現状値の見直し
2-2)	国交	橋梁の耐震補強完了率	81% (H25)	82% [H28]	緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	76% (H26)	81% [H32]	指標の対象範囲の見直し
2-3)	国交	リエゾン協定締結率	99% (H26)	100% [H28]	TEC-FORCE と連携した訓練を実施した都道府県数	17都道府県 (H26)	47都道府県 [H32]	指標の高度化
3-1)	法務	矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築並びに訓練の実施	93% (H26)	100% [H27]	矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築並びに訓練の実施	100% (H27)	100% [毎年度]	目標達成による指標の高度化

(*:アクションプラン2015の記載内容から修正)

プログラム番号	府省庁	国土強靱化アクションプラン2015			国土強靱化アクションプラン2016			変更・追加理由
		重要業績指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 [年度]	重要業績指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 [年度]	
3-3)	内閣府・各府省庁	各府省庁の業務継続計画の評価状況	0府省庁 (H26)	全府省庁 [H27]	各府省庁の業務継続計画検証訓練の実施率	全府省庁 (H27)	全府省庁 [毎年度]	目標達成による指標の高度化
5-4)	国交	航路標識の自立型電源導入率	86% (H26)	86% [H28]	航路標識のLED灯器の耐波浪整備率	52% (H27)	100% [H32]	目標達成による指標の高度化
5-6)	国交	航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口	9,400万人 (H26)	9,500万人 [H28]	広域かつ大規模な災害時における空港機能、輸送機能等確保の空港数	0空港 (H27)	8空港 [H31]	指標の明確化
5-6)	国交	空港の津波早期復旧計画の策定空港数	6空港 (H26)	7空港 [H28]	国管理空港における地震・津波に対応する早期復旧計画の策定空港数	0空港 (H27)	18空港 [H31]	指標の高度化
5-7)	金融	金融機関（全銀協正会員）のシステムセンター等のバックアップサイトの確保	98% (H26)	100% [H27]	①金融機関（全銀協正会員）のシステムセンター等のバックアップサイトの確保 ②全預金取扱金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトの確保	100% (H27)	100% [毎年度]	目標の達成・指標の対象範囲の拡大
5-7)	金融	金融機関（全銀協正会員）におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置	100% (H25)	100% [毎年度]	①金融機関（全銀協正会員）におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置 ②全預金取扱金融機関におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置	100% (H25)	100% [毎年度]	指標の対象範囲の拡大
5-7)	金融	金融機関（全銀協正会員）におけるBCPの策定	100% (H25)	実効性を維持	①金融機関（全銀協正会員）におけるBCPの策定 ②全預金取扱金融機関におけるBCPの策定	100% (H25) 95% (H27)	実効性を維持 100% [H30]	指標の対象範囲の拡大
5-7)	金融	横断的訓練の実施	100% (H25)	100% [毎年度]	銀行業界における横断的訓練の実施 三市場合同の横断的訓練の実施	100% (H27) 100% (H27)	100% [毎年度] 100% [毎年度]	指標の明確化
6-3)	国交	地震対策上重要な下水管きょにおける地震対策実施率	約46% (H25)	約70% [H28]	災害時における下水道の主要な管渠の機能確保率	約47% (H27)	約60% [H32]	指標の対象範囲の見直し

重要業績指標の変更（目標年度・目標値の変更）

※指標の定義・集計方法は変更なし

プログラム番号	府省庁	国土強靱化アクションプラン2015			国土強靱化アクションプラン2016			変更・追加理由
		重要業績指標（KPI）	現状値（年度）	目標値[年度]	重要業績指標（KPI）	現状値（年度）	目標値[年度]	
1-1)	国交	住宅の耐震化率	82% (H25)	95% [H32]	住宅の耐震化率	82% (H25)	耐震性を有しない住宅ストックを概ね解消 [H37]	目標年度の更新
1-1)	国交	市街地等の幹線道路の無電柱化率	15.6% (H25)	18% [H28]	市街地等の幹線道路の無電柱化率	16% (H26)	20% [H32]	目標年度の更新
1-1)	国交	大規模盛土造成地マップ公表率	14% (H26)	50% [H28]	大規模盛土造成地マップ等公表率	14% (H26)	約70% [H32]	指標名の明確化及び目標年度の更新
1-5)	国交	社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率（重要交通網に係る箇所）	約49% (H26)	約51% [H28]	重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率	約49% (H26)	約54% [H32]	指標名の明確化及び目標年度の更新
2-2)	国交	道路斜面等の要対策箇所の対策率	62% (H25)	68% [H28]	道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率	64% (H26)	75% [H32]	指標名の明確化及び目標年度の更新
2-3)	警察	災害警備訓練施設の設置	38% (H26)	100% [H28]	災害警備訓練施設の設置	63% (H27)	100% [H30]	目標年度の更新
5-5)	国交	道路による都市間到達性の確保率	約49% (H25)	約50% [H28]	道路による都市間到達性の確保率	約49% (H25)	約55% [H32]	目標年度の更新

重要業績指標名の変更

※指標の定義・集計方法は変更なし

プログラム番号	府省庁	国土強靱化アクションプラン2015 重要業績指標（KPI）	国土強靱化アクションプラン2016 重要業績指標（KPI）	現状値（年度）	目標値[年度]	変更理由
1-6)	総務	AM放送局（親局）に係る難聴対策としての中継局整備率	AM放送局（親局）に係る難聴地域解消のための中継局整備率	40% (H27)	100% [H30]	指標名の明確化
8-4)	国交	地籍調査進捗率・全国	地籍調査進捗率	51% (H26)	57% [H31]	指標名の明確化
8-4)	国交	地籍調査進捗率 ・南海トラフ地震の津波により建物が全壊する可能性が高い都市部の官民境界	南海トラフ地震の津波により建物が全壊する可能性が高い地域のうち、地籍調査未実施地域における官民境界情報の整備率	23% (H26)	100% [H31]	指標名の明確化

重要業績指標の削除

プログラム番号	府省庁	国土強靱化アクションプラン2015 重要業績指標（KPI）	現状値（年度）	目標値[年度]	削除理由
1-6)	国交	地震の規模等の提供に要する時間	3分 (H26)	常に3分以内の実施 [毎年度]	目標の達成
1-6)	国交	外国人旅行者に対する災害情報の伝達に関する自治体向けの指針の周知数	約1,700市町村 (H26)	約1,700市町村 [H30]	目標の達成
1-6)	総務	全国瞬時警報システム（J-ALERT）自動起動装置の整備率	100% (H27速報値)	100% [H27]	目標の達成
4-1)	国交	デジタル無線機の整備進捗率	100% (H27)	100% [H27]	目標の達成
6-1)	経産	製油所の非常設備の3点セット（非常用発電機、非常用情報通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備）導入割合	100% (H27)	100% [H27]	目標の達成

※プログラム番号は、再掲分を記載していない

2. アクションプラン2015において変更した重要業績指標（KPI）について（参考）

重要業績指標の追加

プログラム番号	府省庁	国土強靱化アクションプラン2015 重要業績指標（KPI）	現状値 （年度）	目標値 [年度]	追加理由
1-4)	農水	農業用排水機場の整備等により湛水被害の生じるリスクを軽減する面積	約1.4万 ha (H26)	3.6万 ha [H28]	災害の発生・対応を踏まえた指標の追加
1-5)	国交	土砂災害警戒区域指定数	約40万区域 (H26)	約46万区域 [H28]	災害の発生・対応を踏まえた指標の追加
2-3)	総務	消防庁舎の耐震化率	84% (H25)	100% [H28]	目標年度の確定による指標の追加

重要業績指標の変更

プログラム番号	府省庁	国土強靱化アクションプラン2014			国土強靱化アクションプラン2015			変更・追加理由
		重要業績指標（KPI）	現状値 （年度）	目標値 [年度]	重要業績指標（KPI）	現状値 （年度）	目標値 [年度]	
1-6)	総務	公共情報 commons の都道府県の導入状況	32% (H25)	100% [H28]	アラートの都道府県の運用状況	66% (H26)	100% [H32]	目標達成による指標の高度化
2-6)	厚労	災害拠点病院における DMAT 保有率	100% (H25)	100% [毎年度]	DMAT 保有率（基幹災害拠点病院2チーム以上、地域災害拠点病院1チーム以上）	95% (H25)	100% [毎年度]	目標達成による指標の高度化
2-7)	厚労	感染症法に基づく消毒等事業実施自治体数	140自治体 (H25)	140自治体 [H25]	感染症法に基づく消毒等事業実施自治体の割合	100% (H26)	100% [毎年度]	指標の明確化
3-1)	法務	矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築	0庁 (H25)	177庁 [H26]	矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築並びに訓練の実施	93% (H26)	100% [H27]	目標達成による指標の高度化
5-2)	経産	石油精製・元売会社におけるバックアップ体制を盛り込んだ BCP の策定率	0% (H24)	100% [H26]	激甚災害を想定した場合の石油製品の供給回復目標の平均日数	3.3日 (H26)	1日 [H31]	目標達成による指標の高度化
5-2)	経産	災害時石油供給連携計画の訓練の実施率	100% (H25)	100% [毎年度]	災害時石油供給連携計画の訓練における課題改善率	47% (H26)	100% [毎年度]	目標達成による指標の高度化
5-8)	農水	農道橋（延長15m以上）・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合	2割 (H25)	10割 [H32]	農道橋・林道橋（延長15m以上）及び農道トンネル・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合	農道 73% (H26) 林道 48% (H26)	100% [H30]	指標の対象範囲の拡大
6-3)	環境	浄化槽台帳システム整備自治体数	198自治体 (H23)	300自治体 [H30]	災害復旧に対応した浄化槽台帳システム整備自治体数	82自治体 (H26速報値)	110自治体 [H30]	指標の高度化
7-5)	経産	安定解析を行った集積場の数	50% (H24)	100% [H26]	耐震化を行った鉱山集積場の数	0% (H26)	17% [H30]	目標達成による指標の高度化
8-4)	国交	地籍調査進捗率	51% (H25)	57% [H31]	地籍調査進捗率 ・全国 ・南海トラフ地震の津波により建物が全壊する可能性が高い都市部の官民境界	51% (H26) 23% (H26)	57% [H31] 100% [H31]	重点的に推進する施策について指標の追加

重要業績指標名の変更 ※指標の定義・集計方法は変更なし

プログラム番号	府省庁	国土強靱化アクションプラン2014 重要業績指標 (KPI)	国土強靱化アクションプラン2015 重要業績指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 [年度]	変更理由
1-5)	内閣府	具体的で実践的な避難計画の策定率(火山)	噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定率	15% (H26)	100% [H32]	指標名の明確化
2-1)	経産	低圧本支管延長に占めるポリエチレン管等高い耐震性を有する導管の割合(全国)	都市ガスを供給する低圧本支管の耐震化率(全国)	85%* (H25)	90% [H37]	指標名の明確化
2-1)	経産	避難所となり得る施設への石油製品貯槽の配備率	社会的な重要施設等における燃料タンクの導入目標達成率	48% (H26)	100% [H30]	指標名の明確化
5-2)	経産	全都道府県における防災訓練等の人材育成事業の実施	SSの災害対応能力強化に向けた全都道府県における防災訓練等の人材育成事業の実施	100% (H26)	100% [毎年度]	指標名の明確化
5-5)	国交	代替性確保のための道路ネットワークの整備	道路による都市間速達性の確保率	約49% (H25)	約50% [H28]	指標名の明確化

(*:耐震評価手法の精緻化に伴う現状値の見直しによりアクションプラン2015の記載内容から修正)

重要業績指標の削除

プログラム番号	府省庁	国土強靱化アクションプラン2014 重要業績指標 (KPI)	現状値 (年度)	目標値 [年度]	削除理由
3-3)	各府省庁	政府全体の業務継続計画に基づく各府省庁の業務継続計画の改定状況	全府省庁 (H26)	全府省庁 [H26]	目標の達成
3-3)	各府省庁	業務継続のために必要な発電用燃料の充足度(各府省庁が1週間程度の燃料を備蓄していること)	3日分程度 (H25)	1週間程度 [-]	現状値について不開示として取り扱うため
3-4)	環境	全国の47都道府県及び20政令指定都市における防災拠点等への再生可能エネルギー等導入に係る事業計画の策定	79% (H26)	100% [-]	指標の有効性喪失

※プログラム番号は、再掲分を記載していない

(別紙3)

統合進捗指数 (IPI) の設定について

国土強靱化基本計画の着実な推進を図るため、これまで、個別施策毎の指標の設定及びプログラム毎の重要業績指標 (KPI) の設定を行ってきた。しかしながら、プログラム全体の進捗状況の把握及びプログラム間の進捗の比較が困難であるという課題が存在する。

このため、プログラムごとに、設定されているすべての個別指標を活用した統合進捗指数 IPI (Integrated Progress Index) を試行導入することとする。IPI は、現状の達成度 (IPI ストック相当) と計画期間内の進捗率 (IPI フロー相当) を同等 (1 : 1) に評価するとともに、それぞれの個別施策についても同等に評価するように設定する。

(IPI の定義)

個別施策ごとの Ipi

i) 指標値が向上していく性質の施策の場合

$$Ipi = X_t / X_{30} * 50 + (X_t - X_{25}) / (X_{30} - X_{25}) * 50$$

ii) 指標値を一定 (100%) に維持すべき性質の場合

$$Ipi = X_t / X_{30} * 100$$

X_t : t 年度の実績値 X_{30} : 平成 30 年度の目標値 X_{25} : 平成 25 年度の基準値

プログラムごとの IPI

$$IPI = \sum_{i=1}^n \frac{Ipi}{n}$$

(IPI 算出のイメージ)

		基準年/基準値 (%)	実績年/実績値 (%)	目標年/目標値 (%)
個別施策	指標	AP2014	AP2015	X_{30}
		X_{25} (25 年度基準値)	X_{26} (26 年度実績値)	(30 年度目標値)
施策 A (継続)	〇〇の整備率	10	30	80
施策 B (新規)	〇〇の公表率	0	20	100
施策 C (継続)	〇〇の実効性の維持	100	100	100
施策 D (継続)	〇〇の耐震化率	90	91	95

施策 A : $Ipi = 30/80 * 50 + (30 - 10) / (80 - 10) * 50 = 18.7 + 14.3 = 33$

施策 B : $Ipi = 20/100 * 50 + (20 - 0) / (100 - 0) * 50 = 10 + 10 = 20$

施策 C : $Ipi = 100/100 * 100 = 100$

施策 D : $Ipi = 91/95 * 50 + (91 - 90) / (95 - 90) * 50 = 48 + 10 = 58$

よって、統合進捗指数 $IPI = (33+20+100+58) / 4 = 53$

(参考1) 重点化プログラムに係る工程表

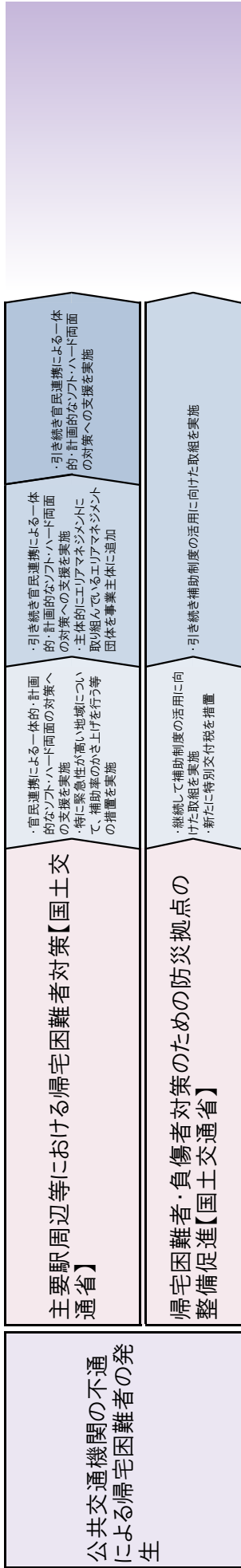
大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

事態が発生する要因	事態を回避するための取組施策	2015年度(成果)	2016年度	2017年度以降	重要業績指標	
耐震基準を満たさない建築物・施設等の存在	地震対策の推進【内閣府】	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地震動・津波を見直しに向けた検討の実施	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地震動・津波を見直し、被害想定・対策の検討を実施	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定・対策を検討、とりよため、並びに、これらを含め日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の基本計画を改定		
	住宅・建築物の耐震化の促進【国土交通省】	・耐震改修の促進に係る補助金の補助率を嵩上げ ・改正耐震改修促進法の確かな運用、耐震診断・改修に係る情報提供等を実施	・耐震改修促進の重点的、緊急的支援措置の3年間延長等を実施 ・改正耐震改修促進法の確かな運用、耐震診断・改修に係る情報提供等を継続	・改正耐震改修促進法の確かな運用、耐震診断・改修に係る情報提供等を継続	住宅・建築物の耐震化率 住宅:79%(H20)→82%(H25)→91%[H30参考値]→95%[H32]→耐震性を有しない住宅ストックを概ね解消[H37] 建築物:80%(H20)→85%(H25)→92%[H30参考値]→95%[H32]	
	天井脱落対策に係る基準の策定及び建築基準法による適合義務付け【国土交通省】	・天井の耐震改修の実態に合わせた補助対象資産額の見直しを実施	・天井脱落対策に係る改修事例を収集し、パンフレット等により周知 ・既存天井の脱落対策を促進	・天井脱落対策に係る改修事例を収集し、パンフレット等により周知 ・既存天井の脱落対策を促進	・引き続き既存天井の脱落対策を促進	
	学校施設の耐震化・老朽化対策等(吊り天井等の非構造部材、ライブラインの耐震対策を含む)【文部科学省】	・耐震化等の早急な完了に向けた、財政支援、指導・助言の支援(講習会、個別にアテンド等)を実施 ・公立小中学校及び国立大学法人等の耐震化を概ね完了	・耐震化等の早急な完了に向けた、財政支援、指導・助言の支援(講習会、個別にアテンド等)を実施	・耐震化等の早急な完了に向けた(講習会、個別にアテンド等)を実施	・引き続き耐震化に係る財政支援等の実施	
	医療施設、社会福祉施設の耐震化【厚生労働省】	・耐震整備に係る財政支援等を実施	・耐震整備に係る財政支援等を実施	・引き続き耐震整備に係る財政支援等を実施	・引き続き耐震整備に係る財政支援等を実施	
	老朽化マンションの建替え等の促進【国土交通省】	・専門家による相談体制等の整備を実施	・専門家による相談体制等の整備を実施	・引き続き専門家による相談体制等の整備を実施	・引き続き専門家による相談体制等の整備を実施	
	長周期地震動による影響が大きい建築物への検討の義務付け【国土交通省】	・超高層建築物等の構造計算に用いる南海トラフ以外の設計用地震動案を策定	・超高層建築物等の構造計算に用いる設計用地震動を策定 ・既存の超高層建築物等の検証を促進	・超高層建築物等の構造計算に用いる設計用地震動を策定 ・既存の超高層建築物等の検証を促進	・長周期地震動対策に対する構造安全性の検証を促進	
	実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)を活用した震動実験研究【文部科学省】	・地震発生時の建造物の更なる安全性と機能維持のため、高層鉄筋コンクリート建造物の耐震実験等を実施	・建物の健全度評価のための技術資料をとりよめるなどにより低減対策提案に向けた研究を実施 ・実験内容について解析等を実施し、成果の普及を推進	・建物の健全度評価のための技術資料をとりよめるなどにより低減対策提案に向けた研究を実施 ・実験内容について解析等を実施し、成果の普及を推進	・引き続き、耐震技術研究を実施 ・過年度に実施した実験の成果の普及を促進	

<p>非破壊検査診断技術に関する研究開発【文部科学省】</p>	<p>・中性子についてはコンクリート内の鉄筋にかかるとの三次元測定を実施 ・レーザーについてはSIP推進に資する要素技術開発を実施</p>	<p>・中性子については損傷メカニズム解明に資する要素技術開発を実施 ・レーザーについてはSIP推進に資する要素技術開発を実施</p>	<p>・中性子については、劣化メカニズム等を解明し、建築構造物の設計指針の改良等を実施 ・レーザーについては、実証実験に向けた要素技術開発等を実施</p>
<p>次世代インフラ構造材料研究開発【文部科学省】</p>	<p>・SIPと連携しつつ、新材料・補修技術・信頼性保証技術等の構造材料研究開発を行うための研究インフラを整備 ・構造材料研究拠点を構築</p>	<p>・SIPと連携しつつ、社会インフラ材料の劣化機構解明、高比強度輸送機材料の開発、エネルギーインフラ用耐熱構造材料の開発等の構造材料研究開発を実施</p>	<p>・SIPと連携しつつ、社会インフラ材料の劣化機構解明に基づく長寿命材料の開発、輸送機器材料のさらなる高強度化、エネルギーインフラ用構造材料の耐熱性能向上等の構造材料研究開発を実施</p>
<p>宅地の耐震化の推進【国土交通省】</p>	<p>・防災・安全交付金等による支援を実施 ・ハザードマップポータルサイト上で変動予測調査結果を公表 ・宅地の安全性に関する情報提供についてのニーズや課題等を調査、検討</p>	<p>・引き続き防災・安全交付金等による支援を実施 ・前年度の検討結果を踏まえ、変動予測調査結果等の有効活用策を検討</p>	<p>・引き続き防災・安全交付金等による支援を実施</p>
<p>地下街の防災対策の推進【国土交通省】</p>	<p>・地下街防災推進事業の補助対象として、地下街会社や地方公共団体等で構成される協議会を追加</p>	<p>・引き続き、地下街の地震や浸水への防災対策を推進</p>	<p>災害対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合 0%(H25)→5%(H27)→100%[H30]</p>
<p>河川管理施設、海岸保全施設、海岸堤防等の地震・津波対策等(1-3)</p>			
<p>河川管理施設・下水道施設の戦略的維持管理・更新、大規模水害の未然防止等(1-4)</p>			
<p>道路橋梁の耐震化、道路の液状化対策、港湾施設の耐震・耐波性の強化等(2-1)</p>			
<p>災害に強い民間物流施設の整備促進(5-1)</p>			
<p>交通施設(鉄道等)の耐震対策の推進(2-3、5-5)</p>	<p>首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要幹線路線の耐震化率 94%(H25)→85%(H26)→概ね100%[H29]</p>		

<p>大規模火災のリスクの高い密集市街地の存在</p>	<p>火災予防、危険物事故防止対策等の推進【総務省】</p> <p>・法的支援等による違反是正、住宅防火対策、火災予防の実効性向上、製品火災対策等を推進</p> <p>・地方公共団体における密集市街地の改善整備に向けた取組を支援</p> <p>・密集市街地総合防災事業等を創設</p> <p>・公的不動産等を種地として活用した運轉型の再開発事業等の支援を強化</p> <p>・公的不動産等を種地として活用した運轉型の再開発事業等の推進方針を検討</p> <p>・密集市街地整備に係る研究会を開催し、今後の施策展開の方向性を検討</p> <p>・地震プレーカー等の普及に係る課題を検討</p> <p>・モデル地域において意識調査を実施</p> <p>・内閣府(日本電気技術規格委員会承認)を改定し、感震プレーカー設置の勧告等を規定</p> <p>密集市街地の改善に向けた対策の推進【国土交通省】</p> <p>・地方公共団体における密集市街地の改善整備に向けた取組を支援</p> <p>・密集市街地における防災性の向上を目的とした老朽空家の除却に係る助成を拡充</p> <p>・防災意識の向上を目的とした住民等による主体的な防災まちづくり活動への支援を強化</p> <p>・公的不動産等を種地として活用した運轉型の再開発事業等の推進方針を検討</p> <p>・大規模地震の切迫性の高い地域(首都直下地震緊急対策区域、南海トラフ地震防災対策推進地域)のうち、特に延焼危険性の高い地域において重点的に普及を推進</p>	<p>地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 1,198ha(H26)→1,310ha(H27)→約4,500ha(H30 参考値)→5,745ha[H32]</p>
<p>救急・救急活動の遅れ医療サービス不足</p>	<p>大規模地震時の電気火災対策の推進【内閣府・総務省・経済産業省】</p> <p>・無電柱化を推進する計画を国や地域で策定</p> <p>・緊急輸送道路を対象に電柱の新設を禁止する措置の全国展開を図るとともに、固定資産税の特例措置を創設</p> <p>・電線共同溝の設置等低コスト手法の導入へ向けたモデル工事等の実施や普及促進のための仕組みを構築</p> <p>無電柱化の推進【国土交通省】</p> <p>・緊急輸送道路を対象に電柱の新設を禁止する手続を開始</p> <p>・道路の新設、撤廃等を行う際に同時整備を推進</p> <p>・低コスト手法導入に向けた技術的検証を実施</p> <p>・埋設深さの基準改定</p> <p>・河川管理施設、海岸保全施設、海岸堤防等の地震・津波対策等(1-3)</p> <p>・河川管理施設・下水道施設の戦略的維持管理・更新、大規模水害の未然防止等(1-4)</p> <p>・気象、地震・津波、火山に対する防災情報の高度化と適時・的確な発表(1-5)</p> <p>・地方公共団体の組織体制の強化等(1-6)</p> <p>・警察、消防等における体制強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等の推進(2-3)</p> <p>・警察情報通信基盤の堅牢化・高度化の推進等(4-1)</p>	<p>市街地等の幹線道路の無電柱化率 16%(H25)→16%(H26)→20%[H32]</p>



避難行動の遅れ

漁業地域における避難路の整備・保護の強化、漁港や海岸施設等による多重防御の考え方の普及【農林水産省】

緊急車両の進入路・避難路の整備【国土交通省】

道路施設が持つ副次的機能の活用(道の駅の防災機能付加、海抜表示シートの設置等)【国土交通省】

気象、地震・津波、火山に対する防災情報の高度化と適時・的確な発表(1-5)

Jアラートの自動起動機等の整備等による住民に対する災害情報の迅速かつ確実な伝達(1-6)

農村における想定被害情報の共有による避難計画の精度の向上(1-6)

一元的な災害情報提供(1-6)

GPS波浪計の情報伝達の信頼性向上(1-6)

船舶に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達(1-6)

情報伝達手段の多重化・多様化の推進(6-1)

大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化(1-6)

・避難対策の必要性の高い漁業集落における避難地整備にかかわる採択要件を緩和
・漁業集落の防災対策を推進
・被災した市町村等へのアリンゲ等による先進事例を収集

・自治体と連携し防災設備を整備
・地域防災計画変更に向け支援

・「道の駅」の防災設備を整備
・交付金等の重点配分で支援
・海抜表示シートを整備

・「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等を普及・啓発
・漁業集落の防災対策を推進

・先進事例をとりまわし、漁業集落の防災対策を推進
・自治体と連携し防災設備を整備
・地域防災計画変更に向け支援

・「道の駅」の防災設備を整備
・海抜表示シートを整備

防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率
54%(H25)→55%(H26)→概ね80%[H28]

緊急地震速報の迅速化
0秒(H27)→3秒以上短縮[H30]→5秒以上短縮[H32]

<p>施設の耐災害性・管理者の災害対応力の不足</p>	<p>防潮堤の整備等の浸水被害防止・軽減のための対策【国土交通省】</p>	<p>・低規模大規模津波に対して、地域の実情や避難等を考慮した防護水準の考え方の検討を実施</p>	<p>・低規模大規模津波に対して防護水準の検討を実施</p>	
	<p>水門・陸間等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進【農林水産省・国土交通省】</p>	<p>・河川及び海岸において、水門・陸間等の施設の自動化・遠隔操作化を推進 ・海岸の施設について、指針に基づき効果的な管理運用を推進するとともに、管理委託に関する指針を充実</p>	<p>・河川において、引き継ぎ水門・陸間等の施設の自動化・遠隔操作化を推進 ・海岸の施設について、日本海溝、千島海溝周辺海溝型地震の想定地震動・津波を見直し、被害想定・対策の検討を実施</p>	<p>南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・橋門等の自動化・遠隔操作化率 (河川)約40%(H26)→約78%[H32] (海岸)約43%(H26)→約82%[H32]</p>
	<p>粘り強い構造を基本とした海岸堤防等の整備、耐震・液状化対策【農林水産省・国土交通省】</p>	<p>・粘り強い構造(線の防潮堤を含む。)を基本とした海岸堤防等の整備を推進 ・海岸堤防等の必要な耐震性能調査及び耐震・液状化対策を推進</p>	<p>・粘り強い構造(線の防潮堤を含む。)を基本とした海岸堤防等の整備を推進し、必要な耐震性能調査及び耐震・液状化対策を推進</p>	<p>南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 約39%(H26)→約69%[H32]</p>
	<p>海岸防災林の整備【農林水産省】</p>	<p>・「粘り強い海岸防災林」の造成に向けた技術基準の説明と整備の推進 ・秋刈による被害を未然に防止するための海岸防災林の機能維持対策を充実強化</p>	<p>・「粘り強い海岸防災林」の造成に向けた技術基準の説明と整備の推進 ・気候変動への適応も考慮した海岸防災林の整備・保全対策を充実強化</p>	<p>・防災機能の確保に向けた施策の不断の推進 ・気候変動への適応も考慮した海岸防災林の整備・保全対策を充実強化</p>
	<p>大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策【国土交通省】</p>	<p>・大規模地震に備え、津波・水リスクの高い河川管理施設の地震・津波対策を実施</p>	<p>・大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策を実施</p>	<p>・大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策を実施</p>
	<p>下水道施設の耐震、耐津波対策【国土交通省】</p>	<p>・下水道施設の耐震、耐津波対策に対する支援を実施</p>	<p>・下水道施設の耐震、耐津波対策に対する支援を実施</p>	<p>・下水道施設の耐震、耐津波対策に対する支援を実施</p>
	<p>海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進【農林水産省・国土交通省】</p>	<p>・海岸管理者による施設の適切な点検・修繕に必要な支援を実施 ・施設のタータベース構築を推進し、施設の長寿命化計画策定の支援 ・点検・診断等に関する資格制度の充実と民間資格の活用を推進</p>	<p>・施設の適切な点検・修繕に必要な支援を実施 ・施設のタータベース構築を推進 ・長寿命化計画策定の支援を実施 ・点検・診断等の資格制度の充実と活用を推進 ・関係法令等の適切な運用による維持・修繕等を推進</p>	<p>・施設の適切な点検・修繕に必要な支援を実施 ・施設のタータベース構築を推進 ・長寿命化計画策定の支援を実施 ・点検・診断等の資格制度の充実と活用を推進 ・関係法令等の適切な運用による維持・修繕等を推進</p>

	<p>地域と連携した防災拠点の確立【国土交通省】</p> <p>法務省施設の防災・減災対策【法務省】</p> <p>空港同時閉鎖時における飛行中の航空機の安全かつ迅速な着陸対策【国土交通省】</p> <p>学校施設の耐震化等(1-1)</p> <p>河川管理施設・下水道施設の戦略的維持管理・更新、大規模水害の未然防止等(1-4)</p> <p>海岸の浸食対策、海岸堤防等の整備等(1-4)</p> <p>港湾施設の耐震・耐波性能の強化等(2-1)</p> <p>学校施設等の避難所としての防災機能の強化(2-1)</p> <p>災害に強い民間物流施設の整備促進(5-1)</p> <p>農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策、新技術の開発・共有、漁港施設の耐震化等(5-8)</p> <p>荒廃地等における治山施設の整備(7-6)</p> <p>無電柱化の推進(1-1)</p> <p>水防団の充実強化等による地域水防力の強化(1-4)</p> <p>地方公共団体の組織体制の強化等(1-6)</p> <p>警察、消防、海保等における体制強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等の推進(2-3)</p> <p>警察情報通信基盤の堅牢化・高度化の推進等(4-1)</p> <p>三大湾における一元的な海上交通管制の構築(5-1)</p> <p>農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進(7-6)</p>
<p>救急・救急活動の遅れ 医療サービスの不足</p>	

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-4)異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

事態が発生する要因	事態を回避するための取組施策	2015年度(成果)	2016年度	2017年度以降	重要業績指標
<p>気候変動に伴う異常気象の発生</p>	<p>「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進【国土交通省】</p>	<p>・大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について、社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定</p>	<p>・水防災意識社会を再構築するため、河川管理者・市町村等からなる協議会等を設置 ・減災のための目標を共有し、「住民目線のソフト対策」「洪水を安全に流すためのハード対策」「危機管理型ハード対策」を一体的・計画的に推進</p>	<p>・被害の防止・軽減を図るため、予防的治水対策を推進 ・激甚な水害が発生した地域等において、は再度災害防止対策を集中的に実施 ・対策の実施にあたっては、既存施設の有効活用を図る観点からダム再生事業等を実施</p>	<p>「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿った協議会等に参画し、減災のための取組を河川管理者と一体にならって推進している自治体数 0市区町村(H27)→730市区町村(H32) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「洪水を安全に流すためのハード対策」として堤防のかさ上げ等を実施した区間の延長(国管理) 約11km(H27)→約1,200km(H32) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「危機管理型ハード対策」として決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施した区間の延長(国管理) 約7km(H27)→約1,800km(H32) 最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合 (H26)→100%[H32] 国管理河川におけるタイムラインの普及数 148市区町村(H26)→344市区町村(H27)→730市区町村(H32)</p>
<p>洪水・高潮防御施設の整備水準を上回る降雨・高潮の発生</p>	<p>大規模水害の未然の防止等【国土交通省】</p> <p>土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進【内閣府】</p> <p>洪水調節施設の操作ルールの見直し等施設等の機能向上【国土交通省】</p>	<p>・近年発生した土砂災害等を踏まえ「総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ」最終報告を踏まえ(平成27年6月)、対策を推進 ・近年発生した水害等を踏まえ「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」最終報告のとおり(平成28年3月)を実施</p>	<p>指定緊急避難場所の指定に係る優良事例等の調査を実施 ・「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」最終報告を踏まえた水害対策を推進 ・市区町村や都府県をまたぐ大規模かつ広域的な避難について、地方公共団体間の協力・連携による避難計画の在り方を検討</p>	<p>・総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ「最終報告」を踏まえた土砂災害対策を推進 ・「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」最終報告を踏まえた水害対策を推進</p>	<p>人口・養蚕集積地等における河川整備計画目標相対的洪水に対する河川の整備率(国管理区間) 約71%(H26)→約76%[H32]</p>

	<p>海岸の侵食対策【国土交通省・農林水産省】</p>	<p>・総合的な土砂管理のための体制整備を推進 ・離岸堤、突堤等の海岸保全施設の施設の新設・改良や養浜等の侵食対策を推進</p>	<p>・総合的な土砂管理のための体制整備を推進 ・離岸堤、突堤等の海岸保全施設の施設の新設・改良や養浜等の侵食対策を推進</p>	<p>・総合的な土砂管理のための体制整備を推進 ・離岸堤、突堤等の海岸保全施設の施設の新設・改良や養浜等の侵食対策を推進</p>
	<p>台風等による高潮対策としての海岸堤防等の整備【国土交通省・農林水産省】</p>	<p>・高潮対策を推進するとともに、必要な耐震性能調査及び耐震・液状化対策を推進</p>	<p>・高潮対策を推進するとともに、必要な耐震性能調査及び耐震・液状化対策を推進</p>	<p>・高潮対策を推進するとともに、必要な耐震性能調査及び耐震・液状化対策を推進</p>
	<p>洪水ハザードマップの作成支援等減災対策【国土交通省】</p>	<p>・直轄河川における想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定・公表を推進 ・最大クラスの水害を対象とした洪水ハザードマップ作成を促進 ・洪水ハザードマップを容易に作成できるツールを開発</p>	<p>・直轄河川における想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の作成を推進 ・市町村に対し、最大クラスの洪水浸水想定区域をふまえた洪水ハザードマップ作成に関する技術的支援を実施</p>	<p>最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合(再掲) -(H26)→100%[H32]</p>
	<p>内水ハザードマップの作成支援等減災対策【国土交通省】</p>	<p>想定し得る最大規模の降雨に対する内水ハザードマップ作成を促進させるためのガイドライン等を策定 ・内水ハザードマップ作成の促進に向けて、勉強会等を開催 ・内水浸水のリスク評価手法と情報提供手法の検討を実施</p>	<p>・想定し得る最大規模の降雨に対する内水ハザードマップ作成を促進させるためのガイドラインに基づき、内水ハザードマップの作成を促進 ・内水浸水のリスク評価手法と情報提供手法を確立</p>	<p>最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合 -(H26)→100%[H32]</p>
	<p>水防団の充実強化等による地域水防力の強化【国土交通省】</p>	<p>・国・地方が連携した水防演習やポスター掲示等による水防思想の普及啓発活動等を水防月間(5～6月)に実施 ・政府広報等、様々な広報媒体を活用した国民への水防に関する啓発活動等を実施</p>	<p>・国・地方が連携した水防演習やポスター掲示等による水防思想の普及啓発活動等を水防月間(5～6月)に実施 ・政府広報等様々な広報媒体を活用した国民への水防に関する啓発活動等を実施</p>	
<p>都市構造の変化等により都市・地域への水害への脆弱化</p>	<p>水害に強い地域づくり(河川)【国土交通省】</p>	<p>・河川整備を実施するとともに、流域貯留施設の整備など、総合的な治水対策を実施 ・土地利用規制等を組み合わせ、ハード・ソフト一体となった対策を実施</p>	<p>・河川整備を実施するとともに、流域貯留施設の整備など、総合的な治水対策を推進 ・土地利用規制等を組み合わせ、ハード・ソフト一体となった対策を推進</p>	
	<p>水害に強い地域づくり(下水道)【国土交通省】</p>	<p>・下水道の既存施設や観測情報を活用した効果的かつ効果的なハード対策手法等の検討 ・下水道管業内水位等の観測手法等を検討 ・リアルタイム浸水予測等を活用したソフト対策等を推進 ・下水道担当者間の情報共有や人材育成に資する情報基盤を構築</p>	<p>・事前防災・減災の観点からハード対策、ソフト対策、自助の組み合わせによる総合的な浸水対策を推進 ・下水道の既存施設や観測情報を活用した効果的かつ効果的なハード対策手法等を指針類に反映 ・河川と下水道施設の一体的な運用方策等を推進 ・民間の雨水貯留施設等を活用した官民連携による浸水対策を推進</p>	<p>下水道による都市浸水対策達成率 約56%(H26)→約57%(H27)→約62%[H32]</p>

	<p>地下駅を有する鉄道の浸水対策 【国土交通省】</p>	<p>・地下駅の浸水対策設備(止水板、防水ゲート等)の設置に対する支援等により浸水対策を促進</p>	<p>・地下駅を有する鉄道事業者の行う浸水対策設備設置に対する支援制度等により浸水対策を促進 ・地下駅に接続する地下街やビル出入口の浸水対策を進めるため協議会を通じて関係者との連携を図ることにより対策を推進</p>	<p>農業用排水機場の整備等により浸水被害の生じるリスクを軽減する面積 約0.9万ha(425)→約1.8万ha(427運転値)→3.6万ha[428]</p>
<p>集中豪雨等に対応した排水施設の保全・整備 【農林水産省】</p>	<p>・農業用排水施設の整備に対して支援を行い、浸水被害のリスクを軽減 ・機能低下した農業用排水施設の機能を回復させ、地域の防災・減災力の向上等を図る事業を創設</p>	<p>・優先順位に基づき、排水機場の整備に対して引き続き支援 ・防災・減災のために行う農業用排水機場に係る調査や整備計画策定等を支援する制度による取組を推進</p>	<p>・優先順位に基づき、排水機場の整備に対して引き続き支援 ・防災・減災のために行う農業用排水機場に係る調査や整備計画策定等を支援する制度による取組を推進</p>	<p>農業用排水機場の整備等により浸水被害の生じるリスクを軽減する面積 約0.9万ha(425)→約1.8万ha(427運転値)→3.6万ha[428]</p>
<p>河川管理施設、下水道施設等の耐震性の不足や管理水準の低下</p>	<p>TEC-FORCE等の派遣、特定緊急水防活動等の発災時の対応と人員・資機材等の整備等(2-3)</p> <p>河川管理施設・砂防設備等の戦略的維持管理・更新【国土交通省】</p>	<p>・適切な点検、それに基づいた確かな維持・修繕及び必要な支援を実施 ・水中部の点検等を代替、支援する民間のロボット技術等の現場検証・評価を実施 ・点検・診断等に関する民間資格を民間資格の登録制度に基づき評価・登録</p>	<p>・直轄施設の適切な点検、それに基づいた確かな維持・修繕を実施 ・地方公共団体等において施設の適切な点検やそれに基づいた確かな維持・修繕が行われるよう、必要な支援を継続 ・直轄施設に関するデータベースの運用及び地方公共団体の施設に関するデータベース化を支援 ・点検・診断等の新技術の導入や技術者の育成、メンテナンスの質を向上するとともに、予防保全型の維持管理を推進</p>	
<p>救急・救急活動の遅れ 医療サービスの不足</p>	<p>下水道施設の戦略的維持管理・更新 【国土交通省】</p>	<p>・計画的な改築のための調査、計画策定及び計画に基づく長寿命化を含めた改築事業に対し、支援を実施 ・施設の戦略的な維持管理や危機管理能力の向上等を図るため、自治体の保有するデータベースを入力し、データベースを構築</p>	<p>・計画的な改築のための調査、計画策定及び計画に基づく長寿命化を含めた改築事業に対し、引き続き支援を実施 ・下水道施設情報を一元的に集約し、戦略的な維持管理や危機管理能力の向上等を図るために構築したシステムにて、データ分析等を実施</p>	
<p>避難行動の遅れ</p>	<p>自衛隊、警察、消防、海保等における体制強化(2-3) 災害緊急医療チーム(DMAT)の活動に必要な緊急輸送道路等の確保(2-3)</p>			
	<p>Jアラートの自動起動機能等の整備、防災行政無線のデジタル化、情報伝達手段の多重化等(1-6) 大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化(1-6)等</p>			

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

事態が発生する要因	事態を回避するための取組施策	2015年度(成果)	2016年度	2017年度以降	重要業績指標
監視・警戒体制の不足等による初動の遅れ	気象、地震・津波、火山に対する防災情報の高度化と適時・的確な発表【国土交通省】	・御嶽山の噴火災害を踏まえた火山観測体制の強化を実施	・火山監視・評価及び情報提供体制の強化に向けたシステム整備を実施	・引き続き、気象、地震・津波の観測・監視の強化や予報精度の向上、適時・的確な情報提供等を推進	土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表数 約42万区域(H26)→約65万区域[H31] 土砂災害警戒区域指定数 約35万区域(H25)→約40万区域(H26)→約63万区域[H32]
	土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備等への支援【国土交通省】	・防災・安全交付金に基礎調査のための優先配分枠制度を創設 ・市町村における警戒避難体制の支援のための警戒避難ガイドラインを改訂	・防災・安全交付金における優先配分枠の明示や警戒避難体制の確立を推進	・土砂災害警戒区域の指定による危険な区域の明示や警戒避難体制の確立を推進	
	大規模地震、深層崩壊、火山噴火等に備えた土砂災害対策【国土交通省】	・人工衛星によるリモートセンシング技術等について検討	・通観な状況下においても実施可能な人工衛星、航空機によるリモートセンシング技術やGPS等の調査技術について検討		
	河道閉塞(天然ダム)や火山噴火に伴う土石流等、大規模な土砂災害が急迫している場合の土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知【国土交通省】	・紀伊半島で発生した河道閉塞及び伊豆半島や御嶽山の火山噴火に対して、緊急調査を実施	・河道閉塞や火山噴火に伴う土石流等の大規模な土砂災害が急迫している状況下において、緊急調査を効率的に行うため、訓練を実施		
	土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進【内閣府】	・市町村が土砂災害発生前後に必要となる基本的な対応等について整理 ・総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループにおいて最終報告をとりまとめ	・指定緊急避難場所の指定に係る優良事例等の調査を実施 ・総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループの最終報告を踏まえた対策を推進	・総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループの最終報告を踏まえた対策を推進	
火山災害対策の推進【内閣府】	・「火山防災対策推進ワーキンググループ」の最終報告の内容を踏まえた各種対策の推進 ・活動火山対策特別措置法を改正し、「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」の策定	・引き続き、「火山防災対策推進ワーキンググループ」の最終報告、平成27年に改正された活火山法の内容を踏まえた各種対策を推進 ・各火山ごとの個別の課題について検討を行い、各火山地域の取組みを支援	・引き続き、「火山防災対策推進ワーキンググループ」の最終報告、平成27年に改正された活火山法の内容を踏まえた各種対策を推進 ・各火山ごとの個別の課題について検討を行い、各火山地域の取組みを支援	噴火時等の具体的に実践的な避難計画の策定率 13%(H25)→13%(H26)→70%[H30参考値]→100%[H32]	
Jアラートの整備、災害情報のリアルタイムでの提供、Jアラートの利活用等(1-6)					

<p>災害規模等の想定が不十分等による対策不足</p>	<p>大規模地震、深層崩壊、火山噴火等に備えた土砂災害対策【国土交通省】</p> <p>・活発化する火山活動に備えて、警戒避難のための監視・観測機器等の設置や緊急対応用資材の事前準備等を推進 ・深層崩壊に起因する大規模土砂災害について、被害想定手法を検討 ・火山地域における土砂災害のリスクの調査を実施 ・土石流等による災害から人命を守るため、砂防事業等を推進</p> <p>火山災害対策の推進【内閣府】</p> <p>・「火山防災対策推進ワーキンググループ」の最終報告の内容を踏まえた各種対策の推進 ・活動火山対策特別措置法を改正し、「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」の策定 ・大規模噴火時の対応策を検討</p> <p>森林等の自然生態系のもつ防災・減災機能の定量評価及びそれを踏まえた自然環境の保全・再生【環境省】</p> <p>・国土強靱化地域計画の策定・実施時に参考になる基礎情報を整理・提供 ・生態系を活用した防災・減災に関する考え方をとりまとめ</p> <p>荒廃地等における治山施設の整備(7-6)</p> <p>農村における想定被害情報の共有による避難計画の精度の向上(1-6)</p> <p>農業水利施設の耐震化【農林水産省】</p> <p>・耐震設計の基本的な考え方を整理した土地改良事業設計指針を策定 ・説明会等を実施し、土地改良事業設計指針を周知徹底</p> <p>ため池の耐震化等【農林水産省】</p> <p>・ため池の一点検を概ね完了 ・ため池の管理体制強化等に対する支援を行う制度を創設</p>	<p>土砂災害から保全される人家戸数 約109万戸(H25)→約110万戸(H26)→約114万戸【H30】 重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率 約48%(H25)→約49%(H26)→約54%【H32】 要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率 約37%(H26)→約41%【H32】</p> <p>周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落(H25)→56千集落(H27速報値)→58千集落【H30】</p> <p>決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ等ソフト対策を実施した割合 34%(H25)→46%(H27)→8割【H30参考値】→10割【H32】</p> <p>ダム等極めて重要な農業水利施設のレベル2地震動に対応した耐震設計・照査の実施割合 45%(H25)→66%(H27速報値)→約6割【H28】</p>
<p>・活発化する火山活動に備えて、警戒避難のための監視・観測機器等の設置や緊急対応用資材の事前準備等を推進 ・深層崩壊に起因する大規模土砂災害について、被害想定手法を検討 ・火山地域における土砂災害のリスクの高い渓流の抽出手法や評価手法を検討 ・土石流等による災害から人命を守るため、砂防事業等を推進</p> <p>・「火山防災対策推進ワーキンググループ」の最終報告、平成27年に改正された活火山法の内容を踏まえた各種対策を推進 ・大規模噴火時の対応策を検討 ・各火山ごとの個別の課題について検討を行い、各火山地域の取り組みを支援</p> <p>・生態系を活用した防災・減災の評価・実施方法に関する研究を推進 ・生態系を活用した防災・減災の実施に向けての普及啓発・必要事項を検討</p> <p>・耐震設計の基本的な考え方を整理した土地改良事業設計指針を策定 ・説明会等を実施し、土地改良事業設計指針を周知徹底</p> <p>・ため池の一点検を概ね完了 ・ため池の管理体制強化等に対する支援を行う制度を創設</p>	<p>・耐震設計・照査を含めた耐震化対策を引き続き実施 ・説明会等を実施し、土地改良事業設計指針を周知徹底</p> <p>・複数のため池を対象に決壊防止と併せて治水調節機能等の向上に資する整備等に対する制度を拡充 ・詳細調査、必要な豪雨対策、耐震化等の対策を実施</p>	

<p>施設の整備水準を上回る災害の発生</p>	<p>大規模地震、深層崩壊、火山噴火等に備えた土砂災害対策【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深層崩壊に起因する大規模土砂災害について、ハード・ソフトを組み合わせた対策のあり方を検討 ・土石流等による災害から人命を守るため、砂防事業等を推進 	<p>土砂災害から保全される人家戸数【再掲】 約109万戸(H25)→約110万戸(H26)→約114万戸(H30) 重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策費比率【再掲】 約48%(H25)→約49%(H26)→約54%[H32] 要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策費比率【再掲】 約37%(H26)→約41%[H32]</p>
	<p>荒廃地等における治山施設の整備(7-6)</p>	<p>周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数【再掲】 55千集落(H25)→56千集落(H27速報値)→58千集落[H30]</p>
	<p>農村における想定被害情報の共有による避難計画の精度の向上(1-6)</p>	<p>決壊すると多大な影響を与えるため池のうら、ハザードマップ等ソフト対策を実施した割合【再掲】 34%(H25)→46%(H27)→8割[H30参考値]→10割[H32]</p>
<p>救急・救急活動の遅れ 医療サービスの不足</p>	<p>自衛隊、警察等における体制強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等の推進(2-3) 消防団員の確保、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の応急対応力の強化(2-3)</p>	

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

事態が発生する要因	事態を回避するための取組施策	2015年度(成果)	2016年度	2017年度以降	重要業績指標
<p>災害情報の絶対量及び精度の不足</p>	<p>気象庁の津波予報等への貢献を目的とした地震・津波・火山観測網の強化【文部科学省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 観測網やレーダー等による観測、解析、研究、情報提供等を実施 火山について、観測研究体制の強化を図るとともに、観測技術を開発 地震・津波について、リアルタイム強揺動監視システムを構築し、海域の観測情報の提供に向けた研究を推進 気象分野について、局地的豪雨等の早期予測技術の高度化・検証を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害の経緯に向け、観測網やレーダー等による観測、解析、研究、情報提供等を実施し、研究の高度化、成果の普及を推進 		
	<p>南海トラフの地震・津波観測監視システムの構築、日本海溝海底地震津波観測網の整備【文部科学省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> リアルタイム地震・津波観測監視システムを構築及び観測を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発や緊急地震速報に有用な観測データを取得 関係省庁や自治体と連携し、防災・減災対策に貢献 		
	<p>地下水等総合観測施設の整備【経済産業省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2012-13年度に整備した2地点について、総合観測点としての特性を把握し、内海トラフ巨大地震想定震源域周辺の検知精度を向上 	<ul style="list-style-type: none"> 観測点の維持・関係機関へのリアルタイムデータの提供、「ゆっくり滑り観測データ」のカタログ化・前駆現象の把握・検出手法の開発 観測点未整備地域の解消法の検討 		
	<p>ITを活用した災害時の情報収集・提供【国土交通省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 統合災害情報システムを活用した災害対応の実施、インターフェイス等の改良 一般への情報公開を実施 ピックデータを活用した被災・浸水状況の把握等にかかる実証検討を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 統合災害情報システムの活用促進 登録情報の拡充、機能改良を実施 ピックデータを活用した被災・浸水状況の把握の試行的実施 	<ul style="list-style-type: none"> 統合災害情報システムを活用した関係省庁及び関係自治体と災害情報の共有 登録情報の拡充、機能改良を実施 ピックデータを活用した被災・浸水状況の把握の試行的実施 	
	<p>GPS波浪計の情報伝達の信頼性向上【国土交通省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> GPS波浪計を管理している地方整備局において、情報伝達訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 波浪計本体、陸上局、データ転送の3項目の訓練確認項目を達成 随時改善を行いつつ前年度の訓練成果を反映した情報伝達訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 波浪計確認項目の達成を踏まえ、特に必要な項目について重点的に情報伝達訓練を実施 	
	<p>安定的な位置情報インフラの提供のためのGNSS連続観測システムの推進【国土交通省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種の定常解析の新規開発の推進 新戦略を反映した定常解析システムを構築 	<ul style="list-style-type: none"> 測量・地図等の位置情報基礎を提供する重要な社会資本基礎である電子基準点について、故障・停止を未然に防ぎ、機器更新等その機能の維持を高度化し安定的な運用を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 測量・地図等の位置情報基礎を提供する重要な社会資本基礎である電子基準点について、故障・停止を未然に防ぎ、機器更新等その機能の維持を高度化し安定的な運用を実施 電子基準点の高精度化を実施 	

<p>情報伝達施設・設備の被災</p>	<p>災害対策としてのラジオ中継局の整備の推進【総務省】</p> <p>・災害対策として、補助金及び税制上の特別措置により全国で2局のラジオ中継局等の整備支援</p>	<p>・前年度の取組状況を踏まえ、災害対策に係る支援措置を実施</p>	<p>停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数(H27-3/補助事業)204台(H27)→約2,000台[H32]</p>
<p>情報伝達施設・設備の被災</p>	<p>災害時における官民連携した災害関連情報収集・提供のためのシステム整備(2-3)</p>	<p>災害時における警察活動確保のための警察情報通信基盤の堅牢化・高度化の推進及び機動警察通信隊の対処能力の更なる向上(4-1)</p>	<p>全国臨時警報システム(J-ALERT)自動起動装置の整備率93%(H25)→99%(H26)→100%(H27速報値)→100%[H27]</p>
<p>情報伝達施設・設備の被災</p>	<p>電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準への適合性を維持するための自己確認制度(4-1)</p>	<p>Jアラートの自動起動装置未整備市町村における整備を促進し、全市町村で自動伝達に移行</p> <p>・防災行政無線、登録制メール、コミュニケーション等、Jアラートと連携する情報伝達手段を多様化</p> <p>・情報伝達訓練を通じたJアラート機器等の点検</p>	<p>・防災行政無線、登録制メール、コミュニケーション等、Jアラートにより自動起動される情報伝達手段の多様化・多様化を推進</p> <p>・訓練の実施によるJアラート機器等の点検を実施</p>
<p>情報伝達施設・設備の被災</p>	<p>Jアラートの自動起動装置未整備市町村における整備を促進し、全市町村で自動伝達に移行</p> <p>・防災行政無線、登録制メール、コミュニケーション等、Jアラートと連携する情報伝達手段を多様化</p> <p>・情報伝達訓練を通じたJアラート機器等の点検</p>	<p>自治体における災害情報伝達手段の多様化を支援するため</p> <p>・アドバイザー派遣事業を継続的に実施</p> <p>・緊急防災・減災事業債などの財政措置を実施</p> <p>・防災行政無線(同報系)の戸別受信機の整備に対し、特別交付税による財政支援を実施</p>	<p>・アドバイザー派遣事業を継続的に実施</p> <p>・緊急防災・減災事業債などの財政措置を実施</p> <p>・防災行政無線(同報系)の戸別受信機の整備に対し、特別交付税による財政支援を実施</p>
<p>情報伝達施設・設備の被災</p>	<p>自治体から住民へより確実に災害情報を伝達できる情報通信基盤の整備【総務省】</p>	<p>地域単位での連絡会等により都道府県へのJアラート導入の働きかけを実施</p> <p>・情報内容の拡充や自治体職員等への入力支援等の実証を実施</p>	<p>・前年度までの取組状況を踏まえ、災害情報配信のレベルアップに向けた取組の実施</p>
<p>情報伝達施設・設備の被災</p>	<p>難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備の推進【総務省】</p>	<p>難聴対策として、全国で10局のラジオ中継局等の整備支援</p>	<p>AM放送局(報局)に係る難聴地域解消のための中継局整備率0%(H25)→40%(H27)→100%[H30]</p>

災害情報の必要な者
・機関への不到達

<p>災害情報等の一斉配信を含む多言語にも対応したデジタルサイネージの実現に向けた取組の推進 【総務省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等のデジタルサイネージへの一斉配信の実現に向け、デジタルサイネージの国内の標準仕様を策定 ・国際標準の策定化に向け、国際標準化団体においてWG設立について基本的合意 	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、交通系ICカードやスマートフォン等と共通クラウド基盤を活用し、言語等の個人の属性に応じた情報や災害情報等の提供などの多様なサービスの連携に向け、共通クラウド基盤の機能検証や交通系ICカードなどとのID連携の実証実験を実施 ・デジタルサイネージの国際標準化に向けて国際標準等において調整を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通系ICカードやスマートフォン等と共通クラウド基盤を活用したサービスの連携に関する事業分野の拡大を推進
<p>通信衛星の開発【文部科学省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術試験衛星Ⅳ型(ETS-Ⅳ)や超高速インターネット衛星(WINDS)を用いた実証実験等を通じ、技術課題等を検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術試験衛星Ⅳ型(ETS-Ⅳ)や超高速インターネット衛星(WINDS)を用いた実証実験等を通じた技術課題等を検証 ・総務省と連携し、次期技術試験衛星の開発に着手 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術試験衛星Ⅳ型(ETS-Ⅳ)や超高速インターネット衛星(WINDS)を用いた実証実験等を通じた技術課題等を検証 ・総務省と連携し、次期技術試験衛星の開発に着手
<p>準天頂衛星システムの開発・整備・運用【内閣府】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・準天頂衛星システム(4機体制)の確実な維持に向けた初号機後継機の概念検討を実施 ・防災・減災に向けた利活用について関係省庁と検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危機通報・安否確認システム等の利活用に向けた自治体等との連携を推進 ・災害・防災機関及び産学関係者と連携し、宇宙を活用した効率的な防災・減災手法の検討、実証を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・準天頂衛星システム(4機体制)を確立。平成30年度より運用を開始し、関連サービスを提供 ・平成29年度を目標に7機体制に向けた追徴3機に開発着手。平成35年度目途で7機体制での運用を開始
<p>土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進 【内閣府】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所等の表示について、地域ごとの差異解消や増加する外国人観光客対応の観点から、全国で統一した表示の整備を図るため、標準的な図記号の検討を行い、JIS化を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時期が迫っていることも踏まえ、国民の防災意識の向上と、JIS化した図記号の認知及び標準整備を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時期が迫っていることも踏まえ、国民の防災意識の向上と、JIS化した図記号の認知及び標準整備を推進
<p>一元的な災害情報提供【国土交通省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路災害情報共有プラットフォームの試行、試行上出てきた課題に対する機能改善を実施 ・災害情報提供に関する表示方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路災害情報共有プラットフォームの試行、試行上出てきた課題に対する機能改善を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路災害情報共有プラットフォームの試行、試行上出てきた課題に対する機能改善を実施
<p>駅ナカを含めた旅客への情報提供の着実な実施【国土交通省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者により各種情報提供ツールを充実するとともに、必要に応じ業務監査等による指導を実施 ・大雪の影響を踏まえた関係者会議を開催し、利用者の判断に資する情報提供実施について鉄道事業者に文書発出 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者により各種情報提供ツールを充実するとともに、必要に応じ業務監査等による指導を実施 ・利用者の判断に資する情報提供の在り方について鉄道事業者との議論を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者により各種情報提供ツールを充実 ・必要に応じ業務監査等による指導を実施 ・利用者の判断に資する情報提供の在り方について鉄道事業者との議論を実施

	<p>外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達【国土交通省】</p> <p>国内旅行者に対する情報提供体制の構築【国土交通省】</p> <p>船舶に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達【国土交通省】</p> <p>国管理河川におけるタイムラインの策定【国土交通省】</p> <p>大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化【国土交通省】</p> <p>地方公共団体の組織体制の強化・危機対応能力の向上【総務省・防衛省】</p> <p>農村における想定被害情報の共有による避難計画の精度の向上【農林水産省】</p> <p>大規模災害時における情報収集の高度化による初動の強化【国土交通省】</p> <p>津波・高潮ハザードマップ作成の推進(1-3)</p>	<p>・宿泊施設・観光施設における訪日外国人旅行者への対応マニュアルの周知</p> <p>・訪日外国人旅行者への情報提供アプリについて、気象特別情報の追加、多言語化を実施</p> <p>・外国人旅行者の安全確保のための手引を周知</p> <p>・危機管理時の組織マネジメントの周知を実施</p> <p>・災害発生予想時に、周辺地域の在泊船舶、沿岸地域の住民、海水浴客等に対し、船舶指導、拡声器等により周知</p> <p>・航行船舶に対しては航行警報等の発出により周知</p> <p>・避難勧告に着目したタイムラインの検証を行うため、全国109水系において、各河川で少なくとも1市町村と連携して策定を行い、試行的な導入を促進</p> <p>・地域ブロック広域訓練の実施を促進</p> <p>・出前講座・防災教育のコンテンツ作成等を推進し、教材作成を支援</p> <p>・地方公共団体の首長及び危機管理担当職員に対し、御嶽山噴火など直近の災害事例等を踏まえ、前年度より内容を充実強化した研修を実施</p> <p>・各種講習会等を通じ実践的な図上訓練を促進</p> <p>・地域住民を含めたため池の管理体制整備及びハザードマップ作成に対して支援</p>	<p>災害情報の受け手の正しい認識不足</p> <p>適切な避難に必要な施設・人員・能力の不足</p>	<p>・アプリの普及のため、ポスター、チラシにより外国人旅行者が多く訪れる地点での周知を実施</p> <p>・外国人旅行者が多く利用するアプリやウェブサイトの連携を強化</p> <p>・危機管理時の組織マネジメントについて旅行者に周知</p> <p>・災害発生予想時に、周辺地域の在泊船舶、沿岸地域の住民、海水浴客等に対し、船舶指導、拡声器等により周知</p> <p>・航行船舶に対しては航行警報等の発出により周知</p> <p>・決壊すれば甚大な被害が生ずる恐れがある河川の堤防沿いの市町村を対象に、出水期までに避難勧告に着目したタイムラインを策定</p> <p>・地域ブロック広域訓練の実施を促進</p> <p>・出前講座・防災教育のコンテンツ作成等を推進し、教材作成を支援</p> <p>・地方公共団体の首長及び危機管理担当職員を対象に、茨城県常総市の水害など直近の災害事例等を反映させながら、一定の標準化された内容の研修を実施</p> <p>・発災時に首長の状況判断や各部署に対する指示を的確に補佐しうる人材の確保・育成を支援する方策を検討</p> <p>・ハザードマップ作成等に対する支援制度を活用し、ハザードマップの作成及び防災訓練等を推進</p> <p>・自動車のプロープ情報等を活用して被害状況を把握するシステムを運用開始</p> <p>・平成27年度に運用を開始したシステムを運用・活用する中で生じた課題等について、必要に応じ要件変更等を検討</p>	<p>国管理河川におけるタイムラインの策定数 148市区町村(H26)→344市区町村(H27)→730市区町村(H32)</p>
--	---	---	---	--	---

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

事象が発生する要因	事象を回避するための取組施策	2015年度(成果)	2016年度	2017年度以降	重要業績指標
被災者の増大による相対的供給不足	住宅・建築物の耐震化等の推進(1-1) 大規模津波等に備えた対策等の推進(1-3) 大規模水害対策等の推進(1-4) 農業水利施設の耐震化等の推進(1-5) 食料等の安定供給対策等の推進(5-8) 電気整備・製油所の災害対応力強化等の推進(6-1) 農地等地域資源の質的向上等の推進(7-6)	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人日本物流団体連合会が作成した「BCP作成ガイドライン」を再周知し、業務継続計画の策定を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも業務継続計画の必要性、重要性を説明し、策定を促進 業務継続計画に基づいた訓練の実施状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 業務継続計画に基づいた訓練の実施状況を確認 	
物資供給源等の被災	貨物鉄道事業者のBCP策定の推進【国土交通省】 迅速な航路啓開のための体制の整備【国土交通省】	<ul style="list-style-type: none"> 水深の基準となる「最低水面」にGNSS技術を求めるための新たな管理体制の整備及びGNSS調査にかかる作業方針の策定及び調査実施箇所を選定 	<ul style="list-style-type: none"> GNSS調査にかかる作業方針の策定及び調査実施箇所の選定結果を踏まえ、海上輸送ルートへの確保のためのGNSS技術をを用いた調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> GNSS技術を用いた調査を実施 	
物資供給能力・体制の不足等	ICT等を活用した災害対策の構築【国土交通省、経済産業省】	<ul style="list-style-type: none"> CIM(Construction Information Modeling)試行的な実施や効果的な契約方式の検討 契約図書への取扱い方針を検討 実用性の高いロボット開発を促進 情報化施工の維持管理等における活用促進のため、基準等を整備 プラントフォーマムの運用を通じて機能を強化 広域のあった技術を検証・評価 新設分野における民間技術者資格登録制度を確立 モニタリング技術について、公募等を行った上で、現場における検証・評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> CIM(Construction Information Modeling)導入ガイドラインを策定し、実用性の高いロボットを直轄現場に試行的に導入 情報化施工技術の更なる普及を推進 プラントフォーマムの運用を通じて機能を強化 現場で検証・評価した技術について、インフラ管理者への効果的な周知を行い、優れた技術の普及を推進 民間技術者資格登録制度を検証・必要に応じて改善 モニタリング技術について、公募等を行った上で、現場における検証・評価を実施し、その結果を踏まえ、随時現場導入 	<ul style="list-style-type: none"> CIM(Construction Information Modeling)の先導的導入事業により順次導入 実用性の高いロボットを直轄現場に試行的に導入 情報化施工技術の更なる普及を推進 現場で検証・評価した技術について、インフラ管理者への効果的な周知を行い、優れた技術の普及を推進 民間技術者資格登録制度を検証・必要に応じて改善 モニタリング技術について、公募等を行った上で、現場における検証・評価を実施し、その結果を踏まえ、随時現場導入 	

	<p>自衛隊等の体制の強化等の推進(2-3)</p> <p>警察情報通信基盤の堅牢化・高度化等の推進(4-1)</p> <p>各石油精製・元売会社における系列BCP策定、評価、見直し等の推進(5-2)</p> <p>ガス工作物等に係る地震・津波対応力強化(5-2)</p>	<p>都市ガスを供給する低圧本支管の耐震化率(全国) 85%(H25)→86%(H26)→87%(H27)→80%[H30参考値]→90%[H37]</p> <p>災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハードソフト一体として構築されている港湾(重要港湾以上の割合) 31%(H26)→45%(H27)→80%[H32]</p> <p>上水道の基幹管線の耐震適合率 35%(H25)→36%(H26)→42%[H30参考値]→50%[H34]</p>	
供給ルートの途絶等	<p>港湾施設の耐震・耐液性能の強化の実施や関連する技術開発【国土交通省】</p>	<p>・臨海部防災拠点マニュアルについて港湾管理者等への説明会を実施</p> <p>・耐震強化岸壁の整備等のハード対策や港湾BCPの策定等のソフト対策を推進</p> <p>・港湾BCPの質的向上のため、港湾BCPに基づく訓練を実施し、必要に応じて港湾BCPを見直し</p>	
	<p>道路橋梁の耐震補強【国土交通省】</p>	<p>・既設橋梁の耐震補強を推進</p>	
	<p>道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強【国土交通省】</p>	<p>・引き続き、道路斜面の防災対策を推進</p>	
	<p>阪神淡路大震災と同程度の地震動に対する緊急輸送道路上の橋梁の耐震化【国土交通省】</p>	<p>・引き続き、阪神淡路大震災と同程度の地震動に対する緊急輸送道路上の橋梁の耐震化を推進</p>	
	<p>道路の雪寒対策の推進(雪崩防止柵等の防雪施設の整備、除雪作業、凍結防止剤散布、各機関による情報連絡、チェーン装着指導)【国土交通省】</p>	<p>・防雪施設の整備や早めの通行止めによる集中的・効果的な除雪作業や凍結防止剤散布を実施</p> <p>・改正災害対策基本法を踏まえ、道路管理者による放雪車両の移動等による緊急車両の通行を確保</p>	
	<p>道路の液状化対策【国土交通省】</p>	<p>・道路構造物の液状化対策を実施</p>	
	<p>災害に備えた関係機関と連携することを踏まえた道路啓開計画の策定【国土交通省】</p>	<p>・道路啓開計画の検討を行うとともに、地域防災計画の変更を支援</p>	
	<p>効果的な耐震化推進及び応急給水の円滑化のための水道事業の連携強化【厚生労働省】</p>	<p>・耐震化計画策定指針の改定版の公表や耐震性が低い老朽管の改修に関する支援制度の創設により、水道施設の耐震化を推進</p>	
	<p>耐震化計画策定指針を周知するとともに、耐震化が遅れている水道事業者等を個別に分折し、改善策を検討</p>	<p>・耐震化計画策定指針を周知するとともに、重要施設給水管線の耐震化に関する技術的課題等の対応策を検討</p>	<p>・耐震化計画策定指針を周知するとともに、計画のバイラルアップを図るとともに、地域防災計画変更を支援</p>

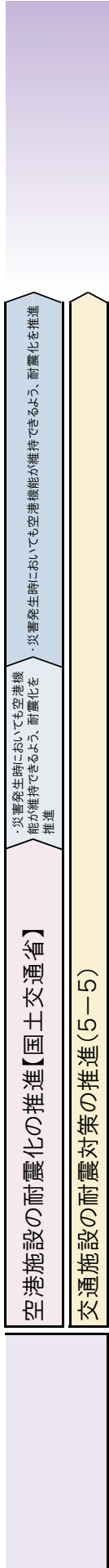
	効果的な航路啓開等に係る関係機関等の連携の強化等の推進(5-1)			
	交通基盤の耐震対策等の推進(5-5)			
	漁港施設の耐震化等(5-8)			
	多モード間の相互連携による支援物資輸送体制整備【国土交通省】	・中部ブロックで協議会を開催し、災害時における鉄道・内航海運・トラック等の多様な輸送手段の活用について検討を実施	・中国、四国、九州ブロックで協議会を開催し、災害時における鉄道、内航海運、トラック等の多様な輸送手段の活用について検討を実施	・協議会を設置していない地域で協議会を開催し、災害時における鉄道、内航海運、トラック等の多様な輸送手段の活用について検討を実施
	官民が連携した物資調達のための検討【内閣府、関係府省庁】	・災害時における物資調達・供給が円滑に行われるよう、関係機関との検討会において、役割、手順を検討するとともに、災害時に物資を調達・輸送する際に、クラウド化する等強化し、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、中央省庁が物資供給・輸送を担う団体、事業者からの情報の円滑な取得を推進	・システムを活用した訓練を通じ、災害時における物資の供給が円滑に行われるよう、物資調達・供給を担う関係機関の役割、手順について、システムを活用した訓練を通じて確認	多様な物流事業者からなる協議会等の設置地域率 0%(H25)→33%(H27)→100%[H29]
	支援物資物流に関する官民連携訓練及び研修の実施【国土交通省】	・首都直下地震の影響が想定される地域及び支援元の関西地域で、物流事業者、自治体、国等が参画した支援物資拠点の開設・運営に関する訓練等を実施	・南海トラフ巨大地震の影響が想定される地域で、物流事業者、自治体、国等が参画した、支援物資拠点の開設・運営や、支援物資輸送に関する訓練等を実施	広域的支援物資輸送訓練実施箇所率 33%(H25)→66%(H27)→100%[H29]
被災地情報(物資需要)の不足等	緊急物資輸送システムの構築【国土交通省】	・緊急物資輸送協定締結やインタンク保有情報を拡充 ・トラック事業者のBCP策定等を推進 ・セミナー等においてトラック事業者のBCP策定、エネルギーセキュリティを推進(ONG車両の普及)等	・災害対策基本法における指定公共機関の指定数の追加の必要性等を検討 ・トラック事業者のBCP策定を推進 ・エネルギーセキュリティを推進(ONG車両の普及)等	トラック事業者のBCP策定を推進 ・エネルギーセキュリティを推進(ONG車両の普及)等
	広域物資拠点としての民間物流施設の選定及び活用マニュアルの作成【国土交通省】	・協議会等経由で働きかけを行った結果、5県の地域防災計画に民間物資拠点を位置づけるよう働きかけ	・研修のマニュアルを活用した講義や協議会等経由で2道府県の地域防災計画に民間物資拠点を位置づけるよう働きかけ	・研修のマニュアルを活用した講義や協議会等経由で地域防災計画に民間物資拠点を位置づけるよう働きかけ
	支援物資の輸送・保管、物流専門家派遣に関する協力協定の締結促進【国土交通省】	・協議会等を通して関係事業者団体、自治体に働きかけを行い、新たに10件の協力協定が締結	・更なる協力協定の締結に向けて、協議会等を通じて関係事業者団体、自治体に働きかけ	

	<p>応急食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進【農林水産省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府主催の物資供給の仕組み検証訓練等の実施を通じて、応急食料の調達スキームを検証するとともに、調達に必要な関係連絡先の更新、チェック等を実施 ・「南海トラフ地震発生時の応急食料供給計画」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府主催の物資供給の仕組み検証訓練等の実施を通じて、応急食料の調達スキームを検証するとともに、調達に必要な関係連絡先の更新、チェック等を実施 ・「南海トラフ地震発生時の応急食料供給計画」を策定 	<p>応急食料の充足率 100%(H25)→100%(H27速報値)→100%【毎年 度】</p>
<p>上記要因が完全に回避できず、被災地への物資供給が停止する状況</p>	<p>一元的な災害情報の提供等の推進(1-6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料備蓄の調査結果等を動員し、補助対象の自治体や地方公共団体等への自衛的備蓄の必要性の周知を行うとともに、支援を実施 ・燃料備蓄の調査結果等を動員し、補助対象の自治体や地方公共団体等への自衛的備蓄の必要性の周知を行うとともに、支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設・避難所への燃料備蓄の整備を推進するとともに、燃料備蓄の実態を踏まえ、事業の実施方法を見直し 	<p>社会的な重要施設等における燃料タンクの導入目標達成率 31%(H25)→65%(H27)→100%【H30】</p>
	<p>災害時等に備えた需要家の燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進【経済産業省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設・避難所における燃料備蓄の実態調査を実施 ・避難所や病院等の社会的な重要インフラへの燃料備蓄を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に対する支援やモデル事業による先進事例の収集、学校関係者や有識者による講演等を行うセミナーを開催 	
	<p>学校施設等の避難所としての防災機能の強化【文部科学省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に対する支援やモデル事業による先進事例の収集、学校関係者や有識者による講演等を行うセミナーを開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に対する支援やモデル事業による先進事例の収集、学校関係者や有識者による講演等を行うセミナーを開催、防災機能強化に関する普及啓発など、学校設置者の取組を継続的に支援 	
	<p>民間物資拠点への非常用電源・非常用通信設備の導入促進【国土交通省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会において広域物資拠点として選定された民間物資施設に対して、非常用電源設備、非常用通信設備等の導入支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間物資施設に対する非常用電源設備、非常用通信設備等の導入促進のあり方を検討 ・民間物資施設に対する非常用電源設備、非常用通信設備等の導入促進 	

大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-3)自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

事態が発生する要因	事態を回避するための取組施策	2015年度(成果)	2016年度	2017年度以降	重要業績指標
被害者の増大による救助・救急要員の不足	自衛隊、警察、消防、海保、TEC-FORCE、DMA T等の体制の強化、装備資機材の整備、訓練の実施による対応能力の向上等【警察庁、総務省、厚生労働省、国土交通省、防衛省】	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊、警察、消防、海保、TEC-FORCE、DMA T等の体制の強化、装備資機材の整備、訓練の実施による対応能力の向上等を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊、警察、消防、海保、TEC-FORCE、DMA T等の体制の強化、装備資機材の整備、訓練の実施による対応能力の向上等を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急消防援助隊の増強 4,694隊(H25)→5,301隊(H27)→6,000隊[H30] 災害整備訓練施設の設置 0%(H25)→63%(H27)→100%[H30] 災害対応能力の向上に資する装備品の整備率 0%(H25)→80%(H27)→100%[H30] TEC-FORCEと連携した訓練を実施した都道府県数 17都道府県(H26)→47都道府県[H32] 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急消防援助隊の増強 4,694隊(H25)→5,301隊(H27)→6,000隊[H30] 災害整備訓練施設の設置 0%(H25)→63%(H27)→100%[H30] 災害対応能力の向上に資する装備品の整備率 0%(H25)→80%(H27)→100%[H30] TEC-FORCEと連携した訓練を実施した都道府県数 17都道府県(H26)→47都道府県[H32]
自衛隊、警察、消防等の施設への耐震化の強化等【警察庁、総務省、国土交通省、防衛省、関係省庁】	自衛隊、警察、消防等の施設の耐震化の強化等【警察庁、総務省、国土交通省、防衛省、関係省庁】	<ul style="list-style-type: none"> 地域において活動拠点となる、自衛隊、警察、消防等の施設の耐震化の強化等を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域において活動拠点となる、自衛隊、警察、消防等の施設の耐震化の強化等を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域において活動拠点となる、自衛隊、警察、消防等の施設の耐震化の強化等を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県警察本部及び警察署の耐震化率 85%(H25)→87%(H26)→95%[H30] 消防庁舎の耐震化率 84%(H25)→86%(H26)→100%[H28]
通信等の途絶による救助・救急活動等の困難	消防救急無線のデジタル化【総務省】	<ul style="list-style-type: none"> 無線の混線、輻輳等が生じないよう、消防救急無線のデジタル化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 消防救急無線のデジタル化を着実に推進 	<ul style="list-style-type: none"> 消防救急デジタル無線の整備率 31%(H25)→100%(H27)→100%[H28] 	
円滑な連携がなされないことによる救助・救急活動等の困難	警察情報基盤の耐災害性の向上や訓練の実施(4-1) 海上保安庁における情報通信システム基盤の耐災害性の向上(4-1) 防衛情報通信基盤の強化や、訓練等を通じた関係機関との連携強化(4-1)	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁の災害対応業務の標準化に関する検討を踏まえ、国、地方公共団体、指定公共機関等が迅速かつ効果的に連携するよう防災基本計画を修正したほか、合同訓練を実施し、東日本大震災における米軍のトモダチ作戦等の経験を踏まえ、関係省庁及び在日米軍が参加した自衛隊統合防災演習を実施するとともに、災害発生時における在日米軍との連携のための調整要領案について調整を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁による検討を進めるとともに、必要に応じて合同訓練を実施 東日本大震災における米軍のトモダチ作戦等の経験を踏まえ、災害発生時における在日米軍との連携のための調整要領案について調整を推進するとともに、必要に応じて合同訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁による検討を進めるとともに、必要に応じて合同訓練を実施 東日本大震災における米軍のトモダチ作戦等の経験を踏まえ、災害発生時における在日米軍との連携のための調整要領案について調整を推進するとともに、必要に応じて合同訓練を実施 	
道路、港湾、空港の被災等による救助・救急活動等の困難	災害時における官民連携した災害関連情報収集・提供のためのシステム整備【警察庁】	<ul style="list-style-type: none"> 信号機電源付加装置の整備を推進 フローブ情報の活用による災害時の交通情報サービス環境整備に向けた施策を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 信号機電源付加装置の整備を推進 フローブ情報を災害時に効果的に活用するための取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 信号機電源付加装置の整備を推進 フローブ情報を災害時に効果的に活用するための取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数(H27-32補助事業) 204台(H27)→約2,000台[H32]



空港施設の耐震化の推進【国土交通省】

・災害発生時においても空港機能が維持できるよう、耐震化を推進

・災害発生時においても空港機能が維持できるよう、耐震化を推進

交通施設の耐震対策の推進(5-5)

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-3)首都圏での中央官庁機能の機能不全

事態を回避するための取組施策		2015年度(成果)	2016年度	2017年度以降	重要業績指標
庁舎の損壊	首都直下地震発生時の業務継続を目的とした庁舎の耐震安全化等【各府省庁】	庁舎の耐震安全化等について、必要な取組を実施して、必要な取組を実施	引き続き、庁舎の耐震安全化等について、必要な取組を実施		
	水害に強い地域づくり、大規模水害の未然の防止等(1-4)				
電気・通信設備等の被災	首都直下地震発生時の業務継続を目的とした電力及び通信・情報システムの確保【内閣府・各府省庁】	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府は、各府省庁における通信・情報システムの確保及び燃料の備蓄等を促すとともに、電気通信事業者との協力を体制の充実方策の検討を実施 各府省庁は、「情報システム運用継続計画」を策定し、非常時優先業務及び管理事務に係る情報システムについて、バックアップシステムの運営やかな確保に必要な取組を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府は、引き続き、各府省庁における通信・情報システムの確保及び燃料の備蓄等を促すとともに、電気通信事業者との協力を体制の充実方策の検討を実施 各府省庁は、引き続き、「情報システム運用継続計画」を策定し、非常時優先業務及び管理事務に係る情報システムについて、バックアップシステムの運営やかな確保に必要な取組を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、中央省庁の庁舎等について、自家発電設備の燃料槽の増設等を実施 	
	首都直下地震時の政府中枢機能確保に必要な電力の確保【国土交通省】	中央合同庁舎第8号館の自家発電設備の燃料槽を増設(中央合同庁舎第2号館及び第3号館については、2015～2016年度に実施)			
	中央防災無線線の整備【内閣府】	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型通信衛星装置を8機間に整備したほか、直流電源装置16台の更新整備及び通信ネットワーク状態計測システムのパックアップ整備を実施 2014年度に指定受けた指定公共機関4機関について中央防災無線網設備を整備するほか、多重無線通信装置1区間の更新整備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 多重無線通信設備、自動電話交換機を更新 指定公共機関の追加指定に伴う中央防災無線網設備を整備(3機関) 	<ul style="list-style-type: none"> 指定公共機関の可搬型衛星通信装置を整備 指定公共機関の追加指定に伴う中央防災無線網設備を整備 	
	自動車の取引、車検等の根幹となる情報インフラの災害時対応力の強化【国土交通省】	<ul style="list-style-type: none"> 2014年度に実施した調査の結果を踏まえ、次期システムの更新に向けたバックアップセンターの調達に着手 2014年度に実施した災害発生時対応訓練における運用手順等を踏まえた訓練を継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 2015年度に実施したバックアップセンターを含む次期システムの設計、開発の調達に基づき、システムを構築し、2017年1月に運用を開始するとともに、災害発生時対応訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに運用を開始したシステムにおける、災害発生時対応訓練を実施 	
警察情報通信基盤の堅牢化・高度化(4-1)					

<p>災害時に最低限必要な人員の参集不能</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="145 1227 320 1816"> <p>各府省庁の業務継続計画の評価 【内閣府・各府省庁】</p> </td> <td data-bbox="145 1003 320 1227"> <p>・内閣府は、2014年度に作成した評価の項目及び手法に基づき、各府省庁の業務継続計画の実効性について、有識者等による評価を実施 ・各府省庁は、各府省庁の業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、見直しを実施</p> </td> <td data-bbox="145 779 320 1003"> <p>・内閣府は、必要に応じて、各府省庁の業務継続計画について有識者による評価を実施 ・各府省庁は、引き続き、各府省庁の業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、見直しを実施</p> </td> <td data-bbox="145 551 320 779"> <p>・前年度の評価結果を踏まえ、検討</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1227 544 1816"> <p>業務継続計画検証訓練の実施【各府省庁】</p> </td> <td data-bbox="320 1003 544 1227"> <p>・平成27年度総合防災訓練大綱に基づき、首都直下地震を想定した職員のみならず、非常参集訓練、災害対策本部の設置、運営等訓練を実施</p> </td> <td data-bbox="320 779 544 1003"> <p>・引き続き、首都直下地震を想定した職員のみならず、非常参集訓練、災害対策本部の設置、運営等訓練を実施</p> </td> <td data-bbox="320 551 544 779"> <p>・引き続き、業務継続計画検証訓練を実施</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1227 699 1816"> <p>代替拠点への移転に伴う緊急的な執務場所等の検討【内閣府】</p> </td> <td data-bbox="544 1003 699 1227"> <p>・震が関東地区におけるライフライン業者との協力体制の充実に係る調査を実施</p> </td> <td data-bbox="544 779 699 1003"> <p>・ライフライン等に関する課題について、更なる調査を必要に応じて実施</p> </td> <td data-bbox="544 551 699 779"> <p>・引き続き、課題に関する調査について、必要に応じて実施</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 1227 847 1816"> <p>首都直下地震発生時の業務継続を目的とした代替庁舎の確保【各府省庁】</p> </td> <td data-bbox="699 1003 847 1227"> <p>・代替庁舎における執行体制、執務環境等の確保のための必要な取組を実施 ・特に、代替庁舎における通信・情報システムの整備については、速やかに検討を行うための必要な取組を実施</p> </td> <td data-bbox="699 779 847 1003"> <p>・引き続き、代替庁舎における執行体制、執務環境等の確保のための必要な取組を実施 ・特に、代替庁舎における通信・情報システムの整備については、速やかに検討を行うための必要な取組を実施</p> </td> <td data-bbox="699 551 847 779"> <p>・引き続き、課題に関する調査について、必要に応じて実施</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 1227 970 1816"> <p>現地災害対策本部設置のための施設の改修【内閣府】</p> </td> <td data-bbox="847 1003 970 1227"> <p>・札幌第1合同庁舎、仙台第1地方合同庁舎（増築棟）及び熊本地方合同庁舎B棟の改修に係る設計を実施 ・名古屋合同庁舎第2号館の改修工事を実施</p> </td> <td data-bbox="847 779 970 1003"> <p>・熊本地方合同庁舎B棟の改修工事を実施</p> </td> <td data-bbox="847 551 970 779"> <p>・現地对策本部設置のための施設の改修工事等を実施</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="970 1227 1070 1816"> <p>立川・有明の丘・東扇島・堺2区施設の適切な維持管理の実施【内閣府・国土交通省】</p> </td> <td data-bbox="970 1003 1070 1227"> <p>・災害対策本部予備施設（立川）の改修・維持管理及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘・東扇島）の維持管理を実施</p> </td> <td data-bbox="970 779 1070 1003"> <p>・災害対策本部予備施設（立川）の改修・維持管理及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘・東扇島）の維持管理を実施</p> </td> <td data-bbox="970 551 1070 779"> <p>・災害対策本部予備施設（立川）の改修・維持管理及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘・東扇島）の維持管理を実施</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1227 1129 1816"> <p>地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転【内閣官房・関係府省庁】</p> </td> <td data-bbox="1070 1003 1129 1227"> <p>・まちひとしごと創生本部で政府関係機関移転基本方針を決定</p> </td> <td data-bbox="1070 779 1129 1003"> <p>・政府関係機関移転基本方針に沿って取組を進め、適切にフォローアップを実施</p> </td> <td data-bbox="1070 551 1129 779"> <p>・政府関係機関移転基本方針に沿って取組を進め、適切にフォローアップを実施</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1129 1227 1177 1816"> <p>道路啓開計画の策定(2-1)</p> </td> <td colspan="3" data-bbox="1129 551 1177 1816"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1177 1227 1230 1816"> <p>道路橋梁の耐震化(2-1) 等</p> </td> <td colspan="3" data-bbox="1177 551 1230 1816"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1230 1227 1353 1816"> <p>首都直下地震発生時の業務継続を目的とした物資の備蓄【各府省庁】</p> </td> <td data-bbox="1230 1003 1353 1227"> <p>・必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないよう、そのほか、有識者等による評価を実施 ・各府省庁は、各府省庁の業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、見直しを実施</p> </td> <td data-bbox="1230 779 1353 1003"> <p>・必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないよう、そのほか、有識者等による評価を実施 ・各府省庁は、各府省庁の業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、見直しを実施</p> </td> <td data-bbox="1230 551 1353 779"> <p>・必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないよう、そのほか、有識者等による評価を実施 ・各府省庁は、各府省庁の業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、見直しを実施</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 1227 1402 1816"> <p>エネルギーに関する被災地以外からのバックアップ体制強化(5-2) 等</p> </td> <td colspan="3" data-bbox="1353 551 1402 1816"></td> </tr> </table>	<p>各府省庁の業務継続計画の評価 【内閣府・各府省庁】</p>	<p>・内閣府は、2014年度に作成した評価の項目及び手法に基づき、各府省庁の業務継続計画の実効性について、有識者等による評価を実施 ・各府省庁は、各府省庁の業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、見直しを実施</p>	<p>・内閣府は、必要に応じて、各府省庁の業務継続計画について有識者による評価を実施 ・各府省庁は、引き続き、各府省庁の業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、見直しを実施</p>	<p>・前年度の評価結果を踏まえ、検討</p>	<p>業務継続計画検証訓練の実施【各府省庁】</p>	<p>・平成27年度総合防災訓練大綱に基づき、首都直下地震を想定した職員のみならず、非常参集訓練、災害対策本部の設置、運営等訓練を実施</p>	<p>・引き続き、首都直下地震を想定した職員のみならず、非常参集訓練、災害対策本部の設置、運営等訓練を実施</p>	<p>・引き続き、業務継続計画検証訓練を実施</p>	<p>代替拠点への移転に伴う緊急的な執務場所等の検討【内閣府】</p>	<p>・震が関東地区におけるライフライン業者との協力体制の充実に係る調査を実施</p>	<p>・ライフライン等に関する課題について、更なる調査を必要に応じて実施</p>	<p>・引き続き、課題に関する調査について、必要に応じて実施</p>	<p>首都直下地震発生時の業務継続を目的とした代替庁舎の確保【各府省庁】</p>	<p>・代替庁舎における執行体制、執務環境等の確保のための必要な取組を実施 ・特に、代替庁舎における通信・情報システムの整備については、速やかに検討を行うための必要な取組を実施</p>	<p>・引き続き、代替庁舎における執行体制、執務環境等の確保のための必要な取組を実施 ・特に、代替庁舎における通信・情報システムの整備については、速やかに検討を行うための必要な取組を実施</p>	<p>・引き続き、課題に関する調査について、必要に応じて実施</p>	<p>現地災害対策本部設置のための施設の改修【内閣府】</p>	<p>・札幌第1合同庁舎、仙台第1地方合同庁舎（増築棟）及び熊本地方合同庁舎B棟の改修に係る設計を実施 ・名古屋合同庁舎第2号館の改修工事を実施</p>	<p>・熊本地方合同庁舎B棟の改修工事を実施</p>	<p>・現地对策本部設置のための施設の改修工事等を実施</p>	<p>立川・有明の丘・東扇島・堺2区施設の適切な維持管理の実施【内閣府・国土交通省】</p>	<p>・災害対策本部予備施設（立川）の改修・維持管理及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘・東扇島）の維持管理を実施</p>	<p>・災害対策本部予備施設（立川）の改修・維持管理及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘・東扇島）の維持管理を実施</p>	<p>・災害対策本部予備施設（立川）の改修・維持管理及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘・東扇島）の維持管理を実施</p>	<p>地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転【内閣官房・関係府省庁】</p>	<p>・まちひとしごと創生本部で政府関係機関移転基本方針を決定</p>	<p>・政府関係機関移転基本方針に沿って取組を進め、適切にフォローアップを実施</p>	<p>・政府関係機関移転基本方針に沿って取組を進め、適切にフォローアップを実施</p>	<p>道路啓開計画の策定(2-1)</p>				<p>道路橋梁の耐震化(2-1) 等</p>				<p>首都直下地震発生時の業務継続を目的とした物資の備蓄【各府省庁】</p>	<p>・必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないよう、そのほか、有識者等による評価を実施 ・各府省庁は、各府省庁の業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、見直しを実施</p>	<p>・必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないよう、そのほか、有識者等による評価を実施 ・各府省庁は、各府省庁の業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、見直しを実施</p>	<p>・必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないよう、そのほか、有識者等による評価を実施 ・各府省庁は、各府省庁の業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、見直しを実施</p>	<p>エネルギーに関する被災地以外からのバックアップ体制強化(5-2) 等</p>			
<p>各府省庁の業務継続計画の評価 【内閣府・各府省庁】</p>	<p>・内閣府は、2014年度に作成した評価の項目及び手法に基づき、各府省庁の業務継続計画の実効性について、有識者等による評価を実施 ・各府省庁は、各府省庁の業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、見直しを実施</p>	<p>・内閣府は、必要に応じて、各府省庁の業務継続計画について有識者による評価を実施 ・各府省庁は、引き続き、各府省庁の業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、見直しを実施</p>	<p>・前年度の評価結果を踏まえ、検討</p>																																										
<p>業務継続計画検証訓練の実施【各府省庁】</p>	<p>・平成27年度総合防災訓練大綱に基づき、首都直下地震を想定した職員のみならず、非常参集訓練、災害対策本部の設置、運営等訓練を実施</p>	<p>・引き続き、首都直下地震を想定した職員のみならず、非常参集訓練、災害対策本部の設置、運営等訓練を実施</p>	<p>・引き続き、業務継続計画検証訓練を実施</p>																																										
<p>代替拠点への移転に伴う緊急的な執務場所等の検討【内閣府】</p>	<p>・震が関東地区におけるライフライン業者との協力体制の充実に係る調査を実施</p>	<p>・ライフライン等に関する課題について、更なる調査を必要に応じて実施</p>	<p>・引き続き、課題に関する調査について、必要に応じて実施</p>																																										
<p>首都直下地震発生時の業務継続を目的とした代替庁舎の確保【各府省庁】</p>	<p>・代替庁舎における執行体制、執務環境等の確保のための必要な取組を実施 ・特に、代替庁舎における通信・情報システムの整備については、速やかに検討を行うための必要な取組を実施</p>	<p>・引き続き、代替庁舎における執行体制、執務環境等の確保のための必要な取組を実施 ・特に、代替庁舎における通信・情報システムの整備については、速やかに検討を行うための必要な取組を実施</p>	<p>・引き続き、課題に関する調査について、必要に応じて実施</p>																																										
<p>現地災害対策本部設置のための施設の改修【内閣府】</p>	<p>・札幌第1合同庁舎、仙台第1地方合同庁舎（増築棟）及び熊本地方合同庁舎B棟の改修に係る設計を実施 ・名古屋合同庁舎第2号館の改修工事を実施</p>	<p>・熊本地方合同庁舎B棟の改修工事を実施</p>	<p>・現地对策本部設置のための施設の改修工事等を実施</p>																																										
<p>立川・有明の丘・東扇島・堺2区施設の適切な維持管理の実施【内閣府・国土交通省】</p>	<p>・災害対策本部予備施設（立川）の改修・維持管理及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘・東扇島）の維持管理を実施</p>	<p>・災害対策本部予備施設（立川）の改修・維持管理及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘・東扇島）の維持管理を実施</p>	<p>・災害対策本部予備施設（立川）の改修・維持管理及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘・東扇島）の維持管理を実施</p>																																										
<p>地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転【内閣官房・関係府省庁】</p>	<p>・まちひとしごと創生本部で政府関係機関移転基本方針を決定</p>	<p>・政府関係機関移転基本方針に沿って取組を進め、適切にフォローアップを実施</p>	<p>・政府関係機関移転基本方針に沿って取組を進め、適切にフォローアップを実施</p>																																										
<p>道路啓開計画の策定(2-1)</p>																																													
<p>道路橋梁の耐震化(2-1) 等</p>																																													
<p>首都直下地震発生時の業務継続を目的とした物資の備蓄【各府省庁】</p>	<p>・必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないよう、そのほか、有識者等による評価を実施 ・各府省庁は、各府省庁の業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、見直しを実施</p>	<p>・必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないよう、そのほか、有識者等による評価を実施 ・各府省庁は、各府省庁の業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、見直しを実施</p>	<p>・必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないよう、そのほか、有識者等による評価を実施 ・各府省庁は、各府省庁の業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、見直しを実施</p>																																										
<p>エネルギーに関する被災地以外からのバックアップ体制強化(5-2) 等</p>																																													
<p>物資の供給不足等により中期的な業務継続の不能</p>	<p>必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないよう、そのほか、有識者等による評価を実施 ・各府省庁は、各府省庁の業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、見直しを実施</p>																																												

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

事態が発生する要因	事態を回避するための取組施策	2015年度(成果)	2016年度	2017年度以降	重要業績指標
電力供給の途絶	中央省庁の情報通信システムに対する脆弱性評価【各府省庁】	<ul style="list-style-type: none"> 霞ヶ関エリアの中央省庁6機関において、電気通信事業者の協力の下に情報通信システム脆弱性評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 2015年度までに脆弱性評価を実施していない各府省庁において、電気通信事業者の協力の下に脆弱性評価を実施 		
	金融庁等における自家発電機の設置及び定期的なメンテナンスの実施並びに金融庁における電力・燃料の優先供給等の災害対応力の強化【金融庁】	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁等における自家発電機の設置、定期的なメンテナンスを実施 総合防災訓練大綱に定められた政府図上訓練の中で、燃料供給等の災害対応力強化に係る訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁等における自家発電機の設置、定期的なメンテナンスを実施 政府図上訓練に参加し、関係府省庁との連携を確認 		
	無電柱化の推進(1-1)				
	電気設備の大規模自然災害等対応力強化及び復旧迅速化の検討(6-1)				
災害時等に備えた需要家の燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進(2-1)					
電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準への適合性を維持するための自己確認制度【総務省】	電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準への適合性を維持するための自己確認制度【総務省】	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信ネットワーク安全、信頼性基準(告示)等について、回線非設置事業者が参照すべき基準を制定する等、ネットワークの安全・信頼性を向上させるための改正を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業用電気通信設備規則の見直しを必要に応じて実施 電気通信事業者における自己確認を実施 		事業用電気通信設備規則(総務省令)の適合率 100%(H25)→100%(H27)→100%(H30)
	災害時における警察活動確保のための警察情報通信基盤の堅牢化・高度化の推進及び機動警察通信隊の対処能力の更なる向上【警察庁】	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した無線中継所の建て替えを推進 無線中継所リンク回線の高度化を推進 政府緊急災害対策本部との通信を強化 南海トラフ巨大地震、首都直下地震等、大規模災害発生を想定し、災害現場に即した環境での実証的な無線通信を確保、映像伝送等の各種訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 無線中継所リンク回線の高度化を推進 警察移動通信システムの高高度化を推進 災害現場を想定した継続的な各種訓練の実施するとともに、計画の見直し等を実施 		無線中継所リンク回線の高度化の達成率 54%(H25)→64%(H27)→100%(H30)
	防衛情報通信基盤の強化【防衛省】	<ul style="list-style-type: none"> 計画区間におけるマイクロ回線の大容量化、通信衛星の老朽化に伴う更新等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、計画区間におけるマイクロ回線の大容量化、通信衛星の老朽化の老朽換装等を実施 		

通信設備の被災

<p>関係機関との通信連携要領の確立【防衛省】</p>	<p>・消防庁との通信訓練を実施し、新製防災無線機を使用しお互いの位置や画像等の共有を行う等、被災現場で連携して救助活動等を行うための要領を確認</p>	<p>・引き続き、関係機関との連携訓練を推進</p>
<p>通信能力の向上【防衛省】</p>	<p>・野外通信システム及び自衛隊航空機と海上保安庁航空機との近距離通信用無線機を整備</p>	<p>・引き続き、野外通信システム及び自衛隊航空機と海上保安庁航空機との近距離通信用無線機を整備</p>
<p>海上保安庁における情報通信システム基盤の耐災害性の向上【国土交通省】</p>	<p>・デジタル無線機が未整備の航空機に対する整備を推進 ・老朽通信施設の代替更新等による情報通信システムの対災害性を向上</p>	<p>・老朽通信施設の代替更新等による情報通信システムの耐災害性の向上を推進</p>
<p>防災情報の収集機能強化【内閣府】</p>	<p>・SNSを活用した情報発信・収集を24時間体制で行うための支援体制を確保</p>	<p>・SNSを活用した情報発信・情報収集について、一部自動化による効率化を実施</p>
<p>総合防災情報システムの整備【内閣府】</p>	<p>・総合防災情報システムを安定的に運用・保守を行いながら、他省庁の保有システムとの連携を強化 ・次期システムの構築に向けた検討</p>	<p>・2017年度以降、次期システムを開発・運用</p>
<p>庁舎、活動拠点の高台移転、非常時における行政機関間の通信手段の多重化・高度化等による地方公共団体等の業務継続体制の強化【総務省】</p>	<p>・現在のバックアップサイト更新に向け、運用コスト等の運用の在り方に係る検討を実施</p>	<p>・現在のバックアップサイト更新時期に必要な全てのバックアップシステムを構築できるよう、整備方針に係る検討を実施</p>
<p>通信指令施設の更新整備(2-3)</p>		
<p>中央防災無線網の整備(3-3)</p>		
<p>拠点機能形成車両等の緊急消防援助隊の車両整備、ヘリ・ヘリサット等の整備等による緊急消防援助隊の対応力の強化(2-3)</p>		
<p>高機能消防指令センターや耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備・耐震化等による地域における防災基盤等の整備(2-3)</p>		
<p>TEC-FORCE等の派遣、特定緊急水防活動等の発災時の対応と人員・資機材等の整備等(2-3)</p>		
<p>通信衛星の開発(1-6)</p>		

デジタル無線機の整備進捗率
94%(H25)→88%(H26)→100%(H27)→100%
[H27]

大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

事象が発生する要因	事態を回避するための取組施策	2015年度(成果)	2016年度	2017年度以降	重要業績指標
工場・事業所等の被災	高圧ガス保安法に基づく耐震基準の設定【経済産業省】	・現行耐震基準の見直しの有無に必要なら措置計画に対する高圧ガス設備の余裕度について、網目モデル振動実験や実機簡易モデルを構築して解析等を実施	・基礎を含めた場合の余裕度の解析を行い、それを含めた余裕度を検討し、現行耐震基準の見直しの有無及び改正内容の検討を実施	・必要に応じ、現行耐震基準の改正を実施	
	火災予防・危険物事故防止対策等の推進(1-1) 等				
	建築物の耐震化の促進(1-2) 等				
	大規模水害の未然防止等(1-4)				
	水害に強い地域づくり(河川、下水道)(1-4)				
物流・ルート等の寸断	洪水、内水ハザードマップの作成支援等減災対策(1-4) 等				
	エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化(6-1)				
	災害に強い民間物流施設の整備促進【国土交通省】	・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の柱目を活用した災害に強い民間物流施設を広域的な物資拠点として選定	・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の柱目を活用した災害に強い民間物流施設を広域的な物資拠点としての選定に向け、引き続き働きかけを実施	・南海トラフ巨大地震や首都直下地震の具体計画等の改訂、進捗状況を見つつ、目標値の設定や指標のあり方について今後検討を実施	特定流通業務施設における広域的な物資拠点の選定率 28%(H25)→68%(H27)→100%(H28)
	三大湾における一元的な海上交通管制の構築【国土交通省】	・レーダーなどの関連施設の整備等を推進	・引き続き、レーダーなどの関連施設の整備等を推進 ・通報の一本化や災害発生時等における移動命令等に依る法改正を含めた制度の整備を検討	・引き続き、レーダーなどの関連施設の整備等を推進 ・引き続き、レーダーなどの関連施設の整備等を推進	
	航路標識の防災対策(耐震補強、耐波浪補強、自立型電源化)【国土交通省】	・海上輸送の物流機能を寸断させない観点から、船舶航行の指標となる航路標識の防災対策を推進	・引き続き、海上輸送の物流機能を寸断させない観点から、船舶航行の指標となる航路標識の防災対策を推進	・引き続き、海上輸送の物流機能を寸断させない観点から、船舶航行の指標となる航路標識の防災対策を推進	
災害時における海上輸送ネットワークの確保のため、利用可能船舶の把握、船舶の利用に係る関係者との体制構築等を推進【国土交通省】	・船舶活用ニーズと活用可能な船舶の迅速なマッチングを可能とするシステムについて防災訓練等で活用し、運用上の課題を検証 ・地方自治体の防災計画等において更なる船舶の活用を進めるため、船舶を活用した緊急物資輸送のモデルとなるマニュアルの充実に向け、高知港を対象にコンテナ船による物資輸送等の検討を実施	・民間船舶マッチングシステムの高いものへド性能を向上 ・地方自治体が実施する防災訓練で、システムを活用するともに、地方自治体の防災計画の検討に資するためデータを提供 ・災害時の船舶活用マニュアル策定のためのガイドライン及び高知港災害時船舶活用実施要領を活用し、地方自治体の防災計画等に船舶の活用についての実務手順の反映を促進			

	<p>効果的な航路啓開等に係る関係機関等の連携の強化【国土交通省】</p> <p>道路橋梁の耐震化(2-1)</p> <p>道路の斜面崩壊防止対策(2-1) 等</p> <p>多モード間の相互連携による支援物資輸送体制整備(2-1)</p> <p>代替性確保のためのミッシングリングの整備(5-5)</p> <p>農道・農道橋等の保全対策の推進(5-8)</p>	<p>検討中の航路啓開計画(案)を検証するための訓練を実施し、これを踏まえて計画を修正し、これを踏まえて計画を修正し、これを踏まえて計画を修正し、これを踏まえて計画を修正する緊急確保航路について、災害時に西日本の基幹的な海上物流網となる瀬戸内海における追加指定を検討</p> <p>航路啓開訓練を踏まえ更新した計画の検証を実施 ・三六湾で指定されている緊急確保航路について、災害時に西日本の基幹的な海上物流網となる瀬戸内海における追加指定を検討</p> <p>航路啓開訓練を踏まえ更新した計画の検証を実施</p>	<p>航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合 0%(H25)→67%(H27)→100%[H28]</p>
<p>広域的な大規模災害発生時に必要な空港機能等の輸送能力の確保【国土交通省】</p> <p>民間企業及び企業間/企業体/業界等におけるBCPの策定促進及びBCMの普及推進【内閣府】</p> <p>物流業におけるBCP作成の促進【国土交通省】</p>	<p>「南海トラフ地震等広域的災害を想定した空港施設の災害対策のあり方」とりまとめに基づき、広域的な大規模災害発生時に必要となる空港機能、輸送能力等の確保のため、空港施設の耐震化及び地震・津波に対応した早期復旧計画(ひな型)を策定</p> <p>「荷主と物流事業者が連携したBCP策定のためのガイドライン」について、業界団体の広範への掲載や講演での紹介などにより広く周知するとともに、BCPの策定を促進するための働きかけを実施</p> <p>民間企業等の事業継続体制(BCPの策定状況)に関する実態調査を実施 ・官民による意見交換の場を設けて検討を開始</p> <p>「荷主と物流事業者が連携したBCP策定のためのガイドライン」について、業界団体の広範への掲載や講演での紹介などにより広く周知するとともに、BCPの策定を促進するための働きかけを実施</p> <p>民間企業等の事業継続体制(BCPの策定状況)に関する実態調査を実施 ・官民による意見交換の場を設けて検討</p> <p>引き続き、「荷主と物流事業者が連携したBCP策定のためのガイドライン」を広く周知するとともに、BCPの策定を促進するための働きかけを実施</p>	<p>「南海トラフ地震等広域的災害を想定した空港施設の災害対策のあり方」とりまとめに基づき、広域的な大規模災害発生時に必要となる空港機能、輸送能力等の確保のため、空港施設の耐震化及び地震・津波に対応した早期復旧計画(ひな型)を策定</p> <p>民間企業等の事業継続体制(BCPの策定状況)に関する実態調査を実施 ・官民による意見交換の場を設けて検討</p> <p>引き続き、「荷主と物流事業者が連携したBCP策定のためのガイドライン」を広く周知するとともに、BCPの策定を促進するための働きかけを実施</p> <p>「荷主と物流事業者が連携したBCP策定のためのガイドライン」について、業界団体の広範への掲載や講演での紹介などにより広く周知するとともに、BCPの策定を促進するための働きかけを実施</p> <p>「荷主と物流事業者が連携したBCP策定のためのガイドライン」について、業界団体の広範への掲載や講演での紹介などにより広く周知するとともに、BCPの策定を促進するための働きかけを実施</p>	<p>大企業及び中堅企業のBCPの策定割合 大企業:54%(H25)→60%(H27)→ほぼ100%[H32] 中堅企業:25%(H25)→30%(H27)→50%[H32]</p> <p>物流事業者のBCPに対する意識に関するフォローアップ実態調査の実施について検討</p> <p>中小企業BCP策定運用指針の見直しや、融資制度等を通じたBCPの普及・啓発を推進</p>
<p>中小企業における団体や地域との連携も含めた効果的なBCP作成の促進【経済産業省】</p>	<p>中小企業BCP策定運用指針の見直しを行うとともに、中小企業団体や業界団体(含「団体」)における、業界ネットワークや事業連携を交際し、業界団体を通じて、BCPの普及、啓発を推進</p> <p>BCPに関する融資制度について、小規模事業者でも取り組みが容易な入門コース(中企業BCP策定運用指針)も対象とするほか、自治体や業界団体等のBCPマニュアル等により策定されたものでも対象とする等の充実を図り、自治体や業界団体等とも連携しながらBCPの普及、啓発を推進</p> <p>中小企業BCP策定運用指針の見直しや、融資制度等を通じたBCPの普及・啓発を推進</p> <p>中小企業BCP策定運用指針の見直しや、融資制度等を通じたBCPの普及・啓発を推進</p>	<p>BCPに関する融資制度について、小規模事業者でも取り組みが容易な入門コース(中企業BCP策定運用指針)も対象とするほか、自治体や業界団体等のBCPマニュアル等により策定されたものでも対象とする等の充実を図り、自治体や業界団体等とも連携しながらBCPの普及、啓発を推進</p>	<p>中小企業BCP策定運用指針の見直しや、融資制度等を通じたBCPの普及・啓発を推進</p>

非常時の対応力の不足	各企業におけるBCP/BCMの実効性向上のため、想定外対応を含めた事業継続能力の評価手法の開発及び非常時の経営判断能力を養う訓練の実施【経済産業省】	・BCP/BCMの実効性向上のための指標や事業継続能力向上のための訓練テキストを活用して、企業が自発的に事業継続能力を向上させる仕組みを促進するとともに、セミナー、訓練を実施して普及・啓発を推進	・引き継ぎ、取組の普及・啓発を図り、企業における自主的な取組を確認
	石油化学事業者による人材育成やリスクアセスメント等に関する実施計画の策定とそのPDCA実施の促進【経済産業省】	・石油化学事業者は、策定した人材育成やリスクアセスメント等に関する安全確保の具体的な実施計画を策定し実行 ・石油化学工業協会は、実行効果の総括、課題の抽出、共有化等を行い、次年度の計画に反映	・石油化学事業者が策定した人材育成やリスクアセスメント等に関する安全確保の具体的な実施計画について、引き継ぎ、PDCAサイクルの実施により実効性を高めることを促進
	地方強靱化BCP(仮称)の作成に向けた取組みの推進【内閣官房】	・地方強靱化BCP(仮称)の普及・発展のため、ワーキンググループ(四日市市・豊後市・津島地区の2回)及びシンポジウム(名古屋、東京の2回)を開催	・地方ブロックごとに、関係府省庁及びその地方支分部局、地方公共団体、経済団体等が連携して、地方強靱化BCP(仮称)の作成に向けた取組を実施
	事業所等の自衛水防に役立つ情報の提供【国土交通省】	・洪水について、地点別の浸水リスクを時系列に把握できるシステムを構築	・内水、津波、高潮について、地点別の浸水リスクを時系列に把握できるシステムを構築 ・水害被害事例集、対策事例集等を作成し、水害BOP作成の技術的支援を実施
	東アジア及び我が国の知見を活用した災害に強いインフラ整備等に向けた政策研究【経済産業省】	・東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)等と連携して、インドネシアでシンポジウムを二度開催し、日本の知見をASEAN諸国に共有	・生産ネットワークが高度に進化したASEAN・東アジア地域において、検討すべき課題をさらに洗い出し、具体的な政策提言へど結実
	民間物資拠点の非常用電源・通信整備の導入促進(2-1)		
	道路啓開計画の策定(2-1)		
	貨物鉄道事業者のBCP策定推進(2-1)		

大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-2)社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

事象が発生する要因		2015年度(成果)	2016年度	2017年度以降	重要業績指標
エネルギー供給源等の被災	電気整備・製油所の災害対応力強化等の推進(6-1)	・地域再生のための施設整備に係る交付金について、制度、メリットの周知を進めるとともに、交付状況や効果をフォローアップ	・地方創生の深化のためであって、防災・減災にも資する道、汚水処理施設、港の整備を推進		
	エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化等(6-1)	・災害発生時を想定した被害情報の収集、伝達訓練を全国9つのブロック毎に実施 ・災害時の優先供給の考え方や連絡体制についても各地域にて整理を開始	・防災訓練の課題を踏まえ、新たなシステム(統一的なバーコードシステム)の導入や訓練のベストプラクティスを全国レベルでの共有を推進	・有事の際にLPガスの円滑な供給が図られるよう訓練で明らかとなった問題とその改善策を共有	
	石油コンビナート事業者の応急対応力の強化等(6-1)	・全国17の都道府県において中核SSIにおける優先供給訓練、小口配送拠点における配送訓練及び自衛隊等と連携した石油輸送訓練を実施 ・通疎SSIに対し、地下タンクの入替や需要動向に応じた簡易計量機の設置補助を拡充	・中核SSIにおける定期的な研修・地域毎の訓練を実施するとともに、健全災害を想定した対策方法を検討	・中核SSIにおける定期的な研修・訓練を実施 ・輸送面を含めた災害時の燃料供給の強靱化を推進	SSIの災害対応能力強化に向けた全都道府県における防災訓練等の人材育成事業の実施 100%(H26)→100%(H27)→100%(毎年度)
	SS・LPガス充塲所の災害対応能力強化【経済産業省】	・SS地下タンクの入替や自家発電機導入、SS通疎地における簡易計量機の設置等を促進	・災害にも燃料供給を継続する中核SSIに準ずる拠点SSを整備すべく、地下タンクの大型化・自家発電機機の導入を支援 ・地域毎のSSの整備状況などを踏まえ、中核SSの追加指定を整備 ・SSIにおける課題や経営状況、自治体や地域住民等の現状認識、具体的な問題発生状況等を整理・分析した調査結果を関係者に共有することにより、地域におけるSS通疎地における対策を検討	・自治体向けのSS通疎地対応マニュアルの作成やSS立地情報等のデータベースを活用した、地域毎の対応策を実施 ・自治体等への周知やSS通疎地対応マニュアルやSS立地情報把握システム等の整備を踏まえた、関係地方公共団体への周知・必要な対策を検討	
災害時に地域の石油製品供給を維持するため、災害対応型SSを整備【経済産業省】	・SS地下タンクの入替や自家発電機導入、SS通疎地における簡易計量機の設置等を促進	・SS地下タンクの入替や自家発電機導入、SS通疎地における簡易計量機の設置等を促進	・自治体向けのSS通疎地対応マニュアルの作成やSS立地情報等のデータベースを活用した、地域毎の対応策を実施 ・自治体等への周知やSS通疎地対応マニュアルやSS立地情報把握システム等の整備を踏まえた、関係地方公共団体への周知・必要な対策を検討		
エネルギー供給能力・体制の不足等	石油・LPガスサプライチェーンの維持・強化に向けた関係機関の協議体制を強化【経済産業省】	・SSの優秀事例集・検討会報告書を作成			

供給ルートへの途絶	<p>ガス工作物等に係る地震・津波対応力強化【経済産業省】</p> <p>サプライチェーンの確保を念頭においた関係機関によるコンピナート合同訓練・情報共有の実施【防衛省、経済産業省、内閣府】</p> <p>防災性に優れた業務継続地区の構築【国土交通省】</p> <p>災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し(6-1)</p> <p>被災地以外からのバックアップ体制強化【経済産業省】</p> <p>交通基盤の耐震対策等の推進(5-5)</p>	<p>・耐震化の向上に資する技術的な対策を産業構造審議会保安分科会ガス安全委員会検討</p> <p>・ガス事業者による非耐震管の計画的な取替えや耐震化の向上に資する技術的な対策を実施</p> <p>・ガス事業者による非耐震管の計画的な取替えや耐震化の向上に資する技術的な対策を実施</p> <p>・耐震化の向上に資する技術的な対策を産業構造審議会保安分科会ガス安全委員会検討</p> <p>・ガス事業者による非耐震管の計画的な取替えや耐震化の向上に資する技術的な対策を実施</p> <p>・ガス事業者による非耐震管の計画的な取替えや耐震化の向上に資する技術的な対策を実施</p>
訓練目的の達成率 0%(H25)→100%(H27)→100%【毎年度】	<p>・「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」に基づき、都市再生緊急整備協議会がエネルギー供給施設の整備や管理に関する計画を定め、その内容を関係者が担保する制度を創設</p> <p>・災害時の業務継続の確保に資するエネルギーの面的ネットワークの整備促進を支援(計画策定支援・コーディネート支援・施設整備事業支援)</p> <p>・「災害時業務継続地区整備緊急促進事業」を創設し、災害時の業務継続の確保に資するエネルギーの面的ネットワークの整備促進を支援(計画策定支援・コーディネート支援・施設整備事業支援)</p> <p>・「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」に基づき、都市再生緊急整備協議会がエネルギー供給施設の整備や管理に関する計画を定め、その内容を関係者が担保する制度を創設</p> <p>・災害時の業務継続の確保に資するエネルギーの面的ネットワークの整備促進を支援(計画策定支援・コーディネート支援・施設整備事業支援)</p>	<p>・災害時の業務継続の確保に資するエネルギーの面的ネットワークの整備促進を支援(計画策定支援・コーディネート支援・施設整備事業支援)</p> <p>・災害時の業務継続の確保に資するエネルギーの面的ネットワークの整備促進を支援(計画策定支援・コーディネート支援・施設整備事業支援)</p> <p>・災害時の業務継続の確保に資するエネルギーの面的ネットワークの整備促進を支援(計画策定支援・コーディネート支援・施設整備事業支援)</p> <p>・災害時の業務継続の確保に資するエネルギーの面的ネットワークの整備促進を支援(計画策定支援・コーディネート支援・施設整備事業支援)</p>
災害時石油供給連携計画の訓練における課題改善率 47%(H26)→83%(H27)→100%【毎年度】	<p>・外部有識者による「系列BCP格付け審査委員会」による格付け審査を継続し、各社に対して系列BCPの不測の見直しを促すとともに、訓練を通じて、各社の系列BCPに定められている供給回復目標や復旧体制等を実効性のあるものとするよう促進</p> <p>・外部有識者による「系列BCP格付け審査委員会」による格付け審査を継続し、各社に対して系列BCPの不測の見直しを促すとともに、訓練を通じて、各社の系列BCPに定められている供給回復目標や復旧体制等を実効性のあるものとするよう促進</p> <p>・外部有識者による「系列BCP格付け審査委員会」による格付け審査を継続し、訓練の実効性を審査対象とした格付け評価を実施</p> <p>・各社が系列BCPにおいて24時間以内(平時の2分の1)の供給能力回復」といった供給回復目標時間を設定していることを確認</p>	<p>・外部有識者を想定した場合の石油製品の供給回復目標の平均日数 7.5日(H25)→1日(H27)→1日[H30]→1日[H31]</p> <p>・外部有識者による「系列BCP格付け審査委員会」による格付け審査を継続し、各社に対して系列BCPの不測の見直しを促すとともに、系列BCPの課題を踏まえ、供給回復目標や復旧体制等を一層実効性のあるものとするよう更に促進</p>

大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

事態を回避するための取組施策	2015年度(成果)	2016年度	2017年度以降	重要業績指標
<p>鉄道施設の耐震対策【国土交通省】</p> <p>・地震時ににおける鉄道網の確保等のための鉄道施設の耐震化を推進</p>	<p>・地震時ににおける鉄道網の確保等のための鉄道施設の耐震化を推進</p>	<p>・地震時ににおける鉄道網の確保等のための鉄道施設の耐震化を推進</p>	<p>・地震時ににおける鉄道網の確保等のための鉄道施設の耐震化を推進</p>	<p>首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要幹線道路線の耐震化率 94%(H25)→85%(H26)→概ね100%[H29]</p>
<p>交通施設の被災による機能停止</p> <p>広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確保【国土交通省】</p> <p>・直轄港湾事務所の協議会への参画、説明会の実施等により港湾BCPの策定を推進 ・港湾BCP策定後も事前対策、訓練・教育の実施により見直し・改善を実施</p>	<p>・直轄港湾事務所の協議会への参画、説明会の実施等により港湾BCPの策定を推進 ・港湾BCP策定後も事前対策、訓練・教育の実施により見直し・改善を実施</p>	<p>・直轄港湾事務所の協議会への参画、説明会の実施等により港湾BCPの策定を推進 ・港湾BCP策定後も事前対策、訓練・教育の実施により見直し・改善を実施</p>	<p>・直轄港湾事務所の協議会への参画、説明会の実施等により港湾BCPの策定を推進 ・港湾BCP策定後も事前対策、訓練・教育の実施により見直し・改善を実施</p>	<p>国際輸送港湾・国際拠点港湾、重要港湾における港湾の事業継続計画(港湾BCP)が策定されている港湾の割合 14%(H25)→55%(H27)→100%[H28]</p>
<p>道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、道路の液状化対策、無電柱化の推進(2-1)</p>				<p>道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率 62%(H25)→64%(H26)→75%[H32]</p>
<p>広域的な大規模災害発生時に必要な空港機能等の輸送能力の確保(5-1)</p>				
<p>大規模地震、深層崩壊、火山噴火等に備えた土砂災害対策(1-5)</p>				<p>重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策実施率 約48%(H25)→約49%(H26)→約54%[H32]</p>
<p>荒廃地等における治山施設の整備(7-6)</p>				
<p>代替性確保のためのミッシングリンク、三大都市圏環状道路の整備【国土交通省】</p>	<p>・代替性確保のため、高規格幹線道路等の整備を推進 ・圏央道等の三大都市圏環状道路の整備を推進</p>	<p>・代替性確保のため、高規格幹線道路等の整備を推進 ・圏央道等の三大都市圏環状道路の整備を推進</p>	<p>・代替性確保のため、高規格幹線道路等の整備を推進 ・圏央道等の三大都市圏環状道路の整備を推進</p>	<p>道路による都市間速達性の確保率 48%(H24)→49%(H25)→約55%[H32]</p>
<p>新幹線ネットワークの着実な整備【国土交通省】</p>	<p>・北海道新幹線(新青森・新函館・北斗間)の開業等により新幹線ネットワークの整備等を着実に実施</p>	<p>・北海道新幹線(新青森・新函館・北斗間)の開業等により新幹線ネットワークの整備等を着実に実施</p>	<p>・九州新幹線、北陸新幹線、北海道新幹線の着実な整備を推進</p>	
<p>多モード間の相互連携による体制の整備【国土交通省】</p>	<p>・中部プロックにおいて物流事業者等関係者による協議会を活用を検討 ・多様な輸送手段の活用を検討</p>	<p>・中国、四国・九州プロックにおいて物流事業者等関係者による協議会を活用を検討 ・多様な輸送手段の活用を検討を実施</p>	<p>・他のプロックにおいて物流事業者等関係者による協議会を活用を検討 ・多様な輸送手段の活用を検討を実施</p>	
<p>リスクに応じた対策が困難</p>				
<p>津波・高潮ハザードマップ作成の推進(1-3)</p>				

大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-8) 食料等の安定供給の停滞

事象が発生する要因	事態を回避するための取組施策	2015年度(成果)	2016年度	2017年度以降	重要業績指標
食料供給能力・体制の不足等	農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含むサプライチェーンの機能維持対策(食品産業者等)のBCP策定、事業者間の連携強化・協力体制の構築等【農林水産省】	<ul style="list-style-type: none"> 食品産業者の業界団体等による連携・協力体制構築に関する検討を実施 事業者を対象としたセミナー、マッチング、食料産業ハザードマップの作成等の取組を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者を対象としたセミナー、マッチングの作成等を通じて、連携・協力体制構築を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 食品産業者等における連携・協力体制の構築に関する調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 食品産業者等における連携・協力体制の構築計画 24%(H24)→25%(H26)→50%[H29]
食品供給能力・体制の不足等	水産物の一連の生産・流通過程におけるBCPの策定の促進【農林水産省】	<ul style="list-style-type: none"> BCP策定ガイドライン案を担当者会議等で周知 モデル地域において個別地域BCPを策定 	<ul style="list-style-type: none"> 個別地域BCPの実効性を高めるための訓練を実施 訓練での課題を踏まえ、BCP策定ガイドライン案を改定 	<ul style="list-style-type: none"> BCP策定ガイドライン案を担当者会議等で周知 個別地域BCPの策定を推進 	
	卸売市場施設整備の推進【農林水産省】	<ul style="list-style-type: none"> 第10次卸売市場整備基本方針を策定 基本方針に基づき卸売市場施設整備を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 被災時においても食料の安定的な供給体制等を確保するため卸売市場施設整備を推進 		
	農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策【農林水産省】	<ul style="list-style-type: none"> 「農業水利施設の機能保全の手引き」を改定 突発事故等への対応の強化のために事業を拡充 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理、施設監視の強化や機能保全計画の策定を推進 突発事故等への対応強化及び長寿命化対策の一体的実施等により効率的な取組を推進 		<ul style="list-style-type: none"> 国が達成した基幹的農業水利施設における機能保全計画策定割合 69%(H25)→71%(H27速報値)→約80%[H28]
	土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立(継続計画策定)の推進及び体制強化【農林水産省】	<ul style="list-style-type: none"> 豪雨災害等を対象とした検討を行い「業務継続計画マニュアル」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「業務継続計画マニュアル」を活用し、土地改良区等の施設管理者の業務継続計画策定等に係る支援を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 農道橋、林道橋(延長15m以上)及び農道トンネル・林道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 農道 27%(H25)→100%(H27)→100%[H30] 林道 48%(H26)→52%(H27)→100%[H30]
	農道・農道橋等の保全対策の推進【農林水産省】	<ul style="list-style-type: none"> 説明会等において、施設の経過年数等に応じた計画的な点検・診断の実施について周知し、取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き計画的な点検・診断の実施について周知し、取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断の進捗状況を踏まえ、対応を検討 	
生産基盤等の被災	農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進(排水対策充実、地すべり対策等)【農林水産省】	<ul style="list-style-type: none"> 緊急性や重要性の観点から優先順位に基づき、各種施設のハード対策及びソフト対策に対し支援 	<ul style="list-style-type: none"> 農村地域の防災・減災対策に係る調査等を支援する制度の定額助成期間を延長 灌漑のため池を対象に決壊防止と併せた水調節機能等の向上に資する整備等を行う事業を拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き優先順位に基づき、各種施設のハード対策及びソフト対策に対し支援 	<ul style="list-style-type: none"> 排水被覆等のリスクを軽減する農地面積 4.0万ha(H25)→9.7万ha(H27速報値)→1.0万ha[H28]

供給ルートの途絶	<p>防災・減災等に係る新技術の開発・共有、基準等の改定、施設情報の体系的な情報化【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化地盤におけるハイブライオン屈曲部の補強工法の現場実証等を実施 ・簡易診断装置を用いた農業用ポンプの診断技術等について周知 	<p>ため池の耐震化等(1-5)</p> <p>農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進(7-6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災等に係る新技術の現場実証、実装を推進 ・農業水利施設等の防災・減災対策や老朽化対策等に係る基準等の整備を推進 ・効果的な安全管理に必要な施設情報(施設精元、補修履歴、機能診断結果)の体系的な情報化を図るための地理情報システム(GIS)を活用した情報プラットフォームを構築
	<p>漁港施設の耐震化等【農林水産省】</p> <p>物流ネットワークの構築等(2-1)(5-1)</p> <p>交通基盤の耐震対策等の推進(5-5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模津波による基本的な被害が予測される地域や拠点的漁港における防波堤の耐津波化や岸壁の耐震化等を推進 ・地震・津波等に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、施設の機能診断を行いつつ、引き続き漁港施設の地震・津波対策、長寿命化対策を推進 <p>陸揚岸壁が耐震化された流通拠点漁港の割合 40%(H25)→46%(H27)→概ね65%[H28]</p>	

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

事態が発生する要因	事態を回避するための取組施策	2015年度(成果)	2016年度	2017年度以降	重要業績指標
<p>電力、石油・LPガス供給設備等の被災</p>	<p>エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化【総務省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)を9部隊追加創設 ・エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動に資する3G空間XICTを活用した消防ロボットに用いる業業技術を開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度末までに12部隊の創設を目指して、全国的なバラバラを考慮しつつ、創設先を決定 ・エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)を2部隊追加創設 ・消防ロボットの試作機を完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度末までに12部隊の創設を目指して、全国的なバラバラを考慮しつつ、創設 ・消防ロボットの検証及び改良、2018年度の完成に向け研究開発 	<p>緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の登録目標の達成 0部隊(H25)→4部隊(H27)→12部隊(H30)</p>
<p>石油タンクの耐震化の促進【総務省】</p>	<p>石油タンクの耐震化の促進【総務省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議等の機会を捉え、耐震基準への早期適合の重要性を周知するなど、石油タンクの耐震基準への適合を推進 ・南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の推計結果を踏まえ、屋外タンク貯蔵所の耐震安全性に係る調査検討会において石油タンクへの影響を精査 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議等の機会を捉え、消防法で定める耐震基準適合期限の平成29年3月31日までに全ての小規模タンクについて耐震基準への適合を推進 ・屋外タンク貯蔵所の耐震安全性に係る調査検討会において、首都圏下型地震発生時の石油タンクへの影響を精査 	<p>・事故情報の提供等の技術支援とともに、事故防止のための事業者等の取組の継続的なフォローアップを実施</p> <p>・石油コンビナート関係道府県防災本部に対し、訓練マニュアルを活用した防災訓練を普及促進</p>	
<p>石油コンビナート事業者の応急対応力、関係機関との連携の強化【総務省】</p>	<p>石油コンビナート事業者の応急対応力、関係機関との連携の強化【総務省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の提供等の技術支援とともに、重大事故発生時には、原因調査や再発防止について3省庁(消防庁、厚生労働省、経済産業省)が連携して対応する等、事故防止のための事業者等の取組を継続的にフォローアップ ・実際の災害事例を参考に作成した標準災害マニュアルを充実させるとともに、防災本部の機能強化を目的とした訓練マニュアルを作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の提供等の技術支援とともに、事故防止のための事業者等の取組の継続的なフォローアップを実施 ・石油コンビナート関係道府県防災本部に対し、訓練マニュアルを活用した防災訓練を普及促進 	<p>・事故情報の提供等の技術支援とともに、事故防止のための事業者等の取組の継続的なフォローアップを実施</p> <p>・石油コンビナート関係道府県防災本部に対し、訓練マニュアルを活用した防災訓練を普及促進</p>	<p>製油所の非常設備の3点セット(非常用発電機、非常用情報通信システム、ドラム缶石油充填出高設備)導入割合 57%(H25)→76%(H26)→100%(H27)→100%[H31]</p>
<p>製油所の非常時出荷能力確保【経済産業省】</p>	<p>製油所の非常時出荷能力確保【経済産業省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての製油所において「非常用3点セット」を導入完了 			<p>製油所の非常設備の3点セット(非常用発電機、非常用情報通信システム、ドラム缶石油充填出高設備)導入割合 57%(H25)→76%(H26)→100%(H27)→100%[H31]</p>
<p>製油所の耐震強化等による石油製品入出荷機能の確保【経済産業省】</p>	<p>製油所の耐震強化等による石油製品入出荷機能の確保【経済産業省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象を従来の製油所から製油所(一定の要件を満たす)油槽所に拡大し、製油所等において、事業者が被災から24時間以内(平時の1/2)の供給能力が確保できるよう、地震・津波対策、設備の安全停止対策、入出荷バックアップ能力の増強等を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・製油所等において、事業者が被災から24時間以内(平時の1/2)の供給能力が確保できるよう、地震・津波対策、設備の安全停止対策、入出荷バックアップ能力の増強等を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・製油所等において、事業者が被災から24時間以内(平時の1/2)の供給能力が確保できるよう、地震・津波対策、設備の安全停止対策、入出荷バックアップ能力の増強等を促進 	<p>製油所の耐震強化等の進捗状況 0%(H25)→30%(H27)→84%[H30参考値]→100%[H31]</p>

<p>石油及び石油ガスの国家備蓄基地の地震対策等【経済産業省】</p>	<p>・耐震診断等に基づき、補強工事が必要とされた石油及び石油ガスの国家備蓄基地の設計・工事を実施(石油の国家備蓄基地について1基地の工事が完了)</p>	<p>・石油の国家備蓄基地の耐震診断・工事、津波対策、液状化対策の構築工事を進捗(平成29年度までの完了を目標)</p>	<p>・石油及び石油ガスの国家備蓄基地の耐震診断等に基づく設計・工事、津波対策、液状化対策の構築工事を進捗(平成30年度までの完了を目標)</p>	<p>国家備蓄石油ガスの備蓄目標達成率 56%(H25)→77%(H27)→100%[H29]→100% [毎年度]</p>
<p>石油製品の国家備蓄を増強【経済産業省】</p>	<p>・LPガス国家備蓄を115万トンへ積み増し、管理コストの適正化や訓練等を実施</p>	<p>・LPガス国家備蓄を135万トン程度への積み増し、備蓄石油ガスの迅速な放出のための訓練等を実施 ・海外企業の流量と圧力のデータに対する助言を踏まえた、最適な圧力コントロール方法を検討</p>	<p>・平成29年度末にLPガス国家備蓄を150万トン程度への積み増し、備蓄石油ガスの迅速な放出のための訓練等を実施 ・海外企業の流量と圧力のデータに対する助言を踏まえた、最適な圧力コントロール方法を検討</p>	
<p>災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援【経済産業省】</p>	<p>・地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業等を実施</p>	<p>・関係庁庁とも連携し、非常時の電源として利用可能であり、地域活性化にも資する電気・熱等の地産地消型エネルギーシステムを推進 ・地域におけるエネルギーの融通などに関する好事例を発信する等、分散型エネルギーを普及</p>	<p>・電気・熱等の地産地消型エネルギーシステムの構築の推進等、分散型エネルギーを普及</p>	
<p>電気設備の大規模自然災害等対応力強化及び復旧迅速化の検討【経済産業省】</p>	<p>・電気設備自然災害等対策ワーキンググループにおいて、大規模自然災害に対する電気設備の健全性を評価し、一定の耐性があることを確認 ・発電専用ダム334か所のうち254か所のダムを評価し、レベル2地震動に対して十分な耐性を有していることを確認</p>	<p>・サイバーセキュリティガイドラインの策定や必要な規制の見直しを検討 ・発電専用ダム334か所のうち、高さ15m以上かつ総貯水量5千万m³未満と高さ50m以上かつ総貯水量5千万m³以上の評価は総貯水量5千万m³以上の評価を評価</p>	<p>・事故の増加する風力発電設備の健全性を長期的に維持するため、定期検査制度を導入 ・発電専用ダム334か所のうち、高さ15m以上かつ総貯水量5千万m³未満の設備未実施のダム22か所の耐性を評価</p>	
<p>農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーの導入促進【農林水産省】</p>	<p>・小水力等発電施設の導入に係る調査設計や土地改良区等の技術力向上の取組を支援 ・調査設計、地方研修や地方研修にかかわる講師の育成及び電験3種の取得を目指した中央研修を実施</p>	<p>・小水力等発電の導入に向けた計画作成地区のとりまとめを実施するとともに、小水力等発電施設の導入に係る調査設計や土地改良区等の技術力向上の取組を支援</p>	<p>・小水力等発電の導入に係る調査設計や土地改良区等の技術力向上の取組を支援 ・調査設計、地方研修や地方研修にかかわる講師の育成及び電験3種の取得を目指した中央研修を実施</p>	
<p>コンピナート災害の発生・拡大防止と機能停止時のエネルギー供給確保【経済産業省、国土交通省】</p>	<p>・外部有識者による「系列BOP格付け審査委員会」による格付け審査を実施 ・各港の港湾BOP協議会へ直轄港湾事務所が参画し、策定に積極的に協力 ・港湾BOP策定にあたり昨年度策定したガイドラインの説明及び計画に必要な情報を提供</p>	<p>・外部有識者による「系列BOP格付け審査委員会」による格付け審査を継続し、各社の不断の見直しを促進 ・各港の港湾BOP協議会へ直轄港湾事務所が参画し、策定に積極的に協力 ・港湾BOP策定にあたり昨年度策定したガイドラインの説明及び計画に必要な情報を提供</p>	<p>・外部有識者による「系列BOP格付け審査委員会」による格付け審査を継続し、各社の不断の見直しを促進 ・製油所のBOPを考慮した港湾BOPについて、事前対策、訓練・教育などにより、適宜、見直し改善</p>	<p>製油所が存在する港湾における、関係者との連携による製油所を考慮した港湾の事業継続計画(港湾BOP)策定率 0%(H25)→7%(H27)→100%[H28]</p>

<p>電力、石油・LPGガス供給能力・体制の不足等</p>	<p>災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し【経済産業省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年6～7月及び11月に、防衛省・自衛隊、総務省、東京都、NTT等が参加し、石油連盟の情報共有システムを運用した、「災害時石油供給連携計画」の図上訓練及び給油実動訓練等を「シナリオ非開示型」での形式で初めて実施 「石油口継続命員」の取扱いに関する連携計画の見直しやセキュリティ対策の強化やシステム・ネットワーク負荷に係る検証と改善など情報共有システムを改善 石油連盟と31都道府県14政府機関との間で重要施設(庁舎、公立病院等)の情報共有の協力を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 石油業界・防衛省・自衛隊などの関係省庁の協力、地方公共団体等のより多くの参加を得て、「災害時石油供給連携計画」の訓練を実施し、課題を改善 必要に応じ、災害時石油供給連携計画や情報共有システムを改訂 「災害時石油供給連携計画」の円滑な実施のため、全ての都道府県と石油連盟との間で情報共有の協力を実施 	<p>石油製品の国家備蓄を増強【経済産業省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 10地域ブロック毎に4日分の備蓄を確保し、国家備蓄石油製品の地域間の蔵置量バランスを高めるため、国家備蓄石油製品を蔵置するタンクの新設・改修を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 全国で約4日分の備蓄を100%確保しつつ、引き続き、10地域ブロック毎に4日分の備蓄を確保し、国家備蓄石油製品の地域間の蔵置量バランスを確保 	<ul style="list-style-type: none"> アドバイザー派遣事業を継続的に実施 情報伝達手段の整備に対し、緊急防災・減災事業債などの財政措置を実施 防災行政無線(同報系)の戸別受信機の整備に対し、特別交付税による財政支援を実施 	<p>供給ルートの途絶</p>
<p>被災地以外からのバックアップ体制強化等(5-2)</p>		<p>情報伝達手段の多重化・多様化を推進【総務省】</p>		<p>石油製品の備蓄目標達成率 95%(H25)→100%(H27)→100%[毎年度]</p>				

制御不能な二次災害を発生させない

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

事象が発生する要因	事態を回避するための取組施策	2015年度(成果)	2016年度	2017年度以降	重要業績指標	
地域コミュニティの脆弱化による農地・森林の管理水準の低下	農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進【農林水産省】 農村における集落機能の維持等【農林水産省】	・2015年度から、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく、安定的な制度として実施することにより、取組を推進 ・基幹集落への集約に資する老朽化施設の除却や集落道の廃止が可能となるよう事業メニューを拡充 ・活動組織による作業道の整備への支援等を拡充 ・森林境界の明確化促進のための支援策を拡充	・これまでの取組状況を踏まえ、課題の整理や効果の評価等を実施しつつ、取組を推進 ・農村における集落機能の維持や地域資源の保全に向けた地域の取組を推進 ・基幹集落への機能集約と集落間のネットワーク強化に係る取組への支援を実施	・中間評価や取組状況を踏まえて、対応を検討		
山地災害発生リスクの増大(集中豪雨発生頻度の増等)	山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進【農林水産省】 荒廃地等における治山施設の整備【農林水産省】	・山地災害危険地区の調査要領の見直しを実施 ・治水災害防止総合対策を充実強化 ・既存施設の機能強化と機能の低下した森林の整備を一体的に実施 ・火山噴出物の堆積地域における穴埋補完跡地の復旧に着手	・新たな調査要領による山地災害危険地区の見直しを実施 ・山地災害危険地区のうち特に危険度の高い地区において緊急的・重点的に予防治山対策を実施する事業を創設 ・大規模災害時の緊急的・集中的な復旧整備を実施する事業の要件を整理	・これまでの実績を踏まえ、より効果的な手法を検討しつつ、取組を推進 ・地域住民等が協力して行う森林整備活動、森林境界の明確化等への支援を実施	・効果的な山地災害対策の実施に向けた検討を継続 ・気候変動への適応も考慮した治山の充実強化を検討	周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数は 55千集落(H25)→56千集落(H27速報値)→58千集落【H30】
森林の国土保全機能(土壌浸食防止、洪水緩和等)の維持・発揮のための多様な森林の整備【農林水産省】	森林の国土保全機能(土壌浸食防止、洪水緩和等)の維持・発揮のための多様な森林の整備【農林水産省】	・間伐等の支援等により、森林の国土保全機能の維持・発揮のための多様な森林の整備等を推進 ・改正鳥獣法に基づく、鳥獣捕獲業者の認定制度の創設、管理のための鳥獣捕獲業者の制度化等により、鳥獣捕獲対策を推進	・改正鳥獣法に基づく、都道府県等による鳥獣の捕獲事業を推進 ・鳥獣捕獲の担い手となる人材育成のためのフォーラム等を開催 ・鳥獣種別の最新の知見を都道府県等へ情報提供	・条件不利地等における面的な間伐や主伐後の再造林を、施業コストを低減させつつ効果的に推進	市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 74%(H25)→73%(H26)→78%以上を維持【H30】	
森林整備・保全の水準の低下	CLT(直交集成板)等の開発・普及【農林水産省】【国土交通省】	・CLT強度データ収集等の技術開発、実証の積み重ねにより施工ノウハウを蓄積 ・CLT等の生産・加工施設の整備を推進	・CLTを用いた建築物の一般的な設計法を示す策定 ・CLT強度データ収集等の技術開発、実証の積み重ねにより施工ノウハウを蓄積 ・CLT建築の施工マニュアル等を作成 ・CLT等の生産・加工施設の整備を推進	・CLT強度データ収集等の技術開発、実証の積み重ねにより施工ノウハウを蓄積 ・CLT等の生産・加工施設の整備を推進		

(参考2)国土強靱化に資する民間の取組促進につながる施策

1. 予算等						
府省庁名	施策分野	45のプログラム番号	施策名	施策の概要	施策の開始時期	H28予算額(百万円)
総務省	1)行政機能／警察・消防等	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6	次世代G空間社会の構築(G空間2.0)事業	「G空間×ICT」プロジェクトの「社会実証事業」の成果及びH28年度の「G空間情報センター」の運用開始を踏まえ、ICTと融合し新たなイノベーションをもたらす地理空間情報(G空間情報)の多様な分野における利活用の本格化に向け、同センターを活用した、防災システム等の普及促進を産学民官により実施。	平成28年度	237
国土交通省	2)住宅・都市	1-1	サステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトへの支援	住宅・建築物の省エネルギー・省CO2対策、木造・木質化による低炭素化、災害時の継続性等に係る住宅・建築物のリーディング・プロジェクトに対し支援を行い、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を目指すリーディング・プロジェクトを支援する。	平成27年度	10,946
国土交通省	2)住宅・都市	1-1	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく市町村の取組を推進	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく市町村の取組を一層促進するため、民間事業者等と連携した総合的な空き家対策を支援する。	平成28年度	2,000
国土交通省	2)住宅・都市	1-1	地下街の防災対策の推進	都市内の重要な公共的空間を提供している地下街については、大規模地震発生時には、避難者等が混乱状態となることや懸念されるところに、施設の老朽化も進んでいることから、地下街管理者が行う地下街の安全点検や周辺の鉄道駅等との連携による地下街の防災対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援する。	平成26年度	871
国土交通省	2)住宅・都市	1-1 1-2 3-4 4-2 4-3 5-1 5-2 5-7 6-4 7-3	住宅・建築物の耐震化の促進	・耐震改修促進法に基づき、耐震診断の義務付け、指導・助言・指示等の規制措置に加え、耐震改修計画の認定制度や区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度、耐震性に係る表示制度等の耐震化の円滑な促進のための措置の活用により、住宅・建築物の耐震化を推進。 ・あわせて、防災安全交付金等による住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等に対する支援や耐震対策緊急促進事業による耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断・耐震改修等に対する特別な支援、法人税・所得税・固定資産税の特例により、住宅・建築物の耐震改修を支援。	(交付金) 平成7年度 (補助金) 平成25年度	①防災・安全交付金等の内数 ②12,000
国土交通省	2)住宅・都市	1-1 2-1 2-5 2-6	帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進	首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、防災拠点の整備に対して支援を行う。	平成26年度	3,000

1. 予算等						
府省庁名	施策分野	45のプログラム番号	施策名	施策の概要	施策の開始時期	H28予算額(百万円)
国土交通省	2)住宅・都市	1-1 7-1	密集市街地の改善に向けた対策の推進	密集市街地において、防災性の向上や住環境改善を図るため、避難地、避難路の整備や建築物の不燃化等の取組を支援する。	①(交付金)平成7年度 ②(補助金)平成27年度	①防災・安全交付金等の内数 ②3,035
国土交通省	2)住宅・都市	1-3	避難スペースの面積が一定以上の公共建築物等の改修に対する支援	津波避難ビルの整備を促進するため、既存ストックのうち事務所及び公共建築物の津波避難ビルへの改修の支援を行う。	平成24年度	防災・安全交付金等の内数
国土交通省	2)住宅・都市	1-1 2-1 2-5	主要駅周辺等における帰宅困難者対策	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を推進する。	平成24年度	204
内閣府	2)住宅・都市	2-5	都市再生安全確保計画の作成に係る必要な基礎データの収集・分析等の支援	国、地方公共団体、関係事業者等は、都市再生緊急整備地域の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進める。 本施策では、都市再生安全確保計画の作成に係る必要な基礎データの収集・分析等を支援する補助制度により、都市再生安全確保計画の策定を促進し、都市の安全・安心の確保を図る。	平成24年度	38
国土交通省	2)住宅・都市	5-2	防災性に優れた業務継続地区の構築	都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区において、エネルギーの自立化・多重化による災害時のエネルギー安定供給が確保される業務継続地区(BCD:Business Continuity District)の構築を推進するため、民間事業者等に対する計画策定、コーディネート、施設整備等(エネルギー供給施設、ネットワーク、メンテナンスシステム及び関連施設の整備等)を支援する。	平成27年度	365
農林水産省	4)エネルギー	6-1	新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち木質バイオマスの利用拡大	農村地域の再生エネルギー供給施設は、災害発生時の補助電力供給源となり得るため、農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーの導入を推進することとしている。 木質バイオマスのエネルギー利用拡大に向けては、サポーター体制の構築、技術開発等(エネルギー)(根拠法令:電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)	平成27年度	459

1. 予算等						
府省庁名	施策分野	45のプログラム番号	施策名	施策の概要	施策の開始時期	H28予算額 (百万円)
農林水産省	4) エネルギー	6-1	農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業	農山漁村における地域主導による再生可能エネルギーの地産地消を支援し、農林漁業者等が主導する再生可能エネルギーの取組への導入を促進させるため、再生可能エネルギーの地産地消の導入までに必要な農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援する。	平成28年度	60
総務省	6) 情報通信	1-6 4-3	災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進	災害時に被災情報、避難情報等住民の生命・財産の確保に必要な情報の入手手段として大きな役割を果たす放送、特にラジオ放送が、当該情報を住民に適切に提供できないことがないよう、災害対策としてのラジオ送信所の整備等を行う民間放送事業者等に対し、予算措置や税制上の特例措置による支援を行い、当該整備を推進する。	平成25年度	128
総務省	6) 情報通信	1-6 4-3	避難対策としてのラジオ中継局の整備を推進	災害時に被災情報、避難情報等住民の生命・財産の確保に必要な情報の入手手段として特に大きな役割を果たすラジオ放送が、当該情報を住民に適切に提供できないことがないよう、難聴対策としてのラジオ中継局の整備を行う民間ラジオ放送事業者等に対し、予算措置による支援を行い、当該整備を推進する。	平成26年度	1,006
国土交通省	8) 交通・物流	5-2 5-3 6-1 7-2	コンビナート災害の発生・拡大防止と機能停止時のエネルギー供給確保	非常災害が発生した際に、コンビナート災害の発生・拡大防止と、機能停止時のエネルギー供給を確保するため、民間事業者や関係行政機関と連携し、災害発生時における行動計画を策定するとともに、民間事業者が実施する耐震改修等の取り組みを推進する。	平成26年度	港湾整備事業費 23,1712の内数 社会資本総合整備の内数
国土交通省	8) 交通・物流	1-3 1-6 2-1	港湾における津波避難対策の実施	港湾で働く労働者等が津波等の災害から安全に避難・退避できるよう、港湾の特殊性を考慮した津波避難対策の策定や、津波避難施設の整備を促進する。また、避難機能を備えた物流施設等の整備に対する民間事業者への支援を行う。	平成26年度	港湾整備事業費 23,1712の内数 社会資本総合整備の内数
国土交通省	8) 交通・物流	1-4	地下駅を有する鉄道の浸水対策	各自治体の定めるハザードマップ等により、浸水被害が想定される地下駅について、出入口、トンネル坑口部等について、鉄道事業者が実施する止水版や防水ゲート等の浸水対策に必要な経費の一部を補助することにより、防災・減災対策の強化を図る。 また、本施策を講ずることにより、鉄道分野の民間施設の浸水対策投資の促進が期待される。	平成27年度	3,632の内数

1. 予算等						
府省庁名	施策分野	45のプログラム番号	施策名	施策の概要	施策の開始時期	H28予算額(百万円)
国土交通省	8)交通・物流	1-1 1-2 2-2 5-5 6-4 8-4	鉄道施設の耐震対策	防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震に備えて、国土強靱化の観点から地震時ににおける鉄道網の確保を図るとともに、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的機能も考慮し、より多くの鉄道利用者の安全確保を図るため、鉄道事業者が実施する主要駅や高架橋等の耐震対策に必要な経費の一部を補助することにより、鉄道施設の耐震対策の推進を図る。 また、本施策を講ずることにより、鉄道分野の民間施設の耐震対策投資の促進が期待される。	平成25年度	3,632の内数
農林水産省	9)農林水産	5-8	官民連携新技術研究開発事業	農業農村整備事業の現場にすぐに生かせる、土地改良施設の長寿命化や耐震強化などの新技術開発を、官民の密接な連携の下に進めることで、農業農村整備事業を一層効率的に推進することを目的とし、新技術の研究開発を行う者に対して、予算の範囲内において、新技術の研究開発に要する経費の補助を行う。	平成9年度	123
農林水産省	9)農林水産	7-6	多面的機能支払交付金	農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や、地域住民を含む活動組織が行う、施設の長寿命化等の農地、水路、農道等の地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付し、多面的機能の維持増進や地域防災力の向上にも資する農村コミュニティの維持活性化を推進。	平成26年度	48,251
農林水産省	9)農林水産	7-6	新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち都市の木質化等にに向けた新たな製品・技術の開発・普及	木材利用を拡大することによって森林の適正な整備や森林の国土保全機能の維持・発揮を図ること目的に、木材利用が低位な都市部の建築物等における木質化を推進するための製品・技術の開発・普及等を推進する。 ①このため、CLT(直交集成板)強度データ等の収集、CLT施工マニュアル等の整備、中高層建築物等の木造化に向けた木質耐火部材等の開発を行う。 ②CLTの多様な活用事例を全国各地で展開し、施工方法の確立及びコストダウンを図るため、平成28年度早期に整備される予定のCLTIに関する告示を踏まえ、CLTを活用した先駆的な建築物の建設等を支援する。	平成27年度	365
農林水産省	9)農林水産	7-6	1次世代林業基盤づくり交付金「のうち森林・林業再生基盤づくり交付金(木材加工流通施設整備)	需要者ニーズに的確に対応したCLT等の新たな製品をはじめ地域材の安定的・効率的な供給体制を構築に必要な木材加工流通施設の整備を支援する。	平成25年度	6,141の内数
国土交通省	老朽化対策		鉄道施設総合安全対策事業業費補助	鉄道事業者が保有している橋りょうやトンネル等の鉄道施設には、法定耐用年数を超えたものも多くあり、これら施設を適切に維持管理することが課題となっている。このため、人口減少が進み経営環境が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、初期費用はかかるものの、将来的な維持管理費用を低減し長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を推進する。 また、本施策を講ずることにより、鉄道分野の民間施設の老朽化対策投資の促進が期待される。	平成20年度	3,632の内数

2. 税制・融資制度						
府省庁名	施策分野	45のプログラム番号	施策名	施策の概要	施策の開始時期	H28予算等 (百万円)
国土交通省	2)住宅・都市	1-1 1-2 3-4 4-2 4-3 5-1 5-2 5-7 6-4 7-3	住宅・建築物の耐震性の促進【再掲】	・耐震改修促進法に基づき、耐震診断の義務付け、指導・助言・指示等の規制措置に加え、耐震改修計画の認定制度や区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度、耐震性に係る表示制度等の耐震化の円滑な促進のための措置の活用により、住宅・建築物の耐震化を推進。 ・あわせて、防災安全交付金等による住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等に対する支援や耐震対策緊急促進事業による耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断・耐震改修等に対する特別な支援、法人税・所得税・固定資産税の特例により、住宅・建築物の耐震改修を支援。	平成26年度	-
国土交通省	2)住宅・都市	1-1 7-1	密集市街地の改善に向けた対策の推進	密集市街地において、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設への転換を行う防災街区整備事業を推進するため、所得税・法人税・住民税等の特例措置を講じる。	平成16年度	-
経済産業省 資源エネルギー庁	4)エネルギー	2-1 2-4 3-3 3-4 5-2 5-3 6-1 7-2	製油所の耐震強化等による石油製品入出荷機能の確保	製油所等の耐震・液状化対策や入出荷機能を維持すべく、平成25年に実施した地震や液状化等に対する耐性総点検の結果を踏まえ、①耐震・液状化・津波対策、②設備の安全停止対策、③入出荷バックアップ能力増強策を支援する。	平成24年度	石油コンビナート 事業再編・強靱 化等推進事業 27,000の内数
経済産業省 資源エネルギー庁	4)エネルギー	2-1 2-4 3-3 3-4 5-2 6-1	SS・LPガス充填所の災害対応能力強化	石油製品販売業者の運営コスト削減等による経営安定化、SSの災害対応能力強化に向けた人材の育成を支援。	平成23年度	770
経済産業省 資源エネルギー庁	4)エネルギー	2-1 2-4 5-2 6-1	災害時に地域の石油製品供給を維持するため、災害対応型SSを整備	石油製品の安定供給を確保するため、地下タンク等の撤去、災害対応能力を強化するための地下タンクの入れ替え・大型化や自家発電機導入、SS過疎地における簡易計量機の設置に係る費用を支援。	平成22年度	3,050
経済産業省 資源エネルギー庁	4)エネルギー	2-1 2-4 5-2 6-1	災害時に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進	避難所、病院等に設置する石油製品貯槽、発電機等を導入する者に対し、貯槽等の購入や設置工事に要する経費の一部を補助する。	平成26年度	670
総務省	6)情報通信	1-6 4-3	災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進	災害時に被災情報、避難情報等住民の生命・財産の確保に必要な情報の入手手段として大きな役割を果たす放送、特にラジオ放送が、当該情報を住民に適切に提供できないことがないよう、災害対策としてのラジオ送信所の整備等を行う民間放送事業者等に対し、予算措置や税制上の特例措置による支援を行い、当該整備を推進する。	平成25年度	128

2. 税制・融資制度						
府省庁名	施策分野	45のプログラム番号	施策名	施策の概要	施策の開始時期	H28予算等 (百万円)
総務省	6)情報通信	4-1	データセンター地域分散化促進税制	法人税の特例措置。 事業者が首都直下地震緊急対策区域として指定された区域以外のデータセンター内にサーバー等の設備を取得して行う、バックアップ事業を支援。	平成25年度	—
内閣府 経済産業省 厚生労働省	7)産業構造	5-1	地方拠点強化税制	東京一極集中を是正し、地方に安定した良質な雇用を創出するため、地域再生法に基づき自治体が作成する計画に沿って、地方拠点の強化・拡充を行う企業に対する税制等の支援措置を実施。具体的には、地方にある企業の本社機能を強化する取組(拡充型)に対してオフィス減税、雇用促進税制の特例により支援をするとともに、東京23区からの移転の場合(移転型)、拡充型よりも深掘りした支援措置を行う。	平成27年8月	—
国土交通省 内閣府 総務省 経済産業省	8)交通・物流	1-1 1-3 1-4 1-6 2-1 2-2 2-3 2-4 2-6 3-3 3-4 4-1 5-1 5-2 5-5 5-8 6-1 6-4 8-4	防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置	緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置により、電気・通信事業者等の負担の軽減を図ることで、無電柱化事業を促進する。	平成28年度	—
国土交通省 内閣府	8)交通・物流	1-3 5-3 7-2	津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置	市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等について固定資産税の特例措置により、臨海部に立地する民間企業の津波対策を促進するもの。	平成24年度	—
国土交通省 内閣府	8)交通・物流	5-2 5-3 6-1 7-2	コンビナート災害の発生・拡大防止と機能停止時のエネルギー供給確保	非常災害が発生した際に、海上輸送機能を維持しエネルギー供給等を確保するため、法人税及び固定資産税の特例措置により、石油・石油製品等の民有護岸等の耐震改修を推進するもの。	平成26年度	—
国土交通省	8)交通・物流	1-1 1-2 2-2 5-5 6-4 8-4	鉄道施設の耐震対策	鉄道事業者が実施する主要駅や高架橋等の耐震対策により取得した固定資産に係る固定資産税について、課税標準を2/3に軽減する税制特例措置により、鉄道事業者の負担の軽減を図ることで、より一層の推進を図っているところ。	平成25年度	—

3. 規制改革・情報提供							
府省庁名	施策分野	45のプログラム番号	施策名	施策の概要	施策の開始時期	H28予算等 (百万円)	
総務省	1)行政機能／ 警察・消防等	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6	次世代G空間社会の構築(G空間2.0)事業	「G空間×ICT」プロジェクトの「社会実証事業」の成果及びH28年度の「G空間情報センター」の運用開始を踏まえ、ICTと融合し新たなイノベーションをもたらす地理空間情報(G空間情報)の多様な分野における利活用の本格化に向け、同センターを活性化し、防災システム等の普及促進を産学民官により実施。	平成28年度	237	
総務省	1)行政機能／ 警察・消防等	5-3	危険物施設の震災等対策ガイドライン	東日本大震災の実態を踏まえ、危険物施設における震災等対策(事前の計画の作成、従業員への教育・訓練、震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等)を適切かつ容易にするためのガイドラインを作成し、消防本部等を通じて事業者等に周知した。	平成25年度	-	
総務省	1)行政機能／ 警察・消防等	5-3 6-1	内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置の実施並びに地下貯蔵タンク等の規制の合理化	既設の地下貯蔵タンクの設置年数、塗覆塗の種類の種類及び設計板厚から腐食のおそれ(特に)高いものとされるものについて、腐食を防止するためのコーティング等の流出事故防止対策を講ずること及び地下貯蔵タンクの材質の性能規定化等を主な内容とする危険物の規制に関する規則等の改正を行った。	平成22年度	-	
総務省	1)行政機能／ 警察・消防等	6-1	非常災害時における危険物の貯蔵・運搬	東日本大震災時に行われた仮貯蔵・仮取扱い等の実態を調査するとともに、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方について検討を行い、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドラインを策定し、消防本部等に周知した。	平成25年度	-	
総務省	1)行政機能／ 警察・消防等	6-1	現在実施中の石油タンクの耐震化の促進	危険物の規制に関する政令等において、新基準への適合の期限を平成29年3月31日までと規定しており、会議等の機会を捉え、期限までに全ての石油タンクについて耐震基準に適合させるよう推進している。	平成10年度	-	
国土交通省	2)住宅・都市	1-1	老朽化マンションの建替え等の促進	耐震性不足のマンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度の創設及び総合設計制度等の活用により老朽化マンション等の建替えが容易になった旨の調査結果を踏まえ、耐震性不足の認定を受けたマンションの建替えの容積率制限の緩和と制度の創設を内容とする改正マンション建替円滑化法を平成26年12月に施行するとともに、これ併せて、「耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン」を策定した。	平成26年度	-	
経済産業省 資源エネルギー庁	4)エネルギー	2-1 2-4 3-3 3-4 5-2 6-1	被災地以外からのバックアップ体制強化	燃料供給のバックアップ体制を強化するため、事業者、国、地方公共団体による訓練の実施を通じて得られた課題の改善を図る。また、被災地域内の製油所の精製機能が停止した際、地域外からの石油製品の供給を確保すべく、石油精製・元売各社において策定された「系列BCP」について、外部有識者による系列BCP格付け審査等を通じ、不断の見直しを促進する。	平成25年度	-	

3. 規制改革・情報提供						
府省庁名	施策分野	45のプログラム番号	施策名	施策の概要	施策の開始時期	H28予算等(百万円)
経済産業省 資源エネルギー庁	4) エネルギー	2-1 2-4 3-3 3-4 5-2 6-1	災害時石油供給連携計画の訓練及び計画の見直し	石油備蓄法により、大手石油精製・元売会社に対し、災害時の石油供給を大手石油精製・元売会社が一致協力して行えるよう全国10地域ごとに共同作業体制の構築、設備の共同利用、石油輸送協力等の計画(災害時石油供給連携計画)の共同作成が義務づけられており、災害により石油供給不足が発生する場合には、①コンビナート防災訓練等が実施され、②関係機関合同でのコンビナート防災訓練や燃料供給にかかる実動訓練の継続的な実施及び連携強化等に取り組む。	平成24年度	—
農林水産省	4) エネルギー	6-1	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	地域主導で農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットの地域への還元、特に、地域の農林漁業の発展に活用することを通じ、農山漁村の活性化を図るため、農林漁業者等が主導して行う再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想(入口)から運転開始(出口)に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援する。	平成25年度	103
金融庁	5) 金融	5-7	金融機関等の業務継続体制に対するモニタリングの実施	各業態向けの監督指針において、金融機関に対するモニタリングの中で、金融機関における危機管理体制に重大な問題がないか検証することとしている。 具体的には、地震等の自然災害を含む危機を対象とした危機管理マニュアル及び業務継続計画の策定状況や、定期的な点検・訓練の実施状況のほか、システムセンター等のバックアップや重要業務の再開等の体制整備の状況について留意することとしており、危機発生時においても、国民生活・経済にとって重要な業務の継続が確保されるようモニタリングを行うこととしている。	平成16年5月	—
農林水産省	9) 農林水産	5-8	土地改良施設に係る施設管理者の業務継続体制の確立(継続計画策定)の推進及び体制強化	被災の影響を最小化すると共に、迅速な復旧・復興を可能とするため、水利施設等の管理者である土地改良区等において被害軽減措置の優先度、支援受け入れ体制の確立、資機材・人員確保のための調達計画等の内容を「業務継続計画策定マニュアル」を活用し、関係機関と連携のもと基幹的農業水利施設を管理している土地改良区等の施設管理者へ業務継続計画策定等の支援を行う。	平成28年度	—
農林水産省	9) 農林水産	5-8	食品サプライチェーン強化総合対策事業	首都直下地震や南海トラフ巨大地震の大規模災害時においても円滑な食料供給を維持及び早期に回復させるため、食品製造業者、加工食品卸売業者、食品小売業者、卸売市場等の食品産業事業者の業界団体や学識経験者による連携・協力体制構築のための協議及び食品産業事業者の立地状況等をまとめた食料産業ハザードマップを作成し、業界団体を通じた普及・啓発のためのセミナーの開催及び食品産業事業者間のマッチングの場の提供により、食品産業事業者間の震災時における連携・協力体制の構築を図る取組を支援する。	平成27年度	19
農林水産省	9) 農林水産	7-6	新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及	木材利用を拡大することによって森林の適正な整備や森林の国土保全機能の維持・発揮を図ることを目的に、木材利用が低位な都市部の建築物等における木質化を推進するための製品・技術の開発・普及等を推進する。 ①このため、CLT(直交集成板)強度データ等の収集、CLT施工マニュアル等の整備、中高層建築物等の木造化に向けた木質耐火部材等の開発を行う。 ②CLTの多様な活用事例を全国各地で開催し、施工方法の確立及びコストダウンを図るため、平成28年度早期に整備される予定のCLTに関する告示を踏まえ、CLTを活用した先駆的な建築物の建設等を支援する。	平成27年度	365

(参考3) 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について

○ 標記関係府省庁の支援についての方向性

地方公共団体により策定される国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し、政府として、以下に掲げる32の関係府省庁所管の交付金・補助金等による支援を講じる。

(単位：百万円)

府省庁名	交付金・補助金の名称	交付金・補助金の概要	国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する支援の内容	交付率	交付対象	(参考) 平成28年度 政府予算案
内閣府	地方創生推進交付金	地域再生法の規定により、地方公共団体が作成する地域再生計画に基づき、先駆的な取組等に対して支援を行う。 ○対象分野 ・「小さな拠点」の形成等 ・都市のコンパクト化と交通ネットワークの形成 など	国土強靱化施策も含む連携事業として、地域再生計画にも位置づけられた場合、交付の判断にあたって、一定程度配慮	1/2等	都道府県、市区町村	100,000の内数

(単位：百万円)

内閣府	都市再生安全確保計画策定事業費補助金	都市再生安全確保計画の策定を促進し、都市の安全・安心の確保を図るため、同計画の作成に係る必要な基礎データ等の収集・分析等に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1/2	市区町村、都道府県、民間事業者等	38
警察庁	都道府県警察施設整備補助金 (警察施設整備関係)	都道府県が実施する警察施設(都道府県警察本部、警察署等)の整備に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	5/10	都道府県	8,605
警察庁	特定交通安全施設等整備事業に係る補助金	道路における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路における特定交通安全施設等整備事業(交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)第3条第1項に規定する特定交通安全施設等整備事業をいう。)の実施に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	5/10	都道府県	17,717 の内数

(単位：百万円)

<p>総務省</p>	<p>地域公共ネットワーク等強化事業費補助金（放送ネットワーク整備支援事業）</p>	<p>放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、次の整備に対して支援を行う。 ①放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備 ②ケーブルテレビ幹線の２ルート化等の整備</p>	<p>交付の判断にあたって、一定程度配慮</p>	<p>1/2、 1/3</p>	<p>都道府県、市町村、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等</p>	<p>128</p>
<p>総務省</p>	<p>無線システム普及支援事業費等補助金（民放ラジオ難聴解消支援事業）</p>	<p>国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局の整備に対して支援を行う。</p>	<p>交付の判断にあたって、一定程度配慮</p>	<p>1/2、 2/3</p>	<p>都道府県、市町村、特定地上基幹放送事業者等</p>	<p>1,006</p>
<p>総務省</p>	<p>観光・防災Wi-Fiステーション整備事業</p>	<p>観光や防災の拠点における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるため、公衆無線LAN環境の整備に対して支援を行う。</p>	<p>交付の判断にあたって、一定程度配慮</p>	<p>① 1/2 ② 1/3</p>	<p>①都道府県、市町村 ②第三セクター</p>	<p>262</p>

(単位：百万円)

総務省	無線システム普及支援事業（周波数有効利用促進事業）	拡大する電波利用に迅速・適切に対応し、周波数の一層の有効利用を図るため、防災行政無線（移動系）及び消防・救急無線のデジタル化に係る整備に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1 / 2	市町村（消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む）	1, 185
総務省	消防防災施設整備補助金	地方公共団体が整備する消防防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫（地域防災拠点施設）、高機能消防指令センター等）の整備に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1 / 3、 1 / 2、 5. 5 / 10	地方公共団体	1, 437
総務省	緊急消防援助隊設備整備補助金	地方公共団体が整備する緊急消防援助隊の設備（消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等）に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1 / 2	地方公共団体	4, 895

(単位：百万円)

文部科学省 【新規】	学校施設環境改善交付金	子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には子供たちの命を守り、また、避難所となる学校施設の耐震化、防災機能強化、老朽化対策を推進するため、経費の一部を国庫補助している。	交付の判断にあたって一定程度配慮	1/3、1/2等	地方公共団体	28,188
厚生労働省	社会福祉施設整備補助金	災害発生時に避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、障害福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	定額、1/2等	都道府県、指定都市、中核市	6,956の内数
厚生労働省	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の整備、及び自力避難が困難な児童が多数入所する児童養護施設等の耐震化、スプリンクラーの整備等に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	定額(1/2相当、1/3相当)	都道府県、市区町村	5,662の内数
厚生労働省	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	災害発生時に避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	定額	市区町村	2,066の内数

(単位：百万円)

厚生労働省	保育所等整備交付金	待機児童解消を確実なものとするため、平成 29 年度末までの整備拡大量を 40 万人から 50 万人に拡大し、「待機児童解消加速化プラン」に基づく認可保育所等の整備により、保育所の耐震化等の整備に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	定額 (1/2 相当等)	市区町村	53,421 の内数
農林水産省	農村地域防災減災事業	安定的な農業経営や安全安心な農村生活を実現するため、農村地域における総合的な防災減災対策に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1/2、 5.5/10 等	都道府 県、市町 村等	50,768
農林水産省	農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策	災害時の避難所として活用される地域間交流拠点施設等の防災・減災対策に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	定額 (1/2 以内等)	都道府 県、市町 村、農林 漁業者の 組織する 団体等	5,335 の内数
農林水産省	強い農業づくり交付金	食料の安定的な供給体制等を確保するため、各卸売市場が経営展望に即して行う産地や実需者との連携、品質管理の高度化等に資する施設の施設整備等に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	4/10 以内 1/3 以内	都道府 県、市町 村等	20,785 の内数

(単位：百万円)

農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣被害防止特措法（平成19年法律第134号）により市町村が作成する「被害防止計画」に基づく、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	定額、1/2以内等	都道府県、地域協議会等	9,500
農林水産省	治山事業	森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から地域の安全・安心を確保し、また、水源の涵養、生活環境の保全及び形成を図るため、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1/2等	都道府県	54,026
農林水産省	次世代林業基盤づくり交付金のうち森林・林業再生基盤づくり交付金	行政と住民との防災に関する情報共有体制の整備等、地域の防災体制を強化する取組に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1/2	都道府県	6,141の内数

(単位：百万円)

農林水産省	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う森林整備、森林資源の利 用、森林環境教育などの活動に対して 支援を行う。(本交付金は、地域の活動 組織からの申請に応じて、各地域協議 会の裁量により予算を配分する仕組 み。)	交付の判断にあつて、一定程度配慮	定額	地域協議 会	2,462
農林水産省	水産基盤整備事業	地震・津波等に対する漁港及び背後集 落の安全確保のため、漁港施設の地 震・津波対策、長寿命化対策に対して 支援を行う。	交付の判断にあつて、一定程度配慮	1/2等	都道府 県、市町 村等	44,781
農林水産省	強い水産業づくり交付金	漁港や漁村において、地震や津波によ る災害の未然防止、被害の拡大防止、 被災時の応急対策を図る際に必要と なる施設整備等に対して支援を行う。	交付の判断にあつて、一定程度配慮	定額 (1/2 等)	都道府 県、市町 村等	67

(単位：百万円)

農林水産省	農山漁村地域整備交付金	地方の裁量によって実施する農山漁村の防災・減災対策や農林水産業の基盤整備に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1/2等	都道府県、市町村	106,650
農林水産省 【新規】	海岸事業（漁港海岸）	海岸法に基づき、国土の保全を目的として、津波、高潮、波浪による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の整備を推進	交付の判断にあたって、一定程度配慮	2/3	都道府県、市町村	699
経済産業省	自立防災型高効率給湯器導入支援補助金	災害時に電力供給が途絶した場合でも、専用のバックアップ電源から電力を供給することができると高効率給湯器の普及を促進することにより、防災拠点等の災害対応力の強化を図る。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	定額（従来型との価格差の1/2相当分）	個人、民間事業者、都道府県、市区町村等	108

(単位：百万円)

経済産業省	石油製品利用促進対策事業費補助金	災害等により供給網が途絶した場合であってもエネルギーの安定供給を確保するため、避難所、病院等に設置する災害時に活用可能な石油製品・LPGガスの貯槽等の導入について支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	2/3 (中小企業) 1/2 (中小企業以外)	都道府県、市区町村等	670
経済産業省	地域エネルギー供給拠点整備事業費補助金	石油製品の安定供給を確保するため、災害対応能力を強化するための地下タンクの入換や自家発電機導入、過疎地における地下タンクが不要な簡易計量機の設置、地下タンク等の放置防止等に係る費用に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	10/10 (地方公共団体実施)、 3/4 (過疎※条件付き・中小企業)、 2/3 (非過疎・中小企業)、 1/4 (中小企業以外) 他	都道府県、市区町村、揮発油販売事業者等	3,050
経済産業省	石油製品流通網維持強化事業費補助金	石油製品の安定供給を確保するため、地域の実情等を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業等に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	定額 (10/10)	都道府県、市区町村、揮発油販売事業者等	770

(単位：百万円)

国土交通省	防災・安全交付金	地方公共団体が作成した、命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するための「整備計画」に基づく取組について、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等に対して総合的・一体的に支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	定額	地方公共団体等	1,100,234
環境省 【新規】	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）	生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するとともに、災害に強い浄化槽の特徴を活かし、強靱なまちづくりに資する浄化槽の整備に対して支援を行う。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1/3 1/2	市町村等	8,924 の内数

注：上記の表に掲げられた交付金・補助金に係る支援措置のほか、国土強靱化地域計画の円滑な推進に資する「公共施設等総合管理計画」の策定について、別途、地方財政措置が講じられている。

(参考4) 国土強靱化基本計画を反映した国の他の計画等

名称	決定主体	主要分野名	直近の改正等
都市再生基本方針	閣議決定	住宅都市	H26.8.1
宇宙基本計画	宇宙開発戦略本部	情報通信	H27.1.9
土砂災害防止対策基本指針	国土交通大臣	国土保全	H27.1.16
海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針	農林水産大臣及び 国土交通大臣	国土保全	H27.2.2
交通政策基本計画	閣議決定	交通物流	H27.2.13
首都直下地震緊急対策推進基本計画	閣議決定	分野横断	H27.3.31
食料・農業・農村基本計画	閣議決定	農林水産	H27.3.31
世界最先端 I T 国家創造宣言	閣議決定	情報通信	H27.6.30
国土形成計画（全国計画）	閣議決定	分野横断	H27.8.14
国土利用計画（全国計画）	閣議決定	土地利用	H27.8.14
社会資本整備重点計画	閣議決定	分野横断	H27.9.18
廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針	環境大臣	環境	H28.1.21
科学技術基本計画	閣議決定	研究開発	H28.1.22
防災基本計画	中央防災会議	分野横断	H28.2.16

活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針	内閣総理大臣	分野横断	H28.2.22
住生活基本計画	閣議決定	住宅都市	H28.3.18
建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	国土交通大臣	住宅都市	H28.3.25
北海道総合開発計画	閣議決定	土地利用	H28.3.29
中心市街地の活性化を図るための基本的な方針	閣議決定	住宅都市	H28.4.1

<参考>国土強靱化政策大綱（平成 25 年 12 月）を踏まえて改正等された国の他の計画等

名称	決定主体	主要分野名	直近の改正等
政府業務継続計画 （首都直下地震対策）	閣議決定	分野横断	H26.3.28
南海トラフ地震防災対策推進基本計画	中央防災会議	分野横断	H26.3.28
エネルギー基本計画	閣議決定	エネルギー	H26.4.11
森林整備保全事業計画	閣議決定	農林水産	H26.5.30